

相模原市農村環境計画

令和7年12月

相模原市

目次

第1章 相模原市農村環境計画の策定	1
1. 農村環境計画の概要	2
(1) 農村環境計画とは.....	2
(2) 農業・農村と環境の関わり	2
2. 相模原市農村環境計画策定の経緯.....	3
(1) 市町合併を経た新たな相模原市の特性への対応	3
(2) 農業・農村環境を取り巻く情勢の変化への対応	4
3. 計画の位置付け	6
4. 計画の対象地域.....	7
第2章 地域の環境評価	9
1. 地域概要	10
(1) 位置	10
(2) 沿革	11
2. 現況の把握	12
(1) 自然環境	12
(2) 生活環境	56
(3) 生産環境	74
3. 環境特性及び課題	94
(1) 自然環境	94
(2) 生活環境	96
(3) 生産環境	98
第3章 地域の整備計画	101
1. 上位・関連計画	102
(1) 未来へつなぐさがみはらプラン～相模原市総合計画～（令和2年3月）	102
(2) 第3次相模原市環境基本計画（改定版）（令和6年3月）	103
(3) 第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略（令和2年3月）	104
(4) さがみはら都市農業振興ビジョン2025（平成28年3月）	105
(5) 相模原農業振興地域整備計画書（令和3年3月）	106
(6) 相模原市景観計画（平成22年3月、令和3年5月変更）	107
(7) 金原地区土地改良事業基本構想（令和6年3月）	108
2. 地域の整備計画	109
(1) 農業生産基盤整備開発計画	109
(2) 農業近代化施設整備計画	110
(3) 農業農村整備事業計画図	110

第 4 章 農村環境保全の基本方針	111
1. 農村環境保全の基本方針	112
第 5 章 農業農村整備事業における整備方針	115
1. 広域的整備計画	116
(1) 生態系配慮の考え方	116
(2) 景観配慮の考え方	117
(3) 広域的整備区分	120
2. 地域別整備計画	122
(1) 地域別整備区分	122
3. 農村環境整備計画	127
(1) 「環境創造区域」、「環境配慮区域」の設定目的	127
(2) 「環境創造区域」、「環境配慮区域」とは	128
(3) 「環境創造区域」、「環境配慮区域」の区域区分	129
第 6 章 農村環境計画の推進体制	139
1. 推進体制	140
2. 住民参加	140
3. 関係機関との調整	140

第1章 相模原市農村環境計画の策定

1. 農村環境計画の概要

(1) 農村環境計画とは

農業・農村は、食料等の安定供給という本来的な役割に加え、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、多面的、公益的な機能を有しており、これらの機能は、農村に住んでいる人たちによる適切な農林業活動を通じて維持・増進されています。さらにこれらの機能は、農村に住んでいる人だけではなく、都市に住む人も含め、国民全体に利益をもたらしており、この農業・農村の持つ機能を今後とも維持・発展させる必要があります。

また、環境に対する国民の関心が高まる中で、農業を支援するための農業農村整備事業においても、総合的かつ効率的な環境保全対策を講じる必要性が一層高まっています。平成 13 年には土地改良法が改正され、土地改良事業の実施に際し「環境との調和への配慮」を行うことが原則化され、全国各地で農業農村整備事業の実施に際し、環境との調和への配慮に係る取組が定着しています。

地域住民の多種多様な意向を踏まえ、農業の有する多面的機能を適切かつ十分に発揮させ、環境に配慮した農業農村整備事業等の基本的な方向を示すためには、市町村ごとに基本構想を策定する必要があります。このような農村環境に対する基本構想をまとめ、農村地域を望ましい方向へ導くためのマスタープランが、農村環境計画です。

(2) 農業・農村と環境の関わり

農業は、その持続的な営みを通じて里地・里山といった自然環境を形成しています。水田をはじめとする農地や水路、ダム、ため池などでは、農業生産活動のために定期的、周期的に人間の手がかえられることで、原生自然に対して「二次的自然」と呼ばれる自然環境が維持されてきています。この二次的自然は多様な生物が生息する環境であることから、営農の持続は、二次的自然の形成、さらには生物多様性の保全に大きく貢献しています。したがって、二次的自然をよりどころとする生物多様性の保全には、営農の持続による農業・農村の保全が求められます。

2. 相模原市農村環境計画策定の経緯

(1) 市町合併を経た新たな相模原市の特性への対応

相模原市（以下、「本市」）では平成13年3月に「相模原市農業農村環境整備計画」を策定し、「豊かな自然環境の保全」「都市環境と調和する良好な生産環境・集落環境の創造」「田園景観の保全・活用」「市民の農とのふれあいの創造」を目標に各種取組を進めてきました。一方で本市は平成18年に津久井町及び相模湖町と、平成19年に城山町及び藤野町と合併し、首都圏南西部における社会・経済の拠点都市という旧相模原市の特徴に加え、豊かな森林や水源、良好な生物の生息・生育環境及び優れた景観資源が分布するという津久井地域の特徴も併せ持つことになりました。

本市と合併した津久井地域^{注)}の旧町のうち、城山町、津久井町、藤野町においても、環境との調和への配慮に向けた計画である「城山町農村環境計画（平成17年3月）」「津久井町農村環境整備計画（平成17年3月）」「藤野町農村環境整備計画（平成18年3月）」が策定されています。これら旧町の計画と「相模原市農業農村環境整備計画」を統合し、都市地域と中山間地域の両方の特徴を持つ「新たな相模原市」を対象とした計画を策定する必要があります。



図1-1 本市の行政区界及び旧市町界

注) 以下、旧津久井郡を構成していた旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町をあわせて「津久井地域」と記載する。

(2)農業・農村環境を取り巻く情勢の変化への対応

「相模原市農業農村環境整備計画」は、平成13年3月の計画策定から24年が経過しており、計画策定からこれまでの間、本市の農業・農村環境を取り巻く状況は大きく変化しています。

近年では農業生産性の一層の向上を図るため農地の大区画化・汎用化等の整備が展開され、これにより農地と水路を結ぶ生態系ネットワークの確保が難しくなるなど、従来の生態系配慮手法が適用できない場合もある一方で、農業者の減少と高齢化が進み、生態系配慮施設の維持管理が困難になるなど、生態系配慮を進めていく上での状況が変化してきています。このことから、農林水産省では令和2年に、これらの課題と方向性について「今後の生態系配慮の方向性（提言）」として取りまとめています。

また、農林水産業は生物多様性からもたらされる自然の恵みを利用して行われる生産活動であるとともに、その持続的な営みを通じて里地・里山といった自然環境を形成し、生物多様性に貢献しています。一方で「生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書（JB03）」（2021年3月）によれば、我が国における生物多様性及び生態系サービスの損失・劣化の状態は、この50年間長期的に悪化傾向にあり、それらの直接的な要因の影響も大きいまま推移しています。この直接的な要因が、「生物多様性の4つの危機」と呼ばれる以下4つの危機です。

- ・第1の危機：人間活動や開発による危機
- ・第2の危機：自然に対する働きかけの縮小による危機
- ・第3の危機：人間により持ち込まれたものによる危機
- ・第4の危機：地球環境の変化による危機

農林水産分野では、「第2の危機」に含まれる里地・里山の管理・利用の縮小等による生物多様性の損失が指摘されています。

我が国では生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するため、平成19年より「農林水産省生物多様性戦略」を策定し、施策を推進するとともに、「生物多様性国家戦略」に反映しています。直近の国内外の動向としては、持続可能でよりよい世界を目指すため「SDGs（持続可能な開発目標）」が平成27年に採択され、生物多様性の損失を止め自然を回復軌道に乗せるため「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が令和4年に採択されたほか、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を図るため「みどりの食料システム戦略」が令和4年に策定されました。これらの動向を受けて、農林水産省及び環境省は令和5年にそれぞれ「農林水産省生物多様性戦略」の改定、「生物多様性国家戦略2023－2030」の策定を実施しています。

本市においても、これら農業・農村環境を取り巻く直近の情勢を踏まえた、新しい計画の策定が求められていることから、「相模原市農村環境計画」を取りまとめました。

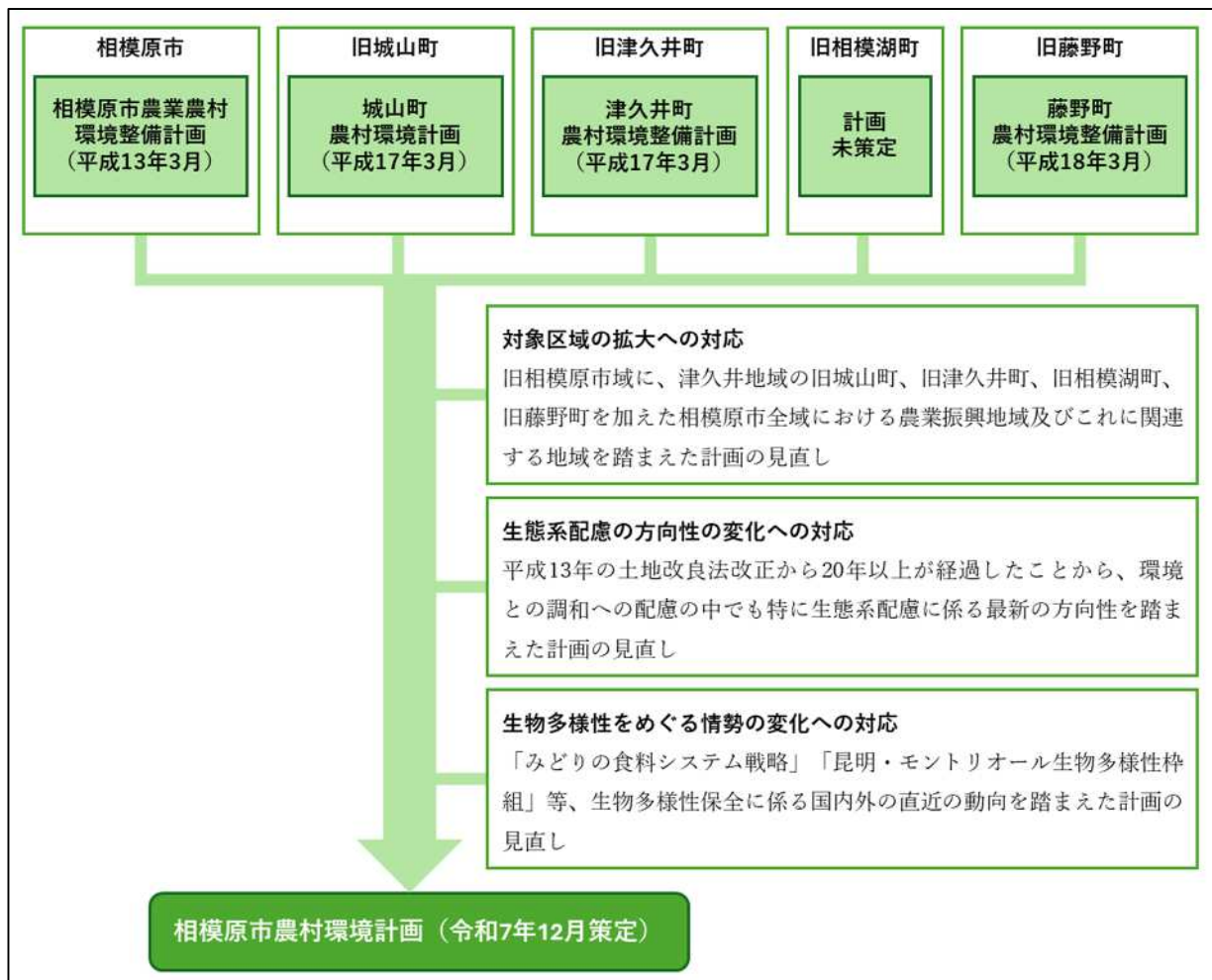


図1-2 相模原市農村環境計画策定の経緯

3. 計画の位置付け

相模原市農村環境計画（以下、「本計画」）は、国（農林水産省、環境省）や神奈川県、本市が策定した各種上位計画等に基づき、農業農村整備事業における環境配慮の基本的な方向性を定め、各種事業計画の指標を示すための基本構想・基本計画です。

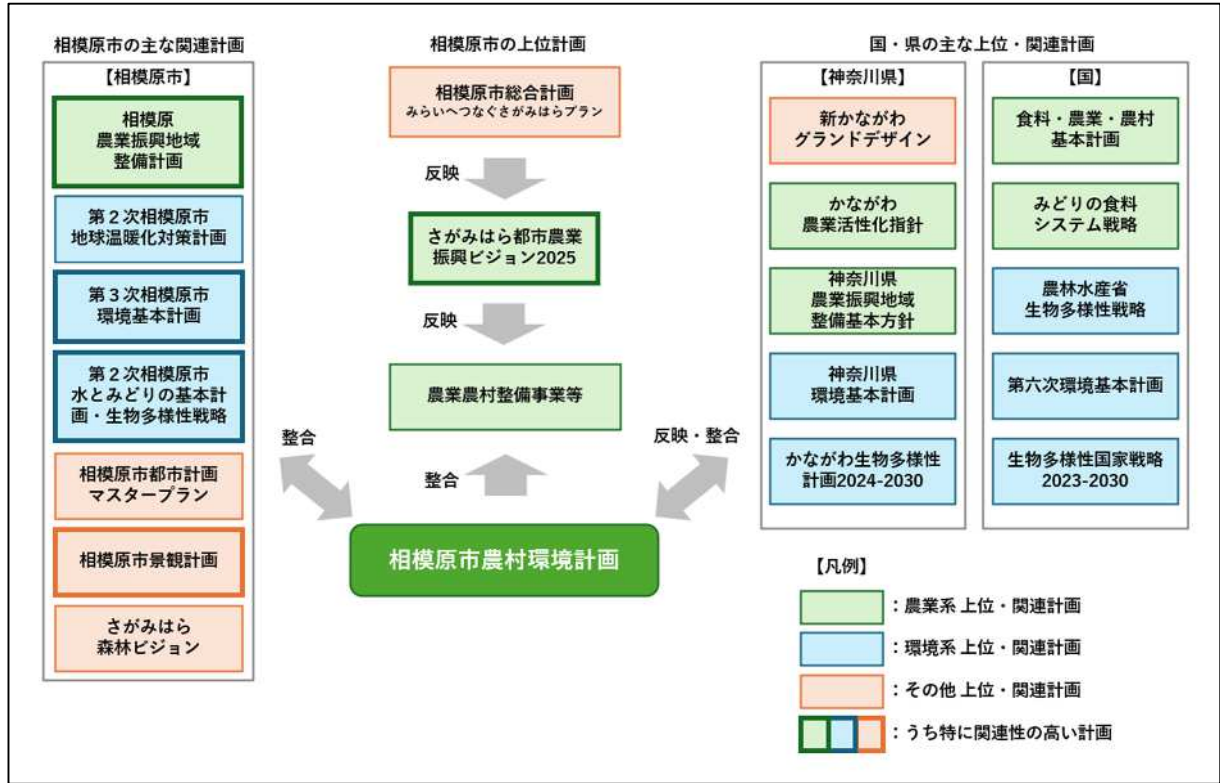


図1-3 相模原市農村環境計画の位置付け

第2章 地域の環境評価

1. 地域概要

(1)位置

本市は、神奈川県北西部に位置し、北部は東京都、西部は山梨県と接しています（図2-1）。面積は328.91km²で神奈川県総面積の約14%を占めています。市の西部には、丹沢大山国立公園や県立陣馬相模湖自然公園に指定された森林地帯など貴重な自然環境を形成した山々が連なり、県民の水がめである相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖等を抱えています。これらの湖の周辺や相模川、道志川、串川沿いの流域に広がる緩やかな丘陵地には、自然と共生するみどり豊かな街並みが形成されています。

一方、市の東部は、相模川沿いの3つの河岸段丘（相模原段丘、田名原段丘及び陽原段丘）が形成されているほか、北側には城山湖周辺を水源とする境川が流れています。

また、相模原台地の上段は、公共交通網の充実により、利便性が高い地域として土地利用が進んでいますが、河岸段丘の間の斜面は樹林帯が連なり、都市部における貴重なみどりとなっています。

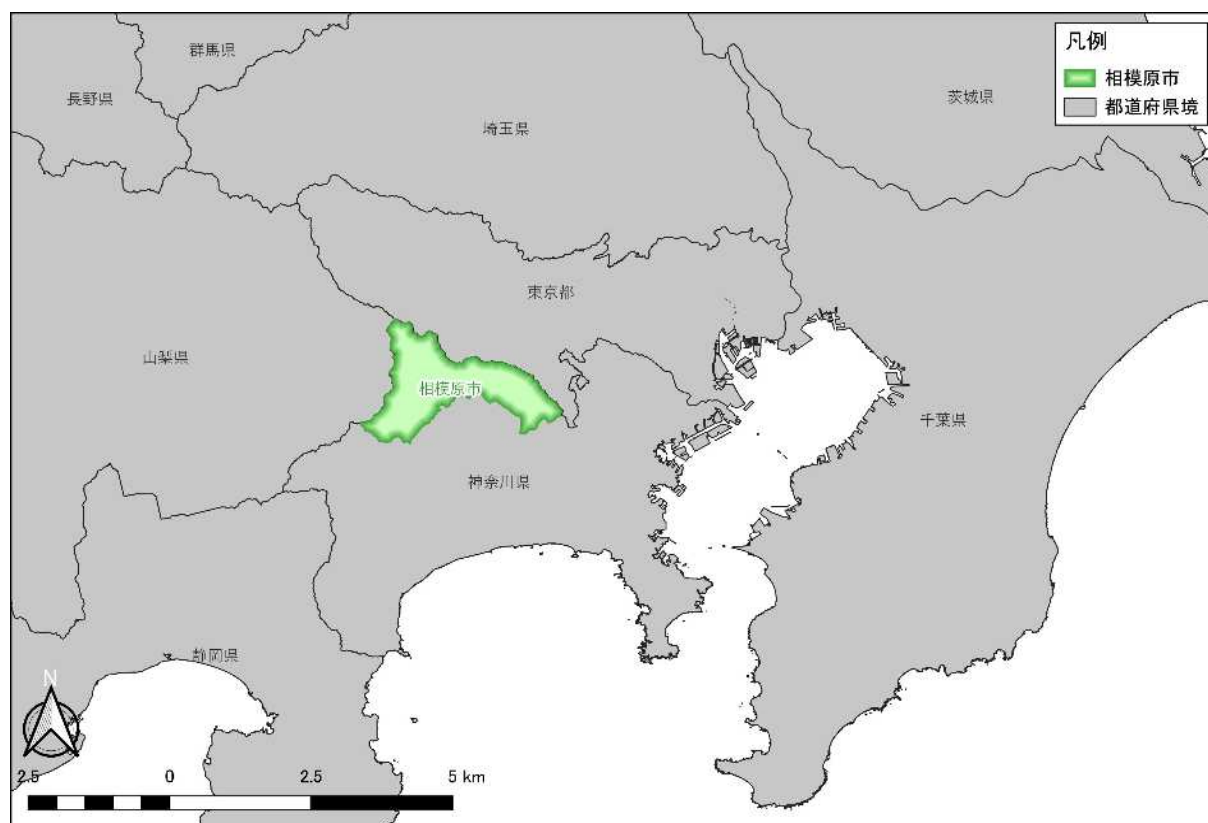


図 2-1 本市の位置

(2)沿革

昭和 29 (1954) 年 11 月 20 日の市制施行後は、積極的な工業誘致や全国でもまれにみる人口急増期を経て、内陸工業都市、首都圏のベッドタウンとして発展してきました。その後、平成 18 (2006) 年 3 月に旧津久井町及び旧相模湖町と、翌年 3 月に旧城山町及び旧藤野町との合併により、県内では横浜市に次ぐ 2 番目の広さとなりました。また、平成 22 (2010) 年 4 月 1 日には、戦後に誕生した市として初めて政令指定都市となりました。

表 2-1 本市の沿革

年 月 日	事 項	
	旧相模原市	津久井地域
明治 22 年 4 月	町村制施行により、相原、大野、大沢、田名、溝（後に上溝）、麻溝、新磯の 7 村となる	町村制施行により、9 村・5 組合村となる
昭和 16 年 4 月 29 日	高座郡上溝町、座間町、相原村、大野村、大沢村、田名村、麻溝村、新磯村の 2 町 6 村が合併し町制施行、相模原町成立	—
昭和 23 年 9 月 1 日	座間町分離	—
昭和 29 年 11 月 20 日	相模原町を廃し市制施行	—
昭和 30 年 1 月	—	2 町 2 村が合併し、相模湖町成立
昭和 30 年 4 月	—	3 村が合併し、城山町成立 1 町 5 村が合併し、津久井町成立
昭和 30 年 7 月	—	1 町 4 村が合併し、藤野町成立
平成 15 年 4 月	中核市へ移行	—
平成 18 年 3 月 20 日	津久井郡津久井町、相模湖町を編入合併	
平成 19 年 3 月 11 日	津久井郡城山町、藤野町を編入合併	
平成 22 年 4 月 1 日	政令指定都市へ移行	

出典) 相模原市「令和 6 年版統計書」(令和 7 年 3 月)、相模原市・城山町合併協議会「合併まちづくり計画」、相模原市 HP

2. 現況の把握

(1) 自然環境

1) 気候

本市の気候は、寒暖の差があまり大きくなく、夏に雨が多く、冬は乾燥します。年間気温の平均値（令和2～6年）は消防局地点（中央区中央）で16.8℃、津久井消防署地点（緑区寸沢嵐）で15.6℃で温暖です。また、月平均気温は消防局地点で5.8℃～28.3℃、津久井消防署地点で4.1～27.5℃で推移しています。年間降雨量の平均値（令和2～6年）は消防局地点で1,782mm、津久井消防署地点で1,499mmです。また、月降雨量は梅雨期の6～7月、台風の来襲する8～10月に多く、1～2月及び11～12月は少ない傾向にあります。

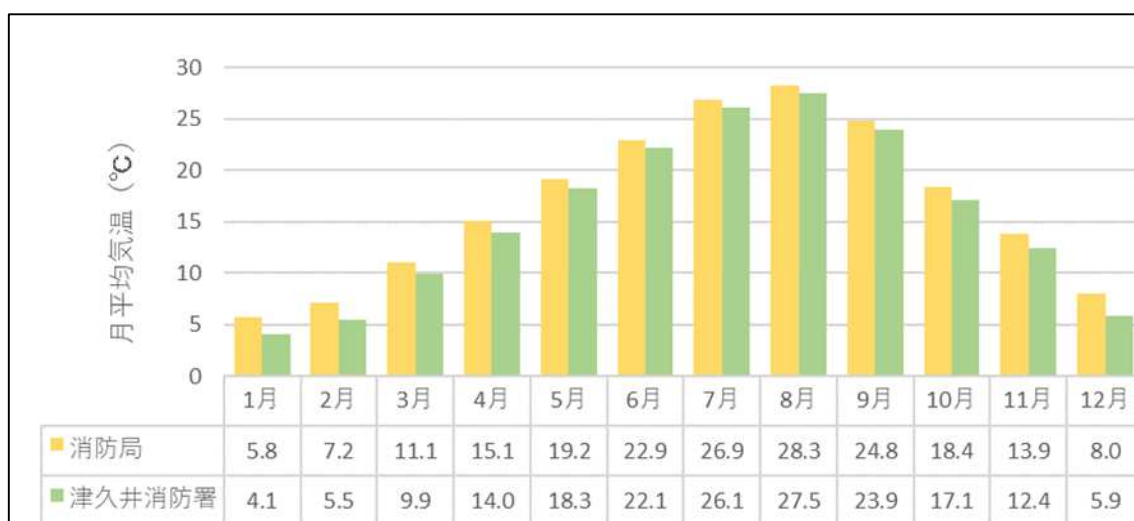


図 2-2 本市の月平均気温（令和2～6年の平均値）

出典）相模原市「令和6年版統計書」（令和7年3月）

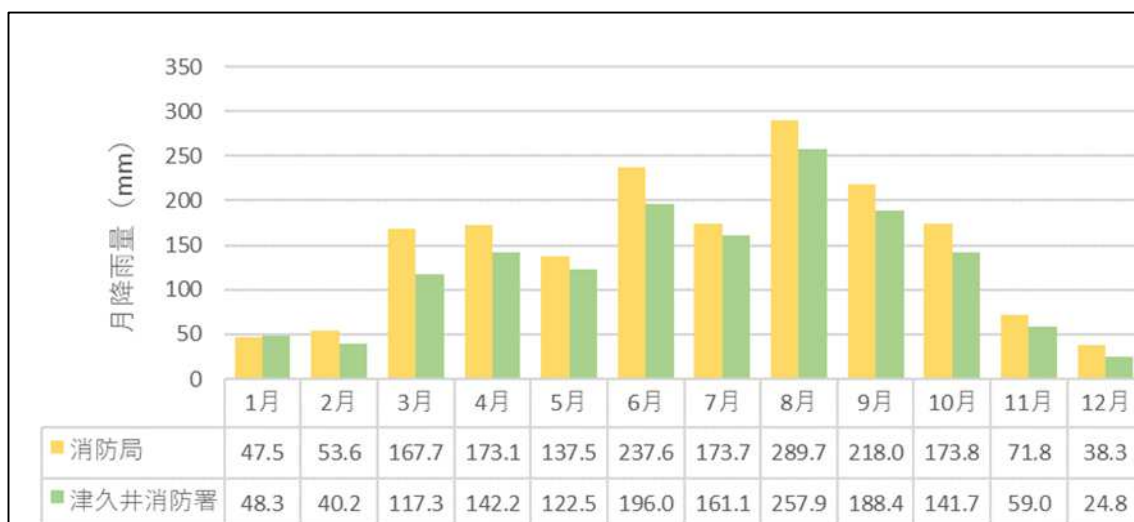


図 2-3 本市の月降雨量（令和2～6年の平均値）

出典）相模原市「令和6年版統計書」（令和7年3月）

2)地形

本市は神奈川県北西部に位置し、緑区域山地区を境にして西の主に山地が分布する地域と、東の主に台地からなる地域に大別されます。本市東部には、多摩丘陵と相模低地に挟まれた相模原台地が広がっています。北東境の多摩丘陵との間には境川、南西側の相模低地には相模川が流れています。相模原台地は、南北に伸びる台地で、緩やかな起伏を伴って南に傾斜をしています。台地は、数段の平坦面（段丘）で構成されており、その境は比高（平坦面同士の高度差）数mの傾斜地（段丘崖）となっています。また、台地には、道保川、鳩川、姥川、八瀬川といった小河川が流下します。本市西部には山地が広がっており、山地を刻む河川としては、相模川のほか、道志川、秋山川、早戸川、串川等があります。これらの河川に沿って細長く段丘や低地が分布します。山地は急峻であり、蛭ヶ岳（1,673m）など1,000mを超える山もあります。本市を構成する地形とその特徴は次のとおりです。

① 山地・扇状地、山麓堆積地形

相模川より北側の山地は小仏山地と呼ばれ、中生代白亜紀～新生代古第三紀（1億4,500万年前～2,300万年前）に海で堆積した土砂が固結し、隆起した場所です。相模川南側の丹沢山地は新第三紀（2,300万年前～259万年前）の海底火山活動の堆積物からなります。いずれも急峻で、山地のへりには崩れてきた土砂が堆積してできた扇状地、山麓堆積地形といった比較的平らな斜面があります。これらの地域には人工的に造成した土地もあります。

② 台地

相模原台地は、上段、中、下段と称される段丘面に区分されます。各段丘面の間及び台地と低地の間には段丘崖があります。この段丘崖はかつての川岸であったところです。

(ア) 上段

本市東部の北東側を占め、地形学上、「相模原面」と呼ばれます。北から南に向かって低くなり、標高は橋本で約140m、麻溝台で約90mです。約10万年前に相模川によって運ばれた砂礫とその上を覆う15m以上の厚さの関東ローム層で構成されています。なお、相模原面には非常に浅い谷地形が見られるところがあります。これらは、現在の地図では等高線にも谷として表現されにくい凹地ですが、周囲より低く水が集まりやすい地形です。

本市西部においても山地のへりに上段に当たる段丘面が散在して分布しています。

(イ) 中段

本市東部の相模川に比較的近い位置にあり、地形学上、「田名原面」と呼ばれます。約3万年前に相模川によって運ばれた砂礫と、その上を覆う数m以上の厚さの関東ローム層で構成されています。本市西部においても相模川等の各河川に沿って分布しています。

(ウ) 下段

田名南部から当麻西部の狭い範囲を占め、「陽原面」と呼ばれます。約2万年前に相模川によって運ばれた砂礫と、その上を覆う数m以上の厚さの関東ローム層で構成されています。

③ 谷底平野

本市東部の台地には、道保川、鳩川、姥川、八瀬川といった小河川が流下しています。これらの河川沿いは谷底平野と呼ばれ、周囲の段丘面よりやや低い地形があります。麻溝台から磯部にかけて、河川は流下していないが台地を侵食して形成された谷底平野が分布しています。また、境川沿いにも谷底平野が分布します。これらの谷底平野は、河川が蛇行していることや周囲から低いことにより水が溜まりやすく、低湿な土地です。表層部は主に約1万年前以降に堆積した軟弱な砂や泥で構成されています。関東ローム層が薄く載る所もあります。本市西部の串川や沢井川等の山間を流れる河川沿いにも谷底平野が分布します。

④ 自然堤防

低地のなかの微高地で、河川によって運搬された土砂が堆積した列状の土地です。低地面より数十cm～1m程度高く、周囲の沖積低地よりは浸水しにくい土地であるため、古くから集落が立地しています。相模川沿いの磯部や、当麻中原、田名久所等がこれに当たります。表層部は約1万年前以降に堆積した砂が多くなっています。関東ローム層が薄く載る所もあります。

⑤ 沖積低地

相模川沿いの低地で、かつては、相模川が氾濫したときに浸水する土地でした。現在はその危険性は低いものの、内水氾濫が発生しやすい土地です。主に、水田等に利用されています。表層部は主に約1万年前以降に堆積した軟弱な砂や泥で構成されています。関東ローム層が薄く載る所もあります。

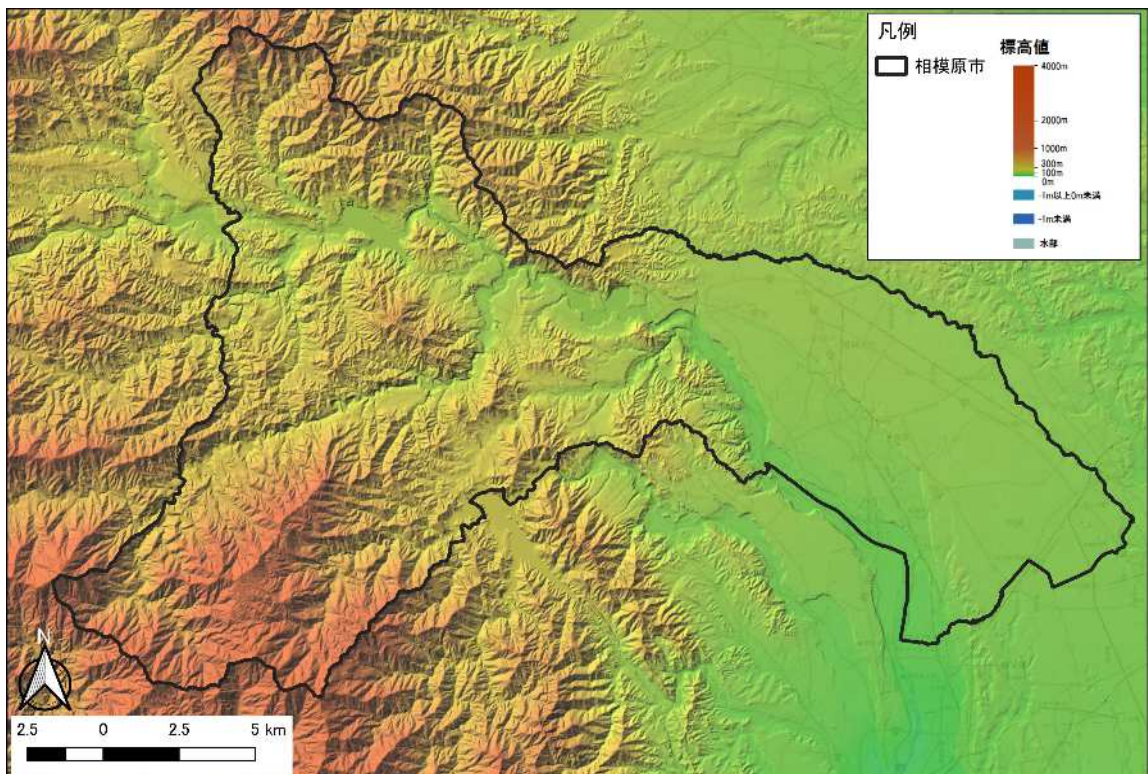


図 2-4 地形図

出典) 国土地理院「地理院タイル 色別標高図」

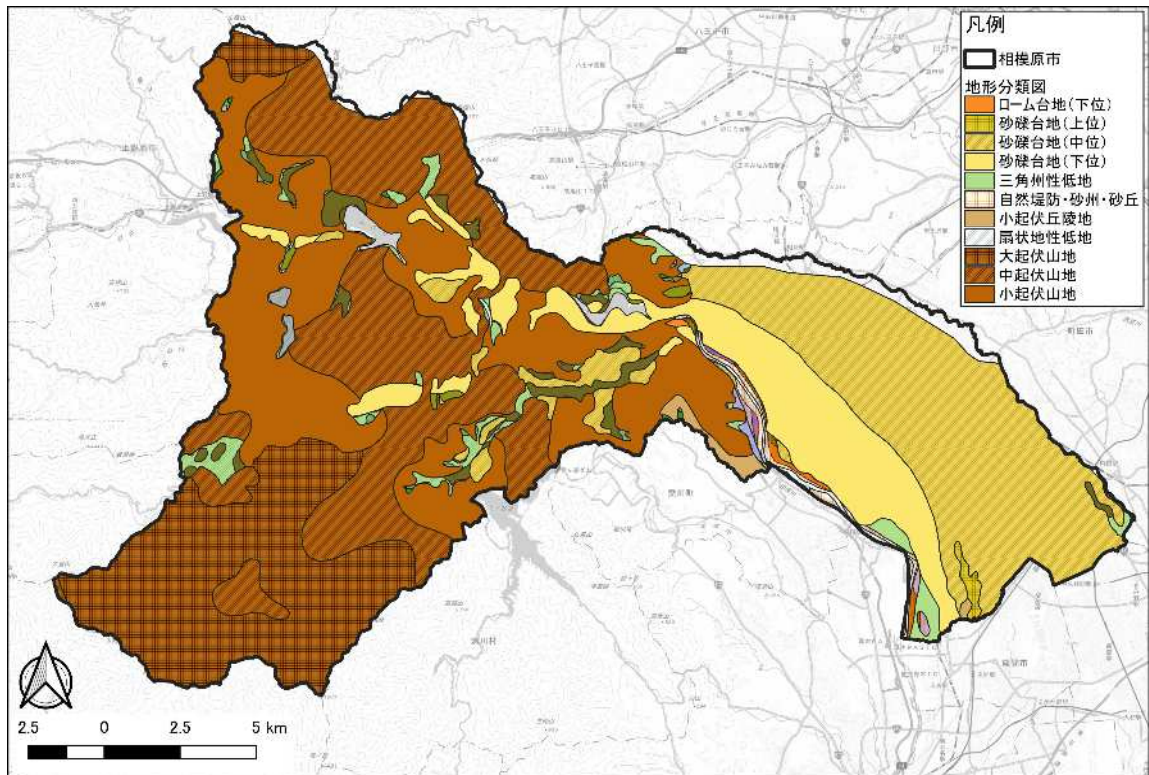


図 2-5 地形分類図

出典) 国土交通省「国土数値情報 20 万分の 1 土地分類基本調査 (地形分類図)」

3)地質・土壌

地質は、緑区のうち山地が分布する範囲の相模川上流及び支川の道志川・秋山川・沢井川・串川流域は、小仏層群、丹沢層群等の基盤岩類で構成されるほか、河岸段丘分布域では第四紀更新統の寸沢嵐礫層、大沢礫層等の段丘堆積物が分布し、その上位に関東ローム層が堆積しています。また、相模原台地では基盤として中津層群、その上に、段丘堆積物である相模野礫層、田名原礫層、陽原礫層、さらにその上位に関東ローム層が堆積しています。なお、低地には沖積層が堆積しています。

土壌は、本市東部の低地に厚層黒ボク土壌が広く分布し、本市西部の山地では乾性及び湿性褐色森林土壌が分布しています。また、相模川下流域沿いでは、一部に灰色低地土壌の分布が見られます。

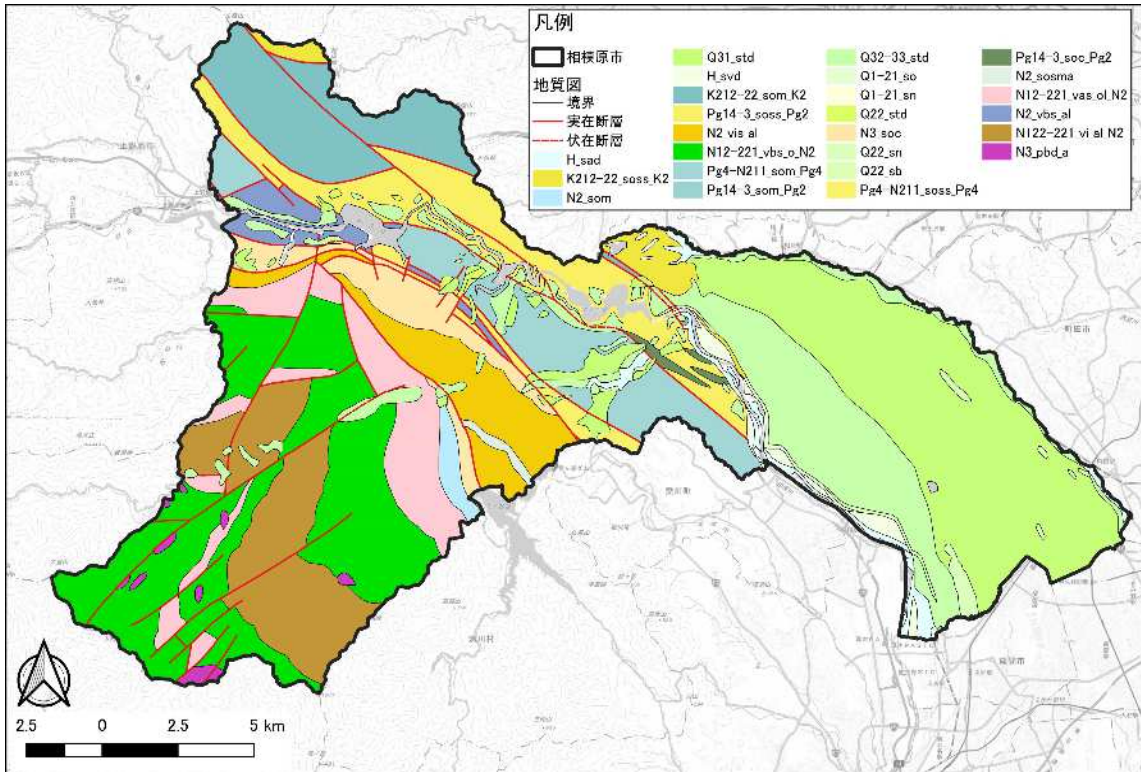


図 2-6 地質図

出典) 産業技術総合研究所「20万分の1日本シームレス地質図 V2」

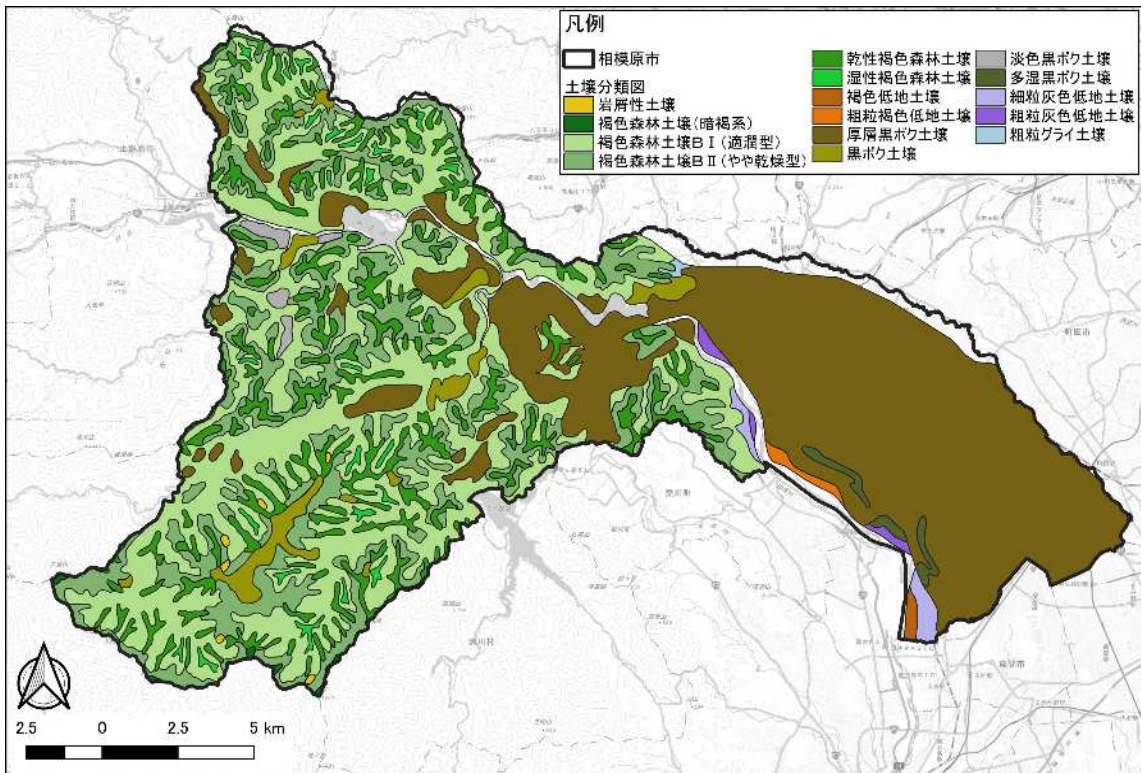


図 2-7 土壌図

出典) 国土交通省「国土数値情報 20万分の1土地分類基本調査(土壌図)」

表 2-2 本市の河川概況

水系	河川名	種別	市内総延長(km)
相模川水系	相模川	一級河川	35.1
	鳩川	一級・準用河川	14.5
	鳩川分水路	一級河川	0.2
	鳩川隧道分水路	一級河川	0.3
	八瀬川	準用河川	5.0
	道保川	一級河川	2.5
	姥川	準用河川	6.5
	道志川	一級河川	21.7
	串川	一級河川	12.1
	早戸川	一級河川	7.5
	秋山川	一級河川	7.0
	金山川	一級河川	0.5
境川水系	境川	二級河川	24.0
	小松川	二級河川	1.2
	本沢	二級河川	2.1

出典) 相模原市「令和6年版統計書」(令和7年3月)

表 2-3 本市の湖・ダム概況

名称	湛水面積(ha)	総貯水量(m ³)	有効貯水容量(m ³)
相模ダム(相模湖)	326	63,200,000	48,200,000
城山ダム(津久井湖)	247	62,300,000	54,700,000
沼本ダム	35	2,330,000	1,534,000
道志ダム(奥相模湖)	14	1,525,000	616,100
本沢ダム(城山湖)	21	3,927,000	3,835,000
宮ヶ瀬ダム(宮ヶ瀬湖)	460	193,000,000	183,000,000
計	1,103	326,282,000	291,885,100

出典) 神奈川県企業庁 HP「企業庁のダム」・国土交通省相模川水系広域ダム管理事務所 HP「宮ヶ瀬ダム」

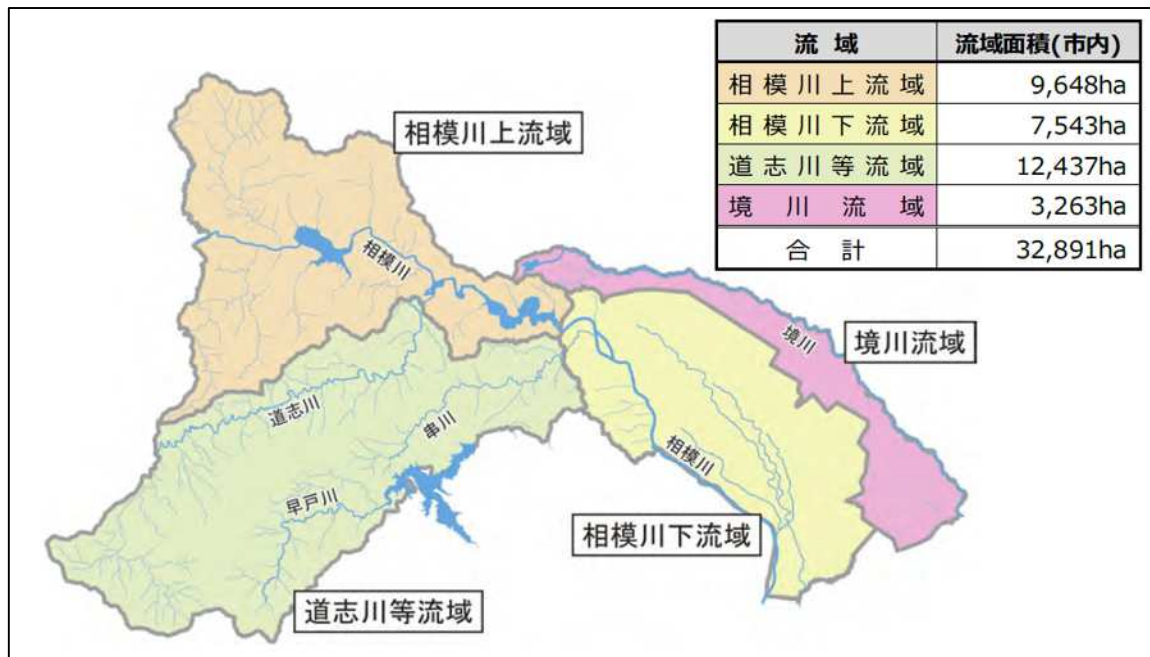


図 2-9 流域区分

出典) 相模原市「第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略」(令和2年3月)

(ア) 相模川上流域

相模川本流の上流部に位置し、相模湖(相模ダム)、津久井湖(城山ダム)といった総貯水量6千万m³を超える2つの湖を有しています。流域の大半を山地が占めており、相模川の河床勾配は1/100 1/200 と急な区間です。

(イ) 相模川下流域

相模川本流の中流部に位置し、本市の中央区・南区が含まれる等、流域の大半は市街地が占めています。相模川の河床勾配は1/200~1/500 程度で河岸段丘が発達しています。相模川には瀬と淵が形成され、アユ・ウグイ等が生息しています。

(ウ) 道志川等流域

相模川支流の道志川・串川・早戸川や、宮ヶ瀬湖(宮ヶ瀬ダム)が含まれます。流域の大半は山地ですが、ブナの原生林が多く相模川上流域とは植生が異なる環境です。道志川・早戸川とも山地の狭間を縫うように蛇行しながら流下し、渓谷を形成しています。

(エ) 境川流域

本市北東部に位置し、源流部では森林が多く残されていますが、流域の大半は市街地が占めています。境川沿いには比較的河畔林が残されており、市民の憩いの場となっています。

② 水質

市内にある河川の水質は、近年の公共下水道の普及に伴い改善傾向にあります。令和2～5年度では、河川の水質汚濁の指標となるBOD(生物化学的酸素要求量)は、姥川の1地点を除く市内の17地点で環境基準を達成しています。

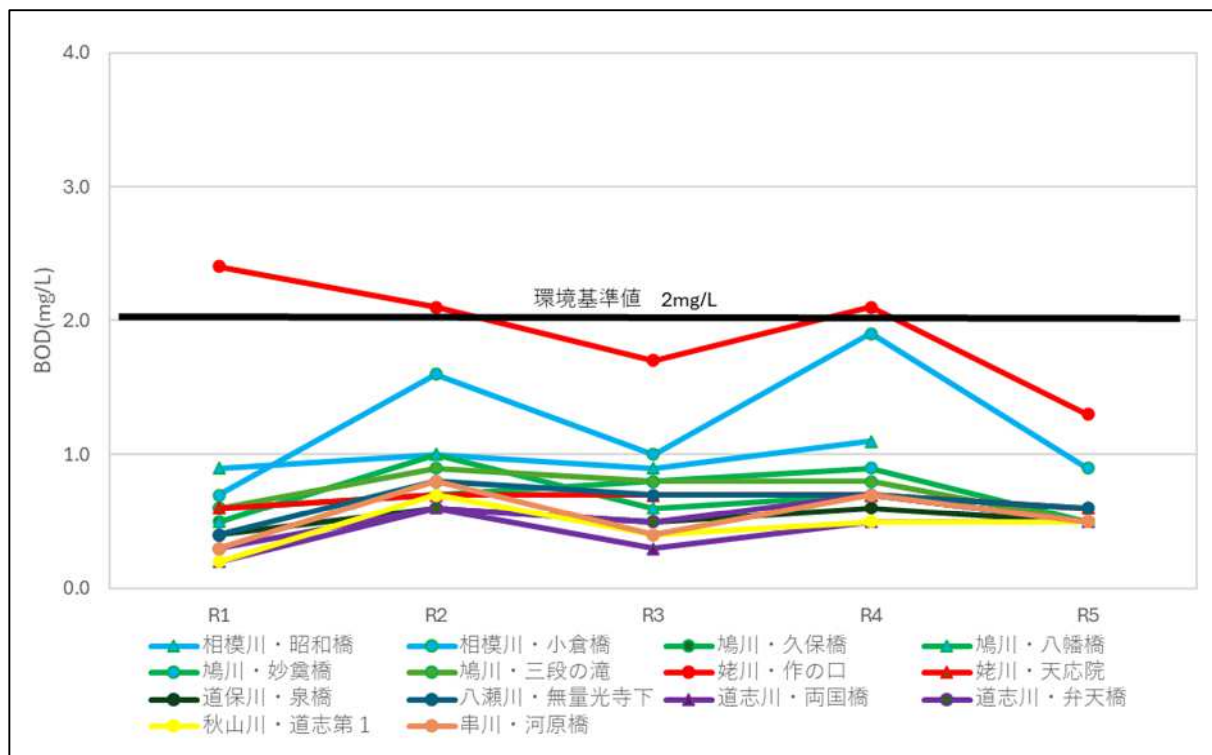


図 2-10 BODの経年変化 相模川水系

出典) 相模原市「令和6年版統計書」(令和7年3月)

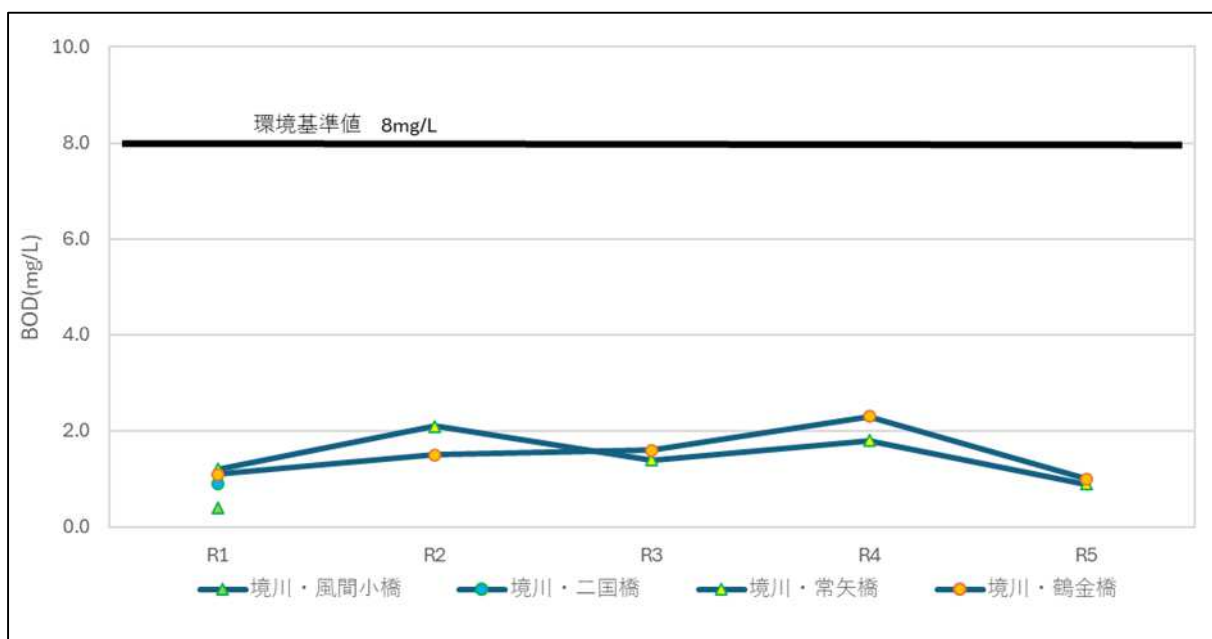


図 2-11 BODの経年変化 境川水系

出典) 相模原市「令和6年版統計書」(令和7年3月)

5)緑被地

本市全域の緑被率は69.4%で、主な緑被地は、「広葉樹林」の32.2%と「針葉樹林」の26.5%であり、これらが市全域の緑被地の大部分を占めています。

樹林以外では、「畑・水田」が5.1%、「装置・芝生地等」が4.1%を占めており、「公園・民有地等の植栽地」・「果樹園・種苗園等」がそれぞれ1.1%、0.5%の割合で存在しています。

表 2-4 市全域の緑被地の現況

	針葉樹林	広葉樹林	公園・民有地等の植栽地	装置・芝生地等	果樹園・種苗園等	畑・水田	合計
緑被地面積(ha)	8703.4	10581.2	362.8	1344.5	150.9	1688.3	22831.1
緑被率(%)	26.5	32.2	1.1	4.1	0.5	5.1	69.4

出典) 相模原市「水とみどりの実態調査報告書」(令和6年3月)

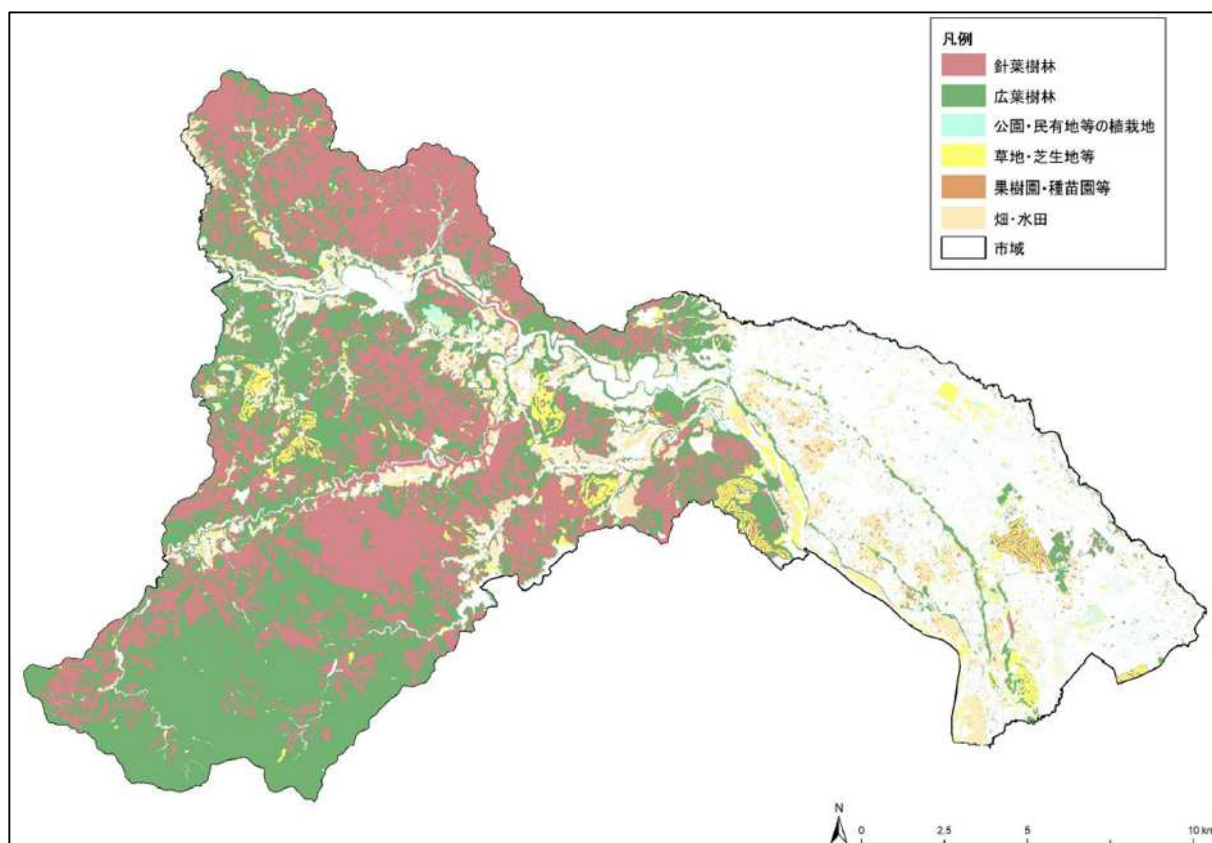


図 2-12 緑被地分布図

出典) 相模原市「水とみどりの実態調査報告書」(令和6年3月)

6)植生

本市の現存植生図を図 2-13 に示します。

相模川上流域の標高の高い地域は、主にスギ・ヒノキ・サワラ植林に覆われており、河川及び相模湖・津久井湖周辺では、緑の多い住宅地やクリーコナラ群集等により構成されています。

丹沢大山国定公園の標高の高い地域には、主にアカシデーイヌシデ群落やヤマボウシープナ群集等が分布しており、標高がやや低くなるとスギ・ヒノキ・サワラ植林やクリーコナラ群集を中心とした人工林や混交林が分布しています。

中山間地域から都市部にかけては、クヌギコナラ群集等の雑木林が分布しており、集落周辺の耕作地や水路等と一体となった里地里山の環境が見られます。

凡例

植生調査1/25000

130101ヤマボウシ・ブナ群落	300200ムクノキ・エノキ群落	540100スギ・ヒノキ・サワラ植林
130104オオモミジガサ・ブナ群落	320200ヤナギ低木群落(VI)	540200アカマツ植林
130108クワガタソウ・ブナ群落	320204タチヤナギ群落	540700カラマツ植林
130200イヌブナ群落	320401タマアジサイ・フサザクラ群落	540902ニセアカシア群落
140601コカンスゲ・ツガ群落	320600河辺ヤシバシ群落(VI)	541000その他植林
160202イワボタン・シオジ群落	400100シイ・カシ二次林	541200その他植林(落葉広葉樹)
180400ヤマハンノキ群落	400104シラカシ屋敷林	550000竹林
180500河辺ヤシバシ群落	410101クリー・コナラ群落	560100ゴルフ場・芝地
190000岩角地・風衝地低木群落	410102クヌギ・コナラ群落	560200牧草地
210201フジアカショウマ・シモツケソウ群落	410103オニシバリ・コナラ群落	570100路傍・空地雑草群落
220102クリー・ミズナラ群落	410400アカシデ・イヌシデ群落(VII)	570101放棄畑雑草群落
220110フクオウソウ・ミズナラ群落	410800ケヤキ群落(VII)	570200果樹園
220700アカシデ・イヌシデ群落(V)	420101ヤマツツジ・アカマツ群落	570201茶畑
240101ニシキウツギ・ノリウツギ群落	430200メダケ群落	570202常緑果樹園
250100ササ群落(V)	430400アズマネザサ群落	570300畑雑草群落
250200スキ群落(V)	440000低木群落	570400水田雑草群落
270101シラカシ群落	450101アズマネザサ・スキ群落	570500放棄水田雑草群落
270200アラカシ群落	450103チガヤ・スキ群落	580100市街地
270500ウラジロガシ群落	460000伐採跡地群落(VII)	580101緑の多い住宅地
271601イノデ・タブノキ群落	470400ヨシクラス	580200残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
280101シキミー・モミ群落	470401ミゾソバ・ヨシ群落	580300工場地帯
290104ヤマツツジ・アカマツ群落(自然林)	470501ツルヨシ群落	580400造成地
300101コクサギ・ケヤキ群落	470502オギ群落	580600開放水域
300102イロハモミジ・ケヤキ群落	470504カワラハハコ・ヨモギ群落	580700自然裸地
	520401フジアザミ・ヤマホタルブクロ群落	

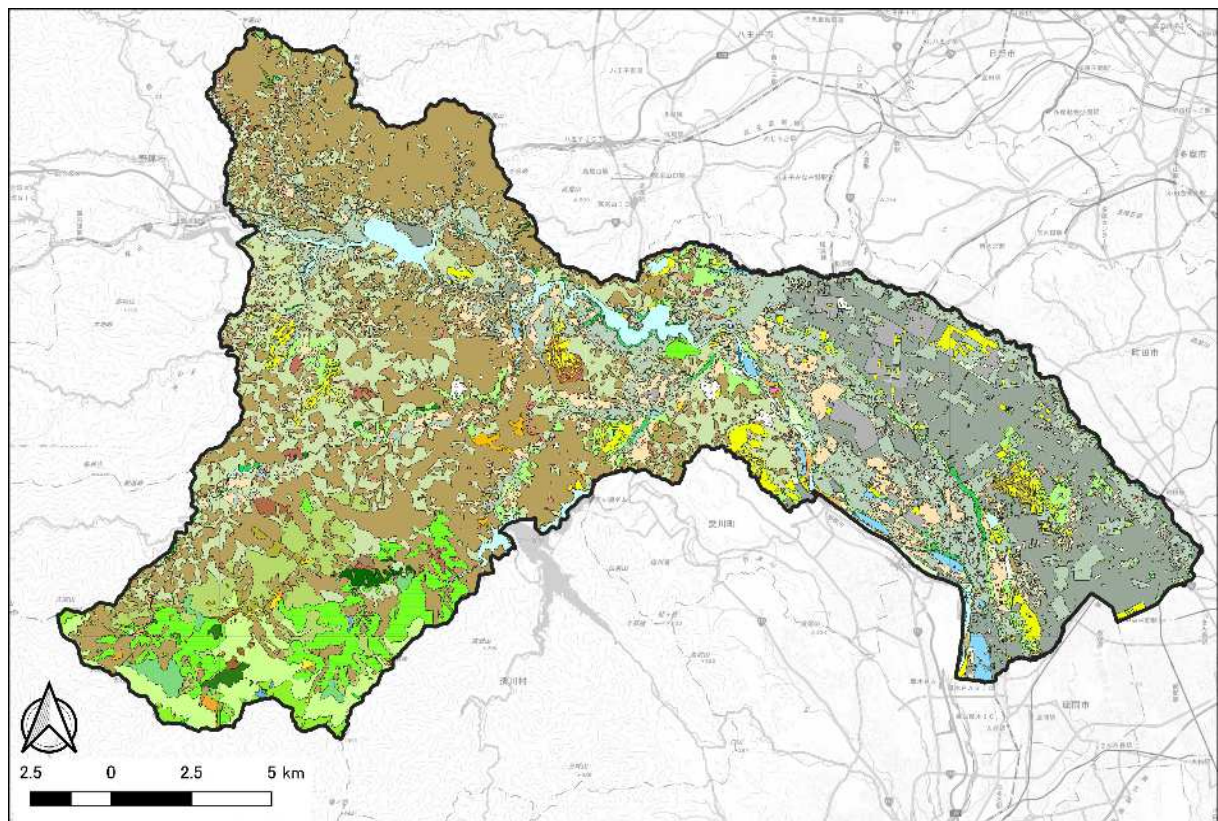


図 2-13 現存植生図

出典) 環境省自然環境調査 WebGIS 自然環境保全基礎調査 (第 6-7 回調査)

7)動植物の生息・生育状況

本市では、平成 30(2018)年度に文献資料等を用いた生物相調査を実施し、市内に生息・生育の記録がある野生生物の目録及び分布図を作成しました。

調査に当たっては、過去に実施した生物の生息・生育に関する調査や市立博物館が保有しているデータ、市民団体が保有するデータ等を収集し、平成2(1990)年以降に確認・記録された種を対象として整理しています。また、確認された全種について、法令や環境省・神奈川県等の指定に基づき、希少種・外来種を抽出しています。

① 生物相

市内で確認・記録されている全 10 分類(植物、哺乳類、鳥類、両生類、は虫類、魚類、底生生物・軟体動物、昆虫類、クモ類及び菌類)の総数は約 1 万種となり、確認種数が最も多いのは昆虫類の 6,142 種、次いで植物の 2,838 種となっています(表 2-5、図 2-14)。

表 2-5 分類ごとの確認種数

分類	科数	種数	主な確認種
植物	188	2,838	ヒメコウゾ、イタドリ、オニグルミ等
哺乳類	18	43	タヌキ、ニホンジカ、ニホンリス等
鳥類	58	246	ヒヨドリ、シジュウカラ、メジロ、コゲラ等
両生類	7	16	カジカガエル、ニホンアマガエル、アズマヒキガエル等
は虫類	10	15	ヒガシニホントカゲ、ヤマカガシ等
魚類	24	82	アブラハヤ、カジカ等
底生生物・軟体動物	91	225	アメリカザリガニ、カワニナ、サワガニ等
昆虫類	407	6,142	キタキチョウ、ベニシジミ、モンシロチョウ等
クモ類	37	287	ウロコアシナガグモ、ギンメッキゴミグモ等
菌類	39	71	カワラタケ、アラゲキクラゲ、スエヒロタケ等
計	879	9,965	

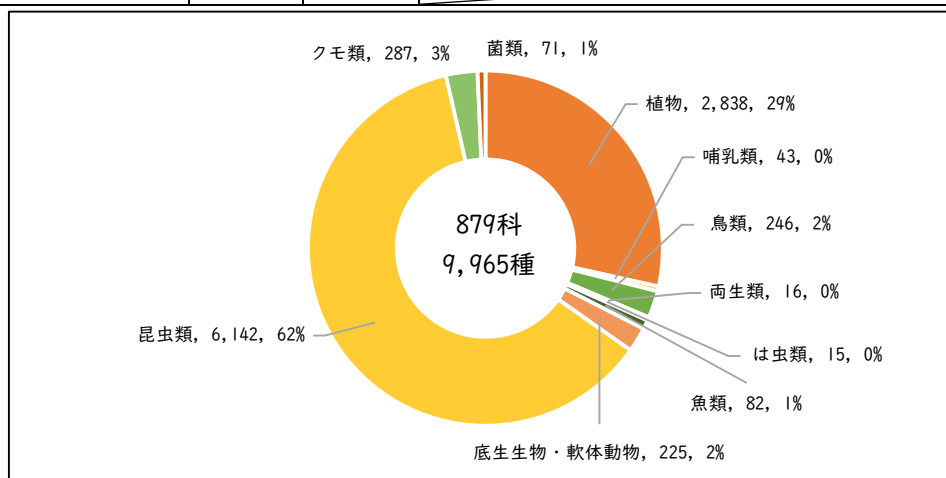


図 2-14 全分類群の科数・種数の割合

出典) 相模原市「生物相調査報告書」(平成 31 年 3 月)

② 希少種

本市では、植物 244 種、哺乳類 22 種、鳥類 115 種、両生類 10 種、は虫類 7 種、魚類 45 種、底生生物・軟体動物 17 種、昆虫類 231 種、クモ類 3 種の希少種が確認されています（表 2-6、図 2-15）。

また、これら希少種の生息・生育記録の位置情報を示した希少種ホットスポットマップを作成し（図 2-16）、相模川上流域、相模川下流域、道志川等流域、境川流域のそれぞれの流域について希少種の分布状況を表 2-7 に示すとおり整理しました。

いずれの分類群においても、市西部の津久井地域、相模川や津久井湖等の水辺環境周辺で希少種の確認種数が多い傾向がみられました。特に哺乳類については、その傾向が顕著に現れており、焼山から蛭ヶ岳・丹沢山に連なる丹沢山地ではカモシカやヤマネ、ツキノワグマの生息が確認されています。なお、希少種は、平成 30(2018)年度の調査時点における天然記念物、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)、環境省レッドリスト、神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006 等の対象種に指定されている種を抽出しています。

表 2-6 分類ごとの希少種確認種数

分類	種数	主な確認種
植物	244	カワラノギク、カザグルマ等
哺乳類	22	ヤマコウモリ、ツキノワグマ、カモシカ等
鳥類	115	クマタカ、ミゾゴイ等
両生類	10	アカハライモリ、ヒダサンショウウオ等
は虫類	7	ヒバカリ等
魚類	45	ホンモロコ等
底生生物・軟体動物	17	マルタニシ、マシジミ、コオナガミズスマシ等
昆虫類	231	ホシチャバネセセリ、チビツヤゴモクムシ等
クモ類	3	カネコトタテグモ、キシノウエトタテグモ等
菌類	0	—
計	694	

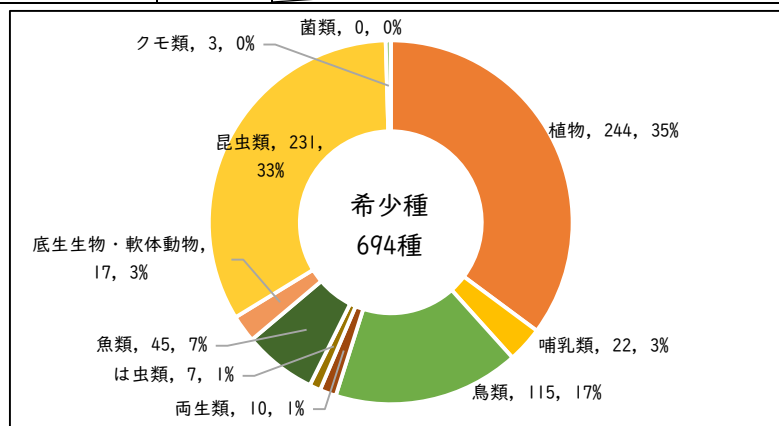


図 2-15 全分類群の希少種確認種数の割合

出典) 相模原市「生物相調査報告書」(平成 31 年 3 月)

表 2-7(1) 各流域における希少種の分布状況

流域	希少種の分布状況
相模川 上流域	<p>野生生物の希少種の分布状況をみると、植物については、相模湖の西部地域では主にアカハナワラビやコバノミツバツツジが確認されている。一方、流域東部の津久井湖周辺では 11~20 種程度の希少種の生育確認があり、沼本ダム南側地域では最も多い 20 種となっている。主な希少種確認種はタコノアシやノニガナ、ヤガミスゲである。</p> <p>哺乳類については、相模湖周辺でキクガシラコウモリやツキノワグマ、ヤマネなどが確認されている。流域で確認種数が多く分布しているのは沼本ダム周辺であり、イタチやキツネ、ニホンリスなどが確認されている。</p> <p>鳥類については、沼本ダムや津久井湖の周辺で確認種数が多く、カワラヒワやツバメ、キセキレイなどが確認されている。また、相模湖周辺では、セグロセキレイやブッポウソウ、モズなどが確認されている。</p> <p>両生類については、相模湖や津久井湖を中心に相模川沿いの水辺地域に多く確認されており、相模湖の北部地域ではアカハライモリやハコネサンショウウオ、モリアオガエルなどが確認されている。また、沼本ダムや津久井湖の周辺ではアズマヒキガエルやツチガエル、トウキョウダルマガエルなどが確認されている。</p> <p>は虫類については、津久井湖周辺で最も確認種数が多く、アオダイショウやヤマカガシ、シマヘビなどが確認されている。一方、相模湖の西側地域では、は虫類の希少種の確認記録はない。</p> <p>魚類については、相模湖及び沼本ダム、津久井湖で確認種数が多く、カマツカやウグイ、ニゴイなど 16~19 種程度の希少種が確認されている。</p> <p>底生生物・軟体動物については、津久井湖北側地域と沼本ダム南側地域でマルタニシやモノアラガイ、ヤマサナエなどが確認されている。</p> <p>津久井湖周辺から東部地域では底生生物・軟体動物の確認記録はあるが、相模湖周辺から西部地域及び北部地域は確認記録がない。</p> <p>昆虫類については、沼本ダム周辺で多く確認されており、沼本ダム南側でセグロマメゴモクムシやカワラゴミムシ、コマルケシゲンゴロウなど最も多い 66 種が確認されている。相模湖の南西地域では、16~30 種程度の確認があり、クモガタヒョウモンやタマムシが確認されている。</p> <p>クモ類については、相模川上流域では確認記録はない。</p>

表 2-7(2) 各流域における希少種の分布状況

流域	希少種の分布状況
相模川 下流域	<p>野生生物の希少種の分布状況を見ると、植物については、相模川沿いで確認種数が多く、田名地区、麻溝地区、新磯地区で 20～23 種が確認記録されている。主な希少種としては、カザグルマやヒメナミキなどである。また、相模原中央緑地が位置する区域では、ミズマツバやコイヌガラシなど 4 種程度の確認となっている。</p> <p>哺乳類については、相模川沿いで確認種数が多く、田名地区でイタチやカヤネズミ、ヤマコウモリなど 6 種が確認されている。本庁地区や橋本地区などの市街化が進行している地域では確認がない又は少ない状況となっている。</p> <p>鳥類については、流域の北西部の大沢地区及び田名地区周辺と南東部の新磯地区周辺で確認種数が多い傾向となっており、大沢地区や田名地区では、アオジやオオタカ、ルリビタキなど 60 種程度が確認されている。また、新磯地区ではイソシギやカワラヒワ、ヒバリなど 70 種程度が確認されている。</p> <p>両生類については、相模川沿いで確認種数が多く、大沢地区から麻溝地区にかけてシュレーゲルアオガエルやトウキョウダルマガエルなど 5～6 種が確認されている。また、境川流域との境界の本庁地区では、アカハライモリやアズマヒキガエル、シュレーゲルアオガエルの 3 種が確認されている。</p> <p>は虫類については、相模川左岸の田名地区や上溝地区で多く確認されており、アオダイショウやシマヘビ、ヤマカガシなど 5～6 種が確認されている。また、相模原中央緑地が位置する区域では、ヒガシニホントカゲが確認されている。</p> <p>魚類については、流域の北西部の大沢地区と南東部の新磯地区で 8～15 種が確認されており、主な確認種はアブラハヤやウグイ、カマツカなどとなっている。</p> <p>底生生物・軟体動物については、麻溝地区と新磯地区で確認種数が 5～6 種となっており、主な確認種はコシボソヤンマやミルンヤンマなどである。</p> <p>昆虫類については、大沢地区、田名地区、麻溝地区で確認種数が多くなっており、ギンイチモンジセセリやクロサワツブミズムシ、ナツアカネなど 70 種程度が確認されている。また、相模原中央緑地が位置する区域では、ギンイチモンジセセリやヤマトモンシデムシ、ヤマサナエなど 6 種が確認されている。</p> <p>クモ類については、キノボリトタテグモやカネコトタテグモ、キシノウエトタテグモの確認となっている。</p>

表 2-7(3) 各流域における希少種の分布状況

流域	希少種の分布状況
道志川等流域	<p>野生生物の希少種の分布図をみると、植物については、沼本ダム南部地域でサツキ、タコノアシ、アマナ、カワヂシャ、カワラニガナなどが確認されている。また、宮ヶ瀬湖周辺では、ヤマブキソウ、コマツカサススキ、カタクリなどが確認されている。</p> <p>哺乳類については、確認種数が多く分布しているのは南西部の丹沢山地周辺であり、ニホンリス、カモシカ、キツネ、ツキノワグマなどが確認されている。また、次いで多く確認された宮ヶ瀬湖の北部地域では、ツキノワグマがよく確認されており、その他にニホンリス、ヤマネが確認されている。</p> <p>鳥類については、沼本ダムの南部地域でモズ、ヤブサメ、ルリビタキなどが確認されている。また、丹沢山地周辺でも同じくモズ、ヤブサメ、ルリビタキが確認されており、マミジロやメボソムシクイなども確認されている。</p> <p>両生類については、丹沢山地周辺でシュレーゲルアオガエル、ニホンアカガエル、ヒダサンショウウオなどが確認されている。丹沢山地の西部地域においても同じくシュレーゲルアオガエル、ニホンアカガエル、ヒダサンショウウオが確認されており、アカハライモリ、アズマヒキガエル、モリアオガエルも確認されている。</p> <p>は虫類については、津久井湖の南部地域及び宮ヶ瀬湖周辺で確認されており、主な確認種は、ニホンマムシ、ヒガシニホントカゲ、アオダイショウなどが確認されている。</p> <p>魚類については、津久井湖の南部地域で確認されており、主な確認種は、アブラハヤ、ウグイ、カジカが確認されている。次いで確認種が多い焼山から蛭ヶ岳・丹沢山に連なる山地では、アブラハヤ、カジカ、サクラマス（ヤマメ）など確認されている。</p> <p>底生生物・軟体動物については、流域北東部に位置する串川周辺に、モノアラガイ、マルタニシなどが確認されている。</p> <p>昆虫類については、沼本ダムの南部地域で、アオハダトンボ、カワラゴミムシ、セグロマメゴモクムシ、コマルケシゲンゴロウなどが確認されている。道志川上流周辺では、ギフチョウ、クモガタヒョウモン、キイロトラカミキリなどが確認されている。</p> <p>クモ類については、流域南西部の青根周辺でカネコトタテグモ、キノボリトタテグモなどが確認されている。</p>

表 2-7(4) 各流域における希少種の分布状況

流域	希少種の分布状況
境川流域	<p>野生生物の希少種の分布状況をみると、植物については、大野中地区周辺で、ニッコウシダ、ヤマブキソウ、キンラン、エビネなどが確認されている。城山地区の北部地域では、アカハナワラビ、アマナ、イヌタヌキモ、ヤブザクラなどが確認されている。</p> <p>哺乳類については、相模台地区周辺及び本庁地区周辺で 1~2 種類程度確認されている。確認種は、イタチ、ヒナコウモリである。</p> <p>鳥類については、大野中地区及び大野南地区で、モズやカワラヒワ、キセキレイが確認されている。城山地区の北部地域では、イソシギ、アオバト、アオジなどが確認されている。</p> <p>両生類については、城山地区の北部地域でシュレーゲルアオガエル、アカハライモリ、アズマヒキガエル、ツチガエルなどが確認されている。</p> <p>は虫類については、城山地区の北部地域でヤマカガシ、アオダイショウ、シマヘビなどが確認されている。また、大野中地区では、2 種確認されており、確認種はニホンマムシ、ヒガシニホントカゲである。</p> <p>魚類については、城山地区の北部地域でアブラハヤ、ホトケドジョウ、ドジョウなどの 11 種程度が確認されている。橋本地区から本庁地区にかけた地域においても、アブラハヤ、ホトケドジョウ、コイ、ドジョウなどが確認されている。</p> <p>底生生物・軟体動物については、城山地区の北部地域でミルンヤンマ、ヤマサナエ、コシボソヤンマ、コシダカヒメモノアラガイ、コガムシが確認されている。橋本地区から本庁地区にかけた地域においても、ハグロトンボ、コヤマトンボが確認されている。</p> <p>昆虫類については、城山地区の北部地域でスミナガシ、オオムラサキ、オオチャバネセセリ、オオウラギンスジヒョウモンなどが確認されている。大野中地区周辺では、オオミノガ、ヤマトハキリバチ、ヤブガラシグンバイ、ツマモンハススジハマダラミバエなどが確認されている。</p> <p>クモ類については、境川流域では確認記録はない。</p>

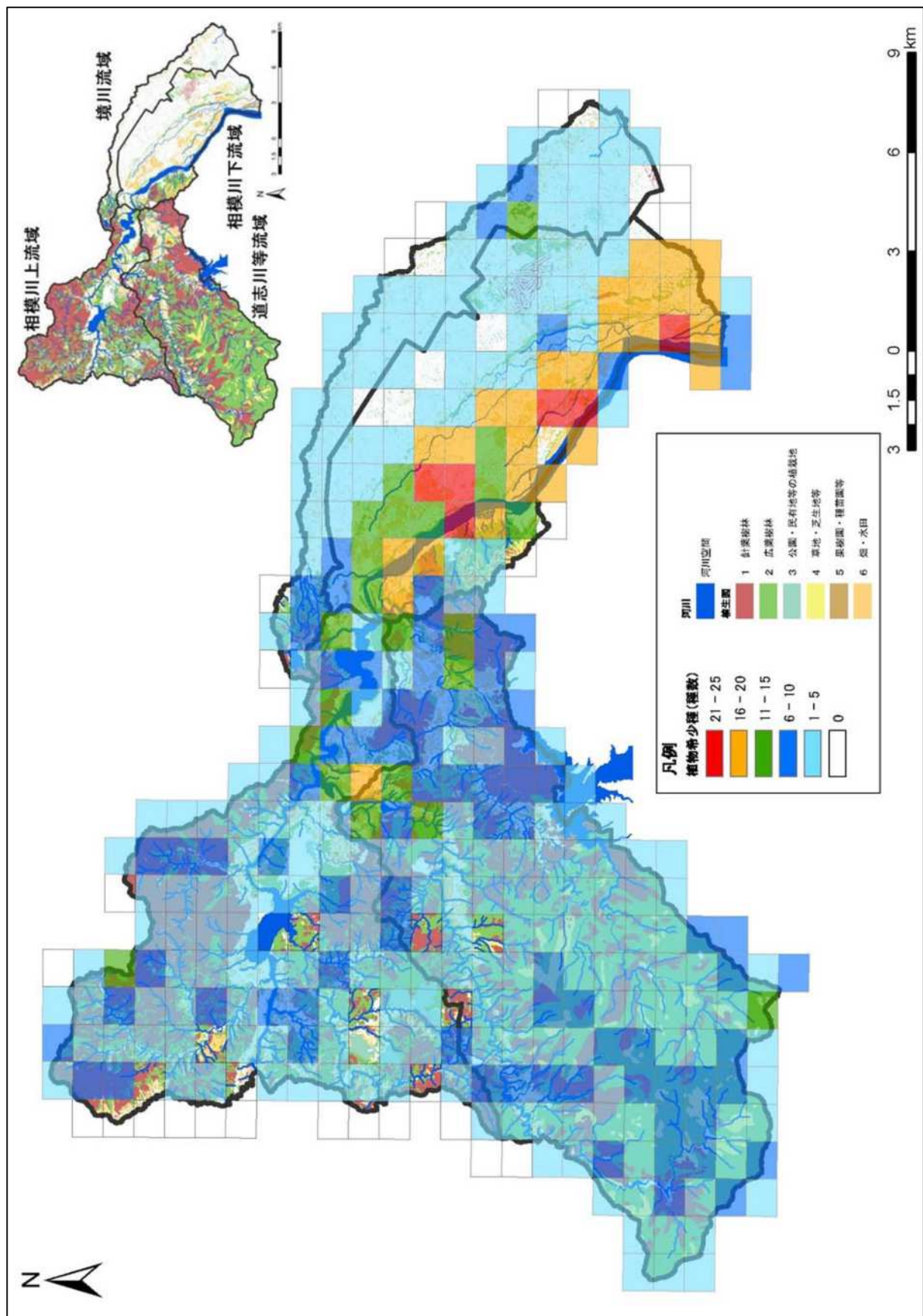


図 2-16(1) 希少種ホットスポットマップ (植物)

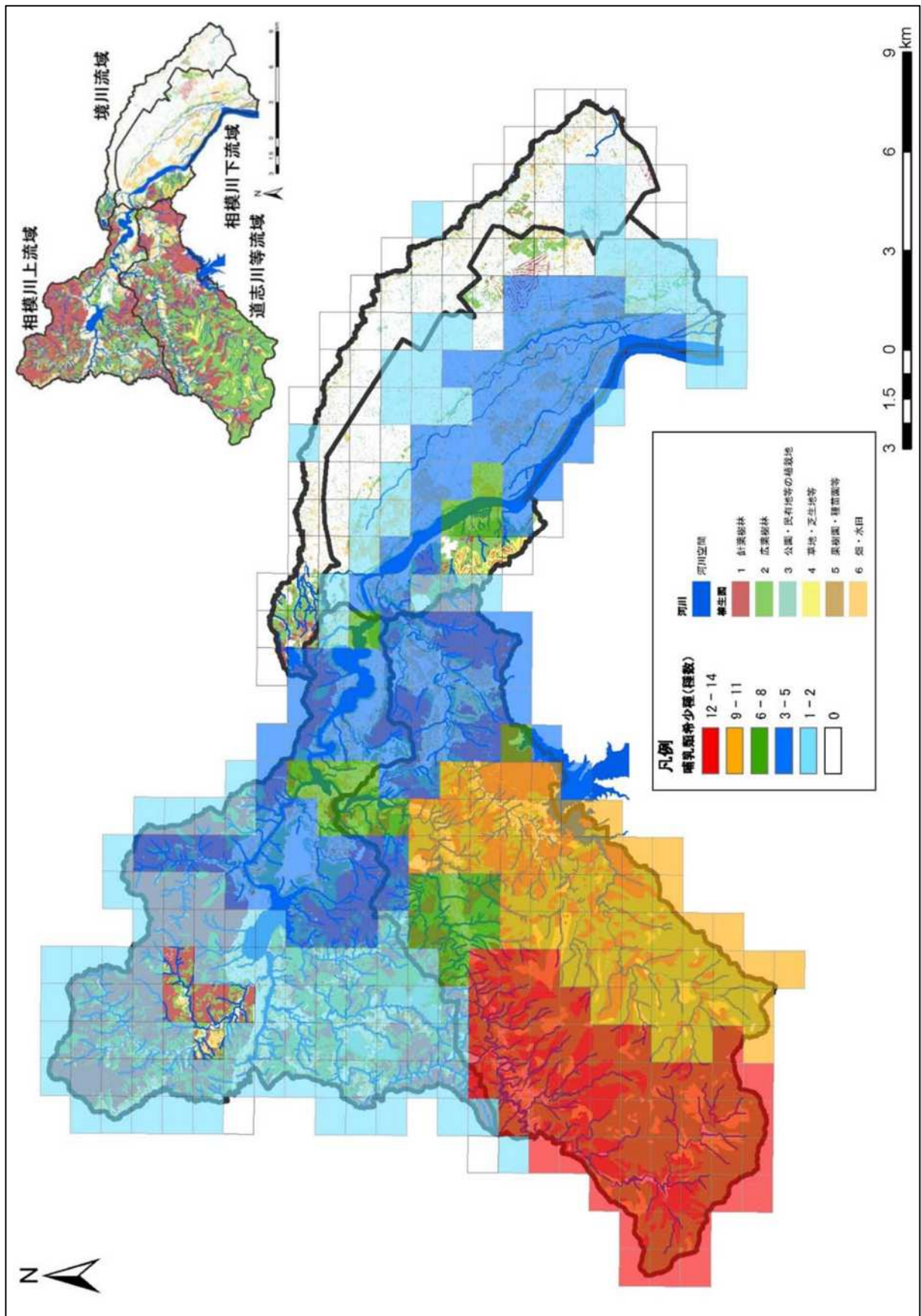


図 2-16(2) 希少種ホットスポットマップ (哺乳類)

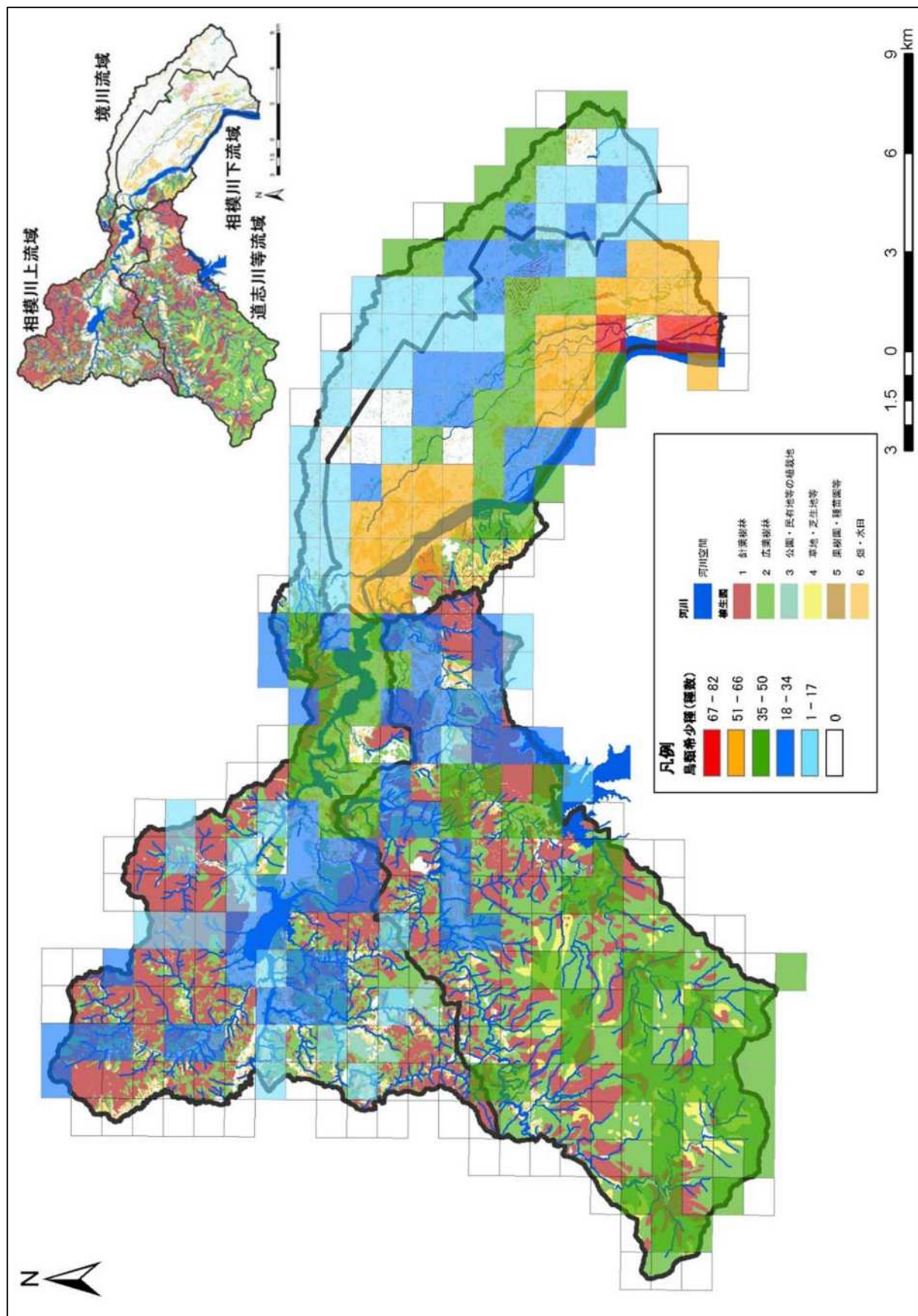


図 2-16(3) 希少種ホットスポットマップ (鳥類)

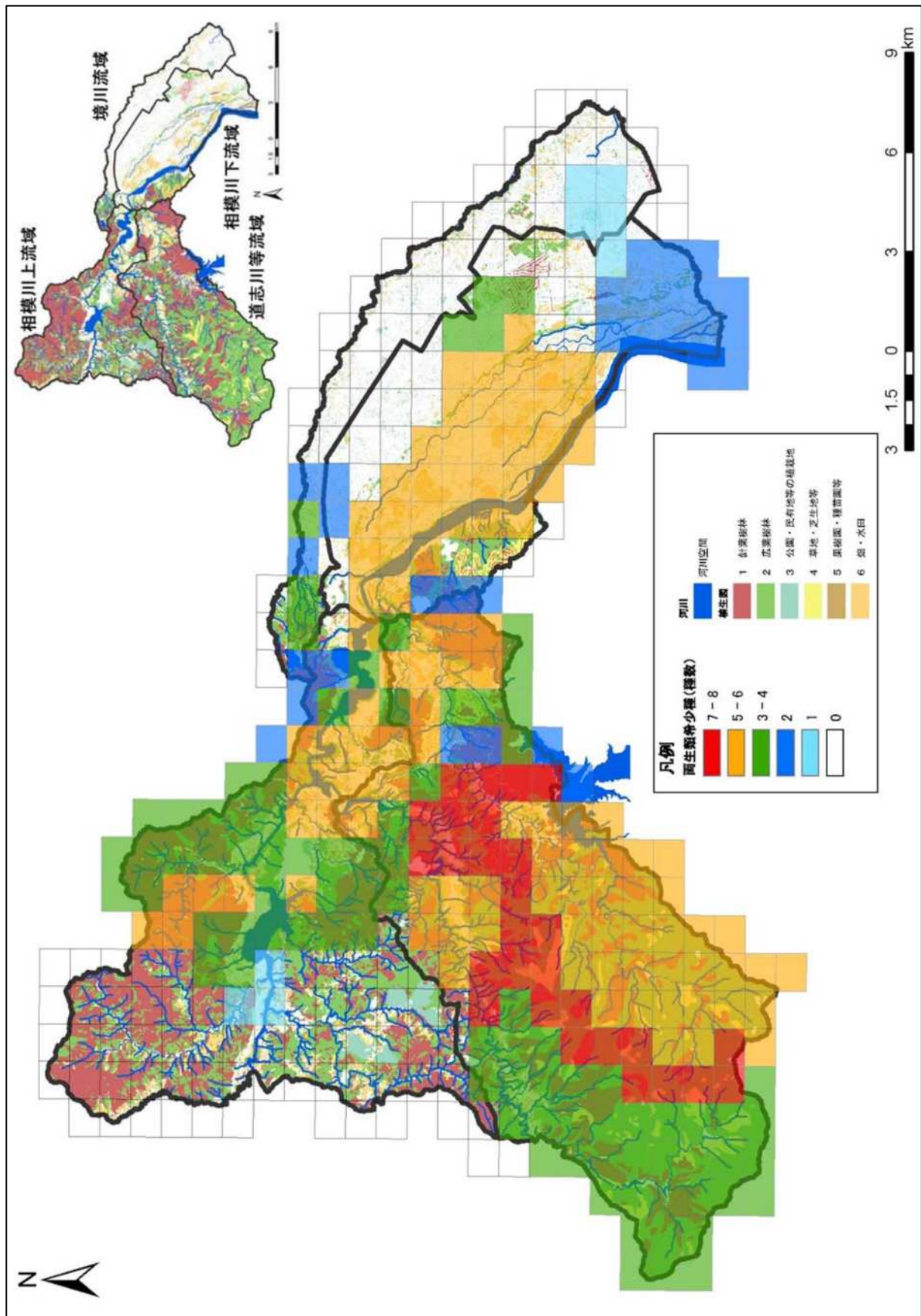


図 2-16(4) 希少種ホットスポットマップ (両生類)

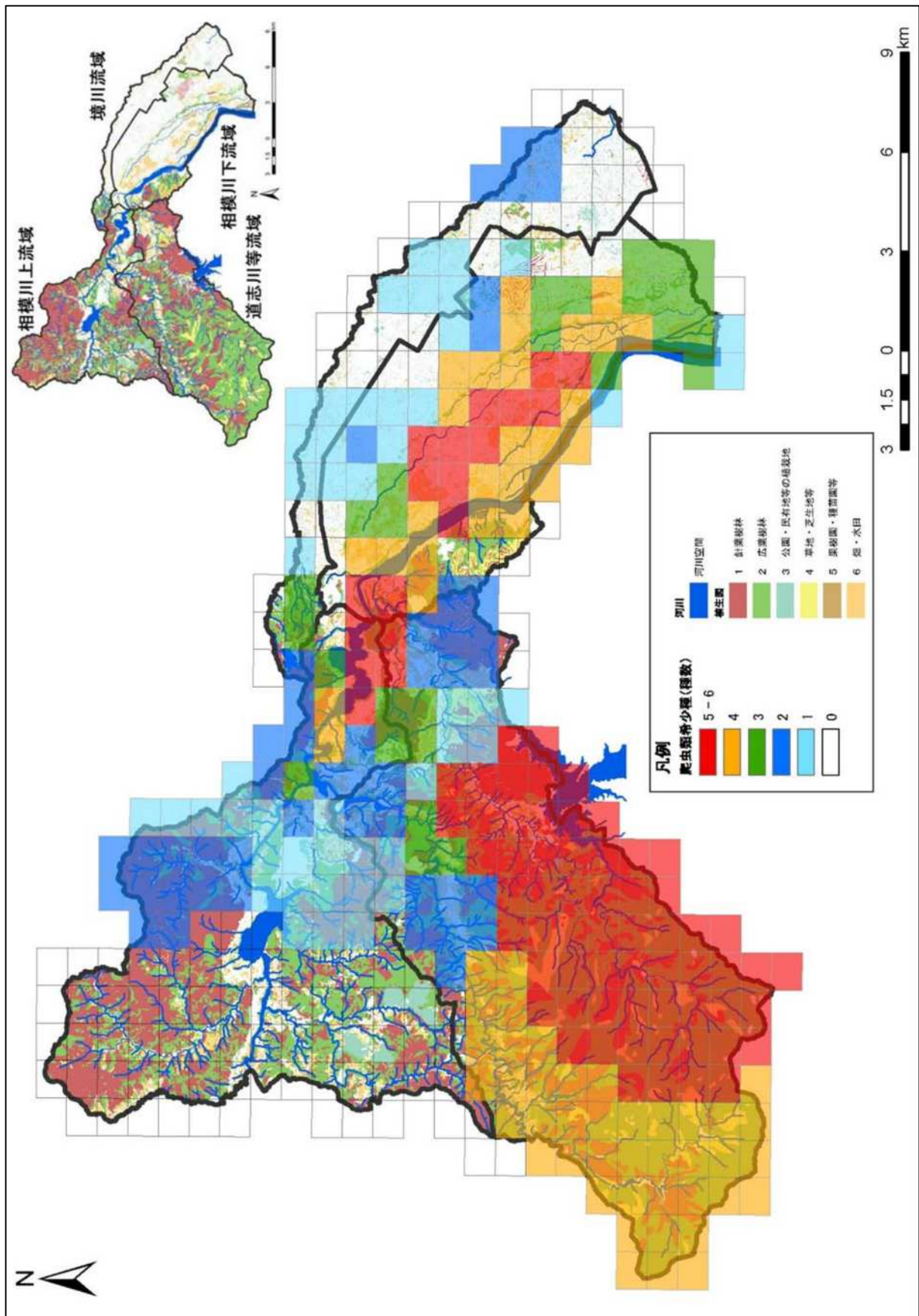


図 2-16(5) 希少種ホットスポットマップ (は虫類)

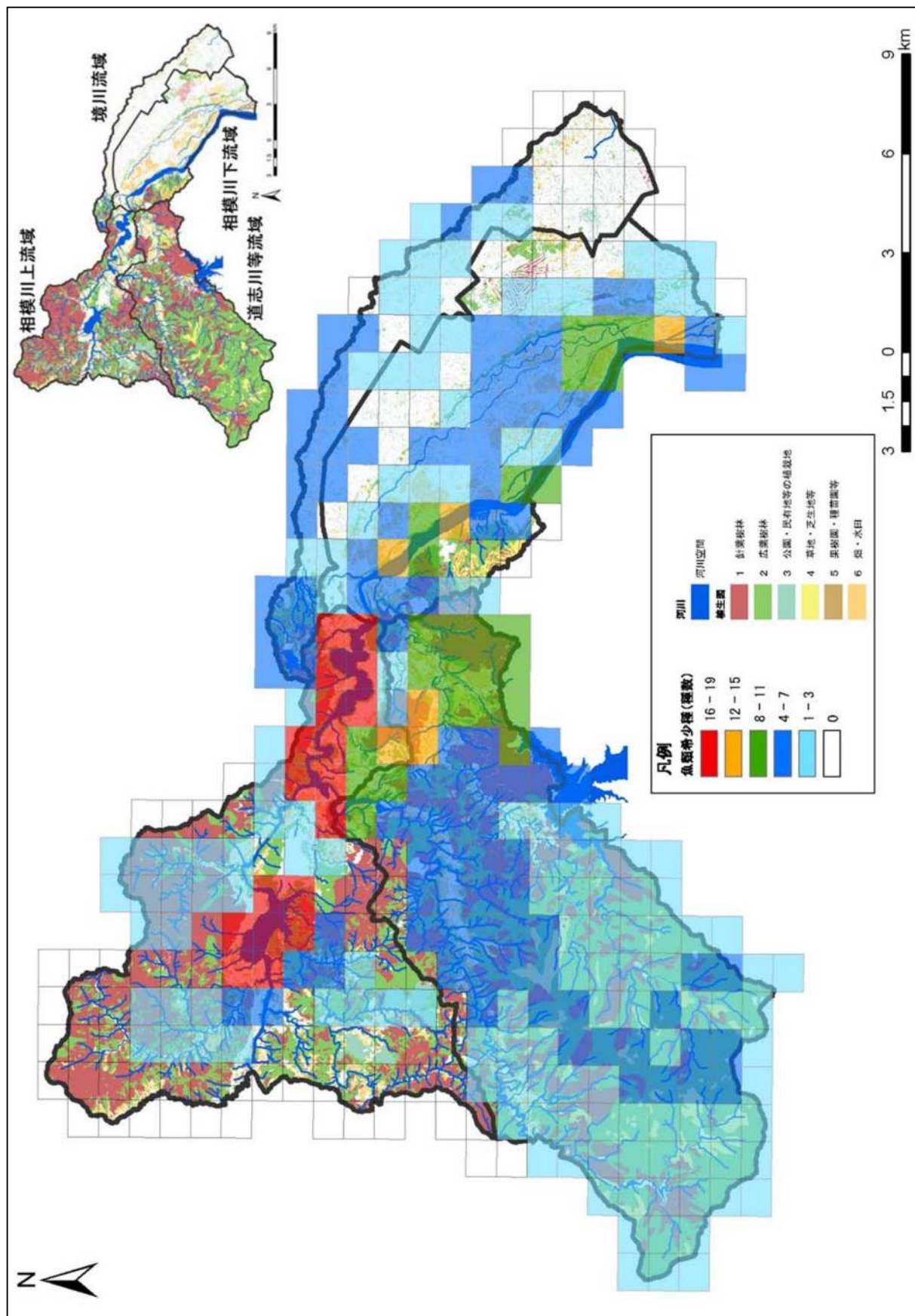


図 2-16(6) 希少種ホットスポットマップ (魚類)

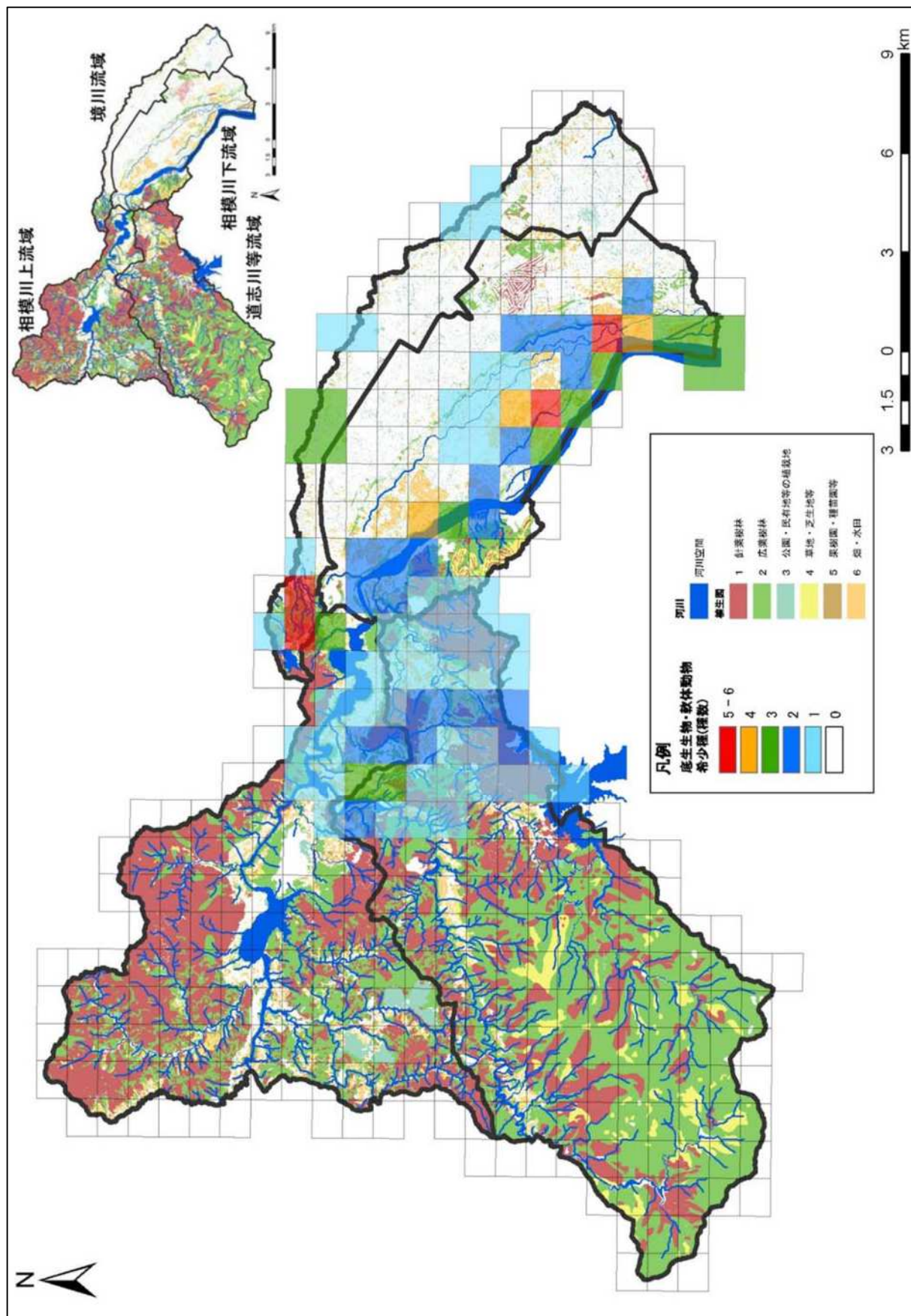


図 2-16(7) 希少種ホットスポットマップ (底生生物・軟体動物)

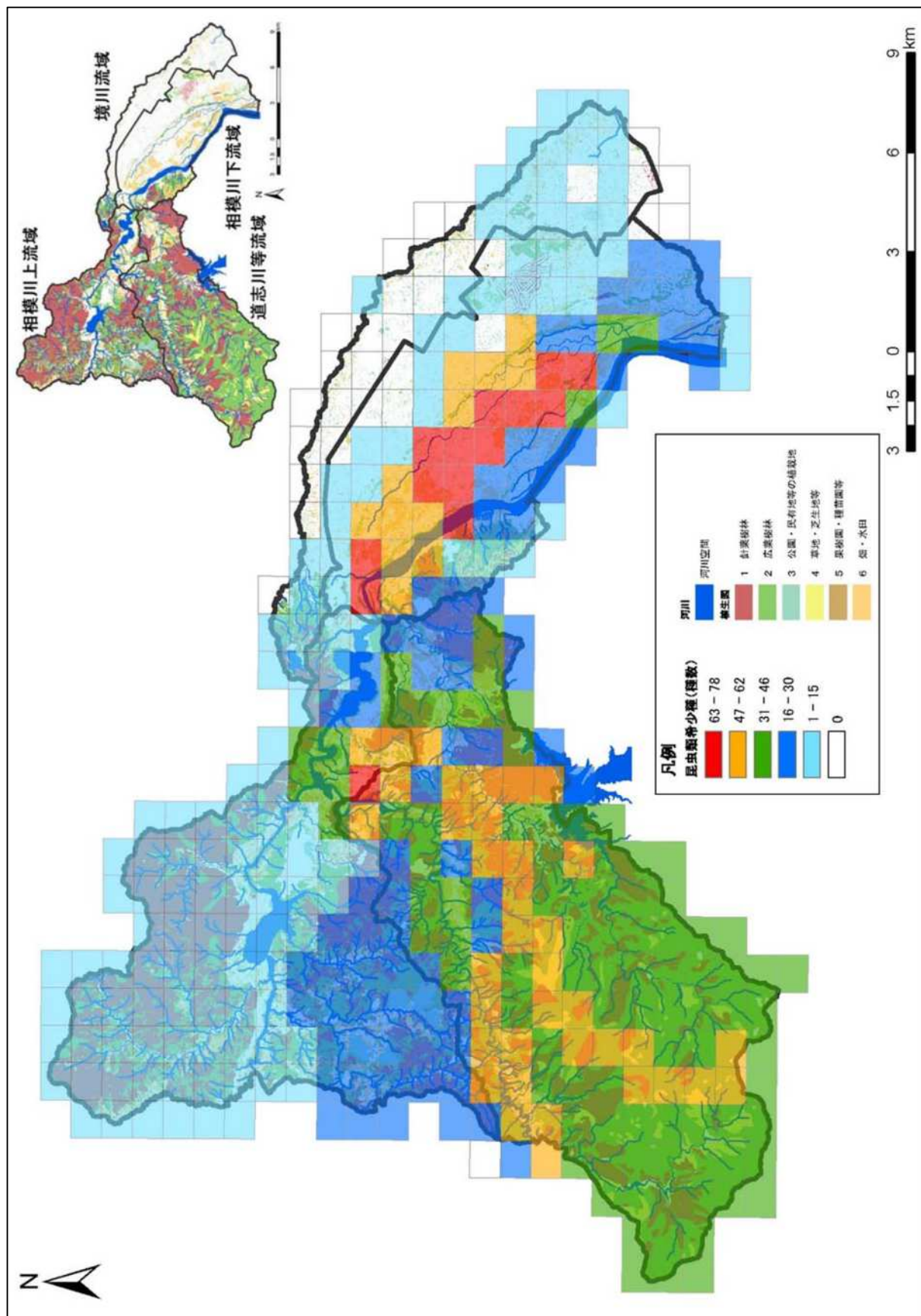


図 2-16(8) 希少種ホットスポットマップ (昆虫類)

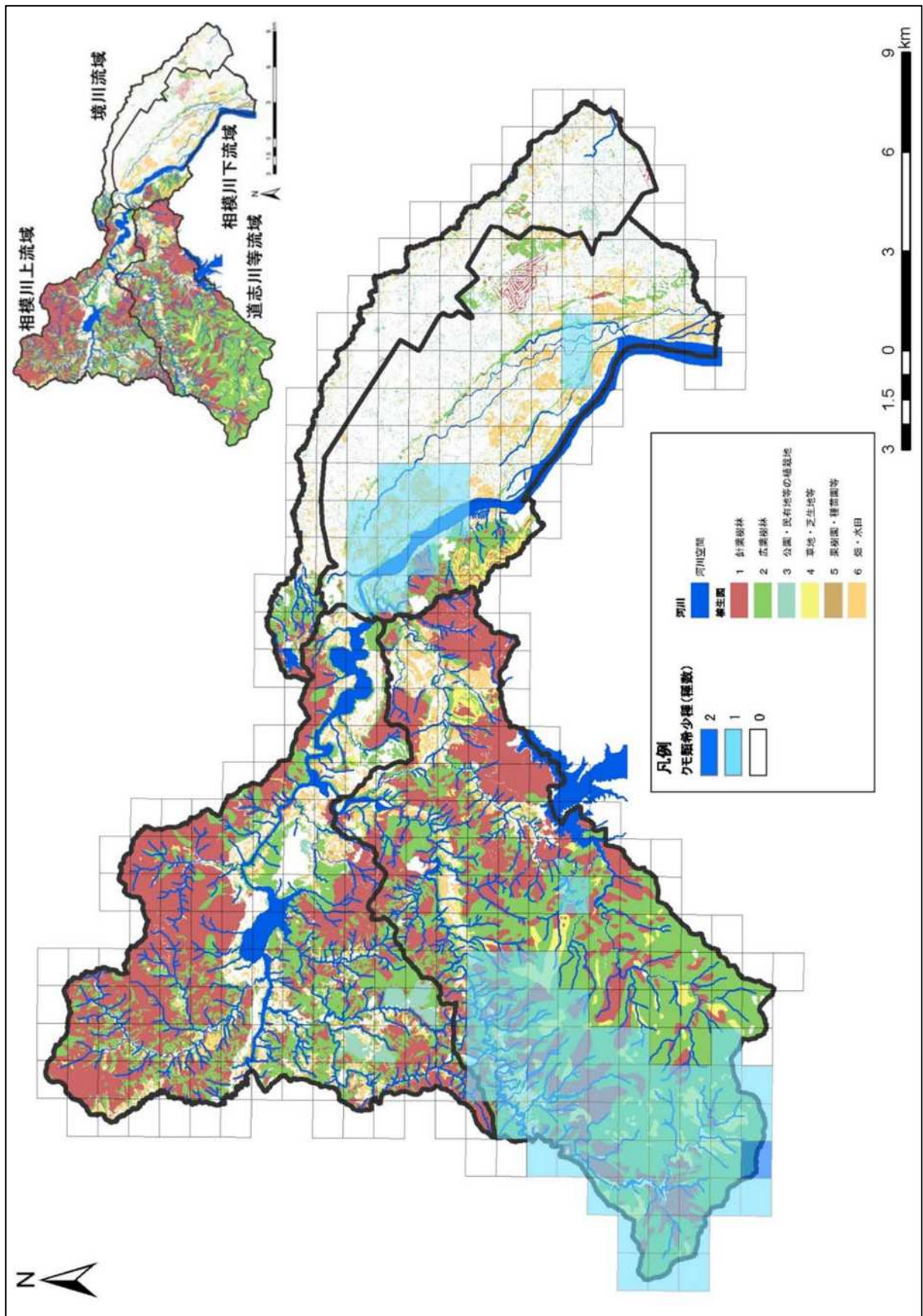


図 2-16(9) 希少種ホットスポットマップ (クモ類)

③ 外来種

本市では、植物 116 種、哺乳類 7 種、鳥類 8 種、両生類 2 種、は虫類 2 種、魚類 11 種、底生生物・軟体動物 5 種、昆虫類 2 種の外来種が確認されています（表 2-8、図 2-）。

各分類群の外来生物種マップを図 2-に示し、相模川上流域、相模川下流域、道志川等流域、境川流域のそれぞれの流域について外来生物種の分布状況を表 2-9 に示すとおり整理しました。

外来生物種の分布については、希少種のような津久井地域で多く確認されているといった傾向は見られず、市東部の市街地において比較的多くの確認記録がある傾向となりました。本来、森林や湖沼などが広がる津久井地域において希少種と同様に外来生物種も多く分布していることが考えられますが、本結果のような分布状況となった理由としては、作図の基とした文献等において、外来生物種に着目した調査の精度や充実度などが地域に市の東部地域と西部地域で異なっていたためと考えられます。なお、近年水田や水路で問題となっている特定外来生物のナガエツルノゲイトウは相模川水系下流域を中心に分布を拡大しており、本市でも注意喚起と啓発を行っています。

表 2-8 分類ごとの外来種確認種数

分類	種数	主な確認種
植物	116	アレチウリ、オオブタクサ、セイヨウタンポポ等
哺乳類	7	アライグマ、ハクビシン等
鳥類	8	カナダガン、ホンセイインコ、ガビチョウ等
両生類	2	ウシガエル、アフリカツメガエル
は虫類	2	ミシシippアカミミガメ、カミツキガメ
魚類	11	ブルーギル、オオクチバス、コクチバス等
底生生物・軟体動物	5	アメリカザリガニ、モクズガニ等
昆虫類	2	アカボシゴマダラ、ホソオチョウ
クモ類	0	—
菌類	0	—
計	153	

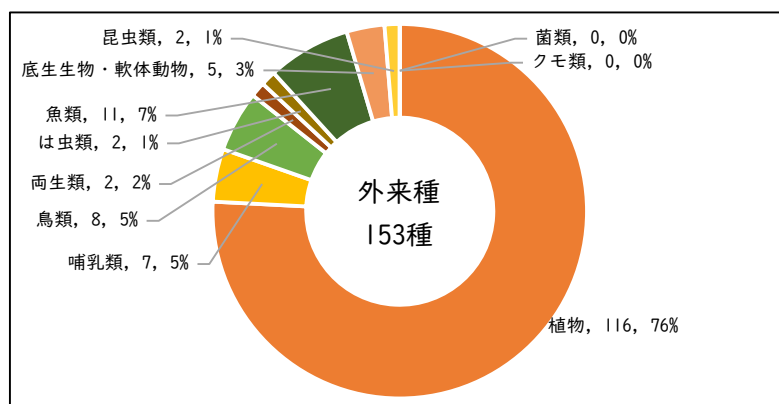


図 2-17 全分類群の外来種確認種数の割合

出典) 相模原市「生物相調査報告書」(平成 31 年 3 月)

表 2-9(1) 各流域における外来種の分布状況

流域	希少種の分布状況
相模川 上流域	<p>野生生物の外来生物種の分布状況をみると、植物については、流域東部の津久井湖周辺では、セイヨウタンポポ、オオブタクサ、セイタカアワダチソウなどが多く分布している。</p> <p>哺乳類については、流域東部の津久井湖周辺における確認種類が最も多く、アライグマ、ハクビシンなどが多く確認されている。流域西部の相模湖周辺においても同様にアライグマ、ハクビシンが確認されている。</p> <p>鳥類については、相模川上流域一様に外来生物種が確認されており、ガビチョウやソウシチョウなどが確認されている。</p> <p>両生類については、相模湖から津久井湖にかけての水辺地域に多く確認されており、ウシガエルが多く生息している。</p> <p>は虫類については、津久井湖及び沼本ダム周辺でミシシippアカミミガメが確認されている。</p> <p>魚類については、相模湖において、オオクチバス、ハス、ブルーギルが確認されている。津久井湖周辺でも同様にオオクチバス、ハス、ブルーギルが確認され、コクチバスも確認されている。</p> <p>底生生物・軟体動物については、津久井湖北部でアメリカザリガニ、ハブタエモノアラガイ、コモチカワツボが確認されている。相模湖周辺では、アメリカザリガニのみが確認されている。</p> <p>昆虫類については、相模湖から津久井湖にかけての地域及び相模湖の北西地域において1種のみ確認となっており、確認種はホソオチョウが確認されている。</p>
相模川 下流域	<p>野生生物の外来生物種の分布状況をみると、植物については、相模川周辺に畑や水田が広がる田名地区周辺において、25～60種が確認されている。確認種は、アレチヌスビトハギ、セイタカアワダチソウ、メリケンカルカヤなどが確認されている。</p> <p>哺乳類については、田名地区や鳩川及び姥川の水辺地域で、ハクビシン、アライグマ、ドブネズミが確認されている。</p> <p>鳥類については、新磯地区でガビチョウ、カオグロガビチョウ、ソウシチョウ、ワカケホンセイインコ、コリンウズラ、コブハクチョウが確認されている。</p> <p>両生類については、八瀬川や姥川、道保川などの水辺地域でウシガエル、アフリカツメガエルの2種が確認されている。</p> <p>は虫類については、上溝地区、麻溝地区を中心に、カミツキガメ、ミシシippアカミミガメが確認されている。</p> <p>魚類については、田名地区周辺で2～3種確認されており、確認種はタイリクバラタナゴ、ハス、ブルーギルである。流域南部の麻溝地区及び新磯地区では、オオクチバス、ニジマスが確認されている。</p> <p>底生生物・軟体動物については、上溝地区、田名地区で4種確認されている。確認種は、アメリカザリガニ、コモチカワツボ、台湾シジミ、フロリダマミズヨコエビである。</p> <p>昆虫類については、相模川下流域では確認記録は無い。</p>

表 2-9(2) 各流域における外来種の分布状況

流域	希少種の分布状況
道志川等流域	<p>野生生物の外来生物種の分布図をみると、植物については、沼本ダムの南部地域でオオブタクサ、セイヨウタンポポ、セイトカアワダチソウ、ヒメスイバ等の確認がされている。</p> <p>哺乳類については、流域一様にアライグマ、ハクビシン、ドブネズミ、ノネコが確認されているが、沼本ダムや津久井湖の南部地域で多く確認されている。確認種は、アライグマ、ハクビシン、ドブネズミ、ノネコの4種である。</p> <p>鳥類については、流域一様にガビチョウ、ソウシチョウなどが確認されている。</p> <p>両生類については、沼本ダム南西地域でウシガエルが確認されている。</p> <p>は虫類については、宮ヶ瀬湖周辺でミシシッピアカミミガメが確認されている。</p> <p>魚類については、宮ヶ瀬湖周辺や沼本ダムの南部地域でニジマスなどが確認されている。</p> <p>底生生物・軟体動物については、宮ヶ瀬湖周辺や津久井湖の南部地域でコモチカワツボ、アメリカザリガニなどが確認されている。</p> <p>昆虫類については、道志川等流域では確認記録は無い。</p>
境川流域	<p>野生生物の外来生物種の分布状況をみると、植物については、大野中地区でオニウシノケグサ、セイヨウカラシナ、トキワサンザシ、セイバンモロコシなどが確認されている。小山地区では、ハルザキヤマガラシ、コゴメイ、マルバフジバカマなどが確認されている。</p> <p>哺乳類については、相模台地区周辺が多く確認されており、確認種は、ハクビシン、アライグマ、ドブネズミなどである。</p> <p>鳥類については、大野北地区大野中地区、大野南地区の市境を中心に確認されている。確認種は、主にホンセイインコ、ガビチョウ、ワカケホンセイインコ、ソウシチョウ、コブハクチョウなどである。</p> <p>両生類については、境川流域では確認記録は無い。</p> <p>は虫類については、大野北地区、大野中地区、中央地区周辺でミシシッピアカミミガメが確認されている。</p> <p>魚類については、橋本地区の境川周辺で、オオクチバス、グッピーが確認されている。</p> <p>底生生物・軟体動物については、城山地区北部で、最も多くの種が確認されており、確認種は、コモチカワツボ、アメリカザリガニ、フロリダマミズヨコエビ、ハブタエモノアラガイである。</p> <p>昆虫類については、境川流域では確認記録は無い。</p>

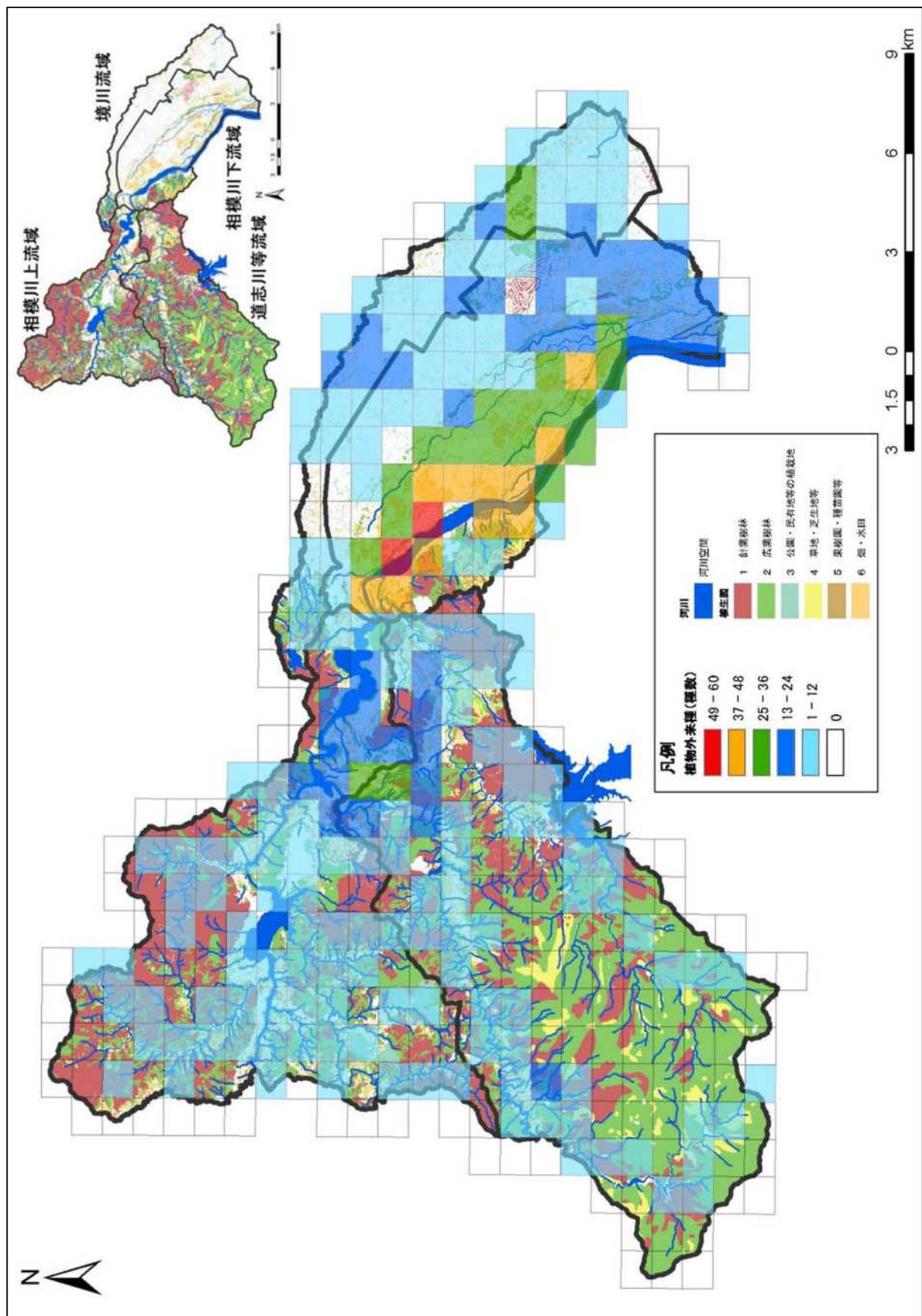


図 2-18(1) 外来生物種マップ (植物)

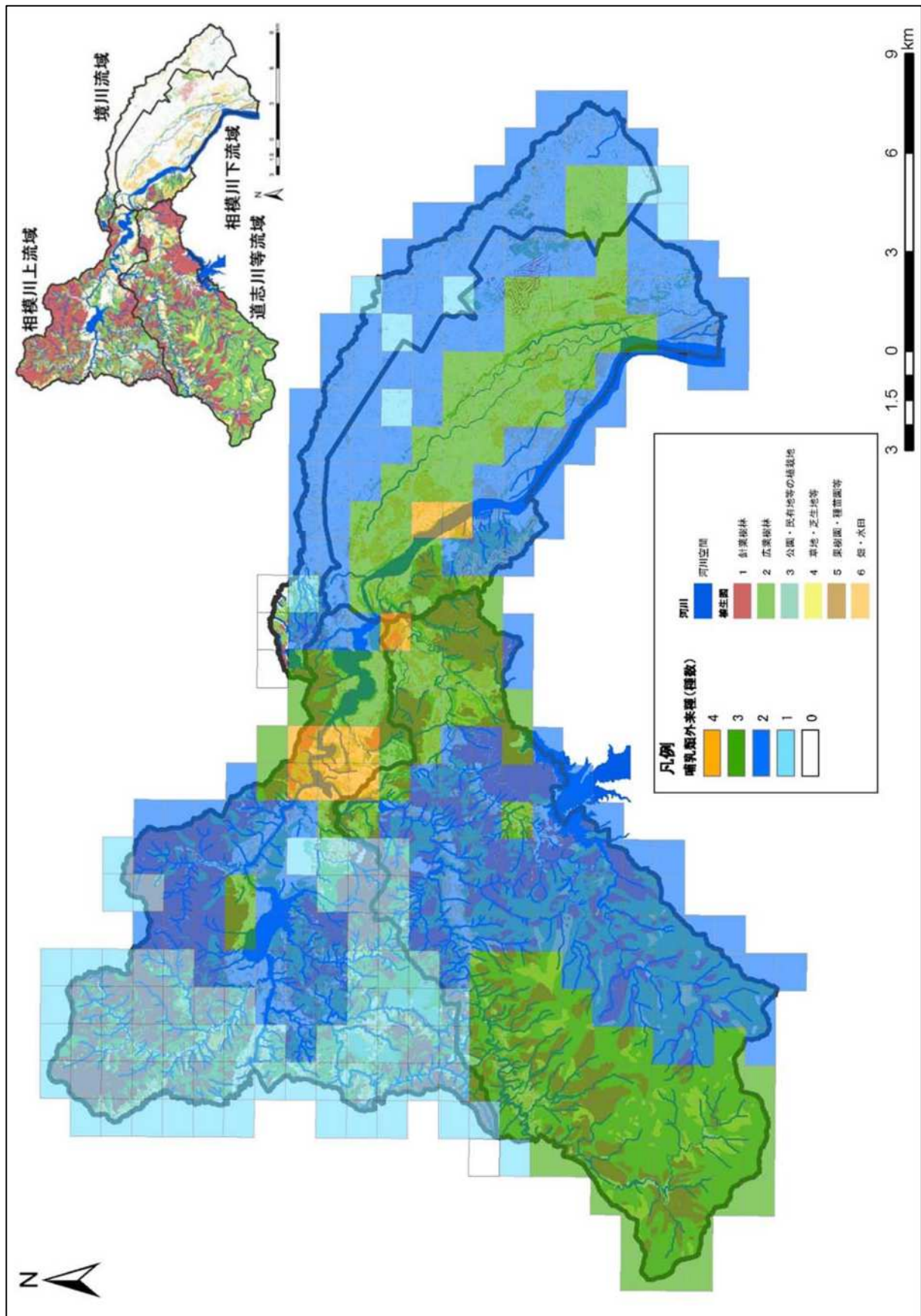


図 2-18(2) 外来生物種マップ (哺乳類)

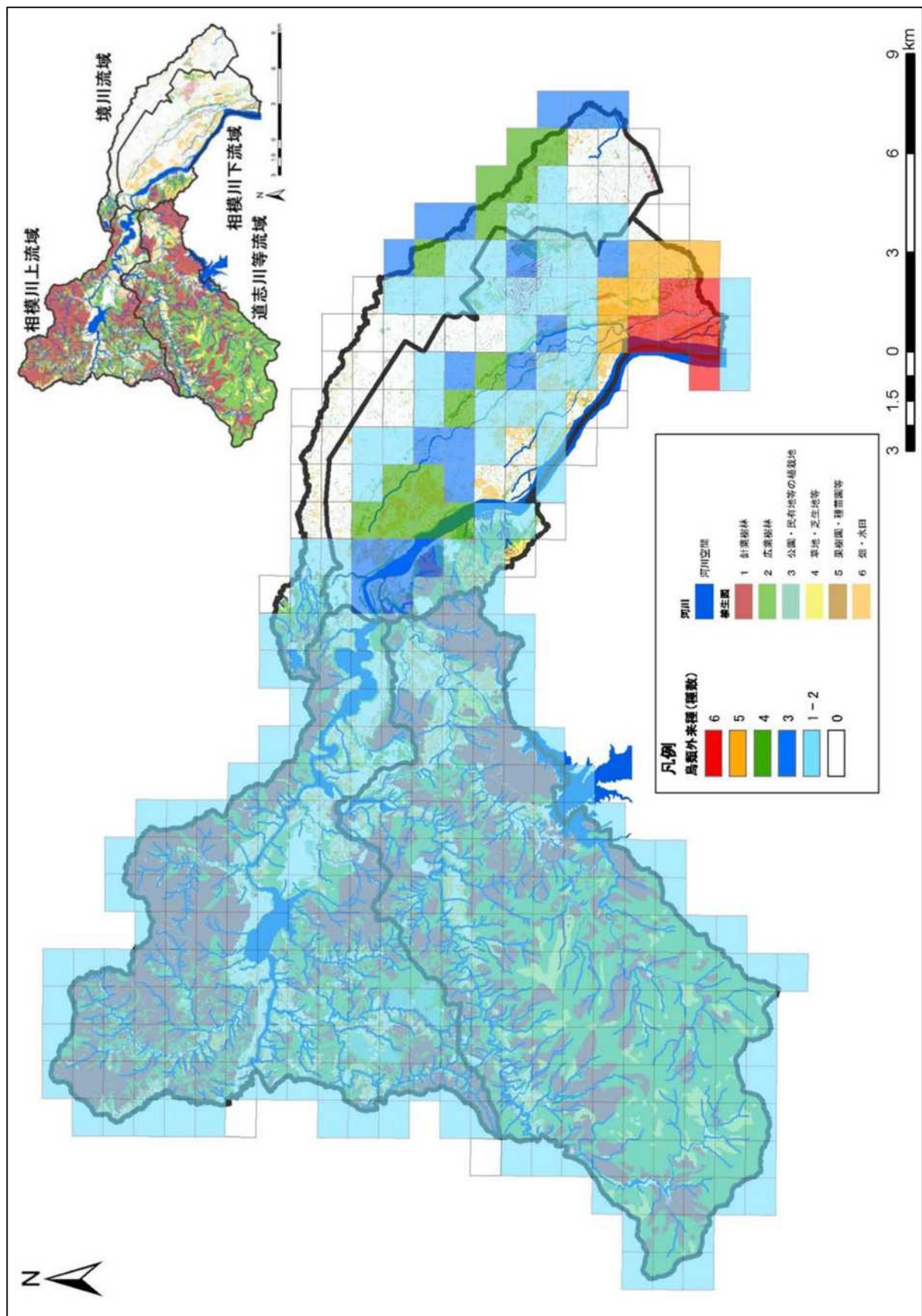


図 2-18(3) 外来生物種マップ(鳥類)

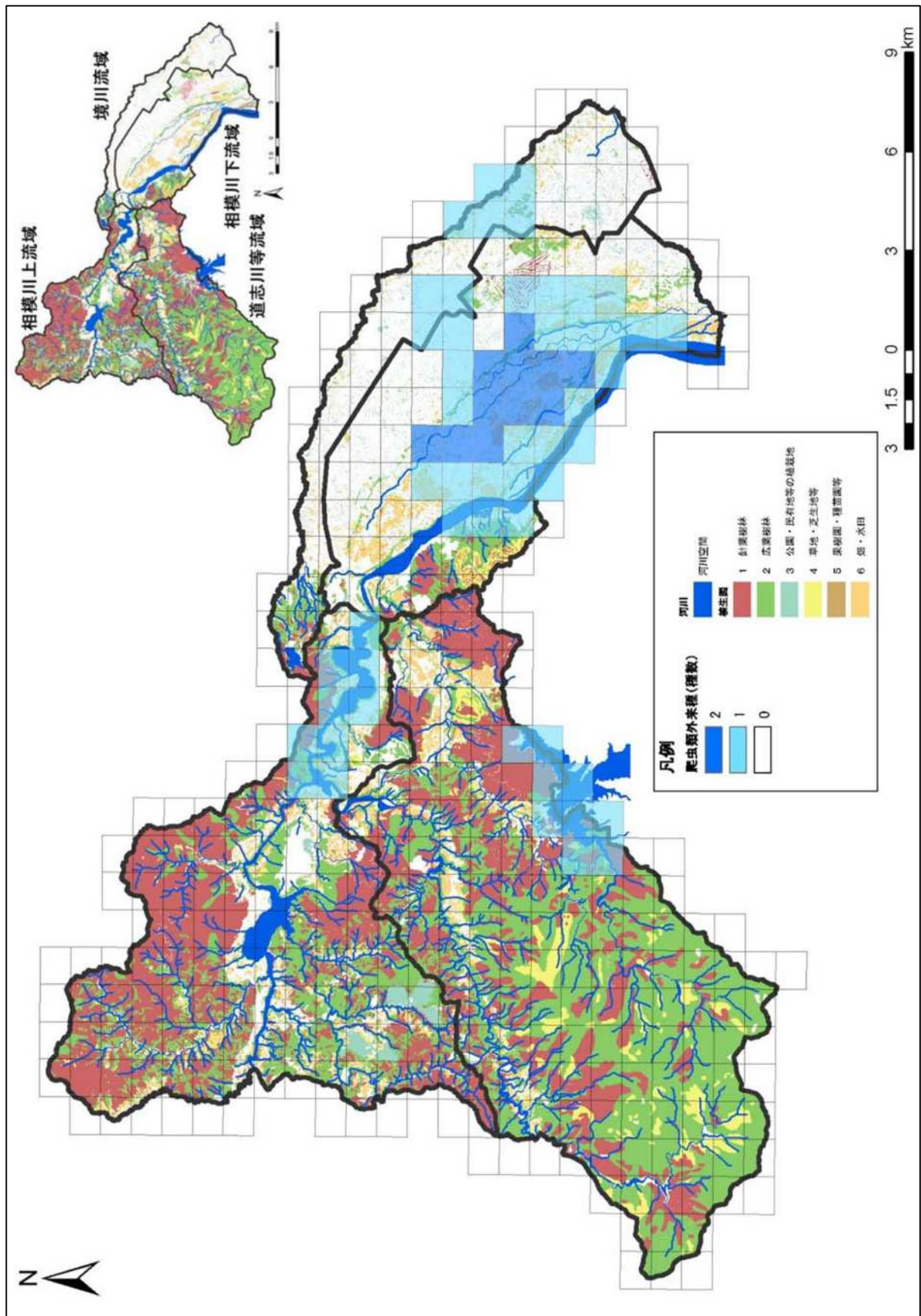


図 2-18(5) 外来生物種マップ (は虫類)

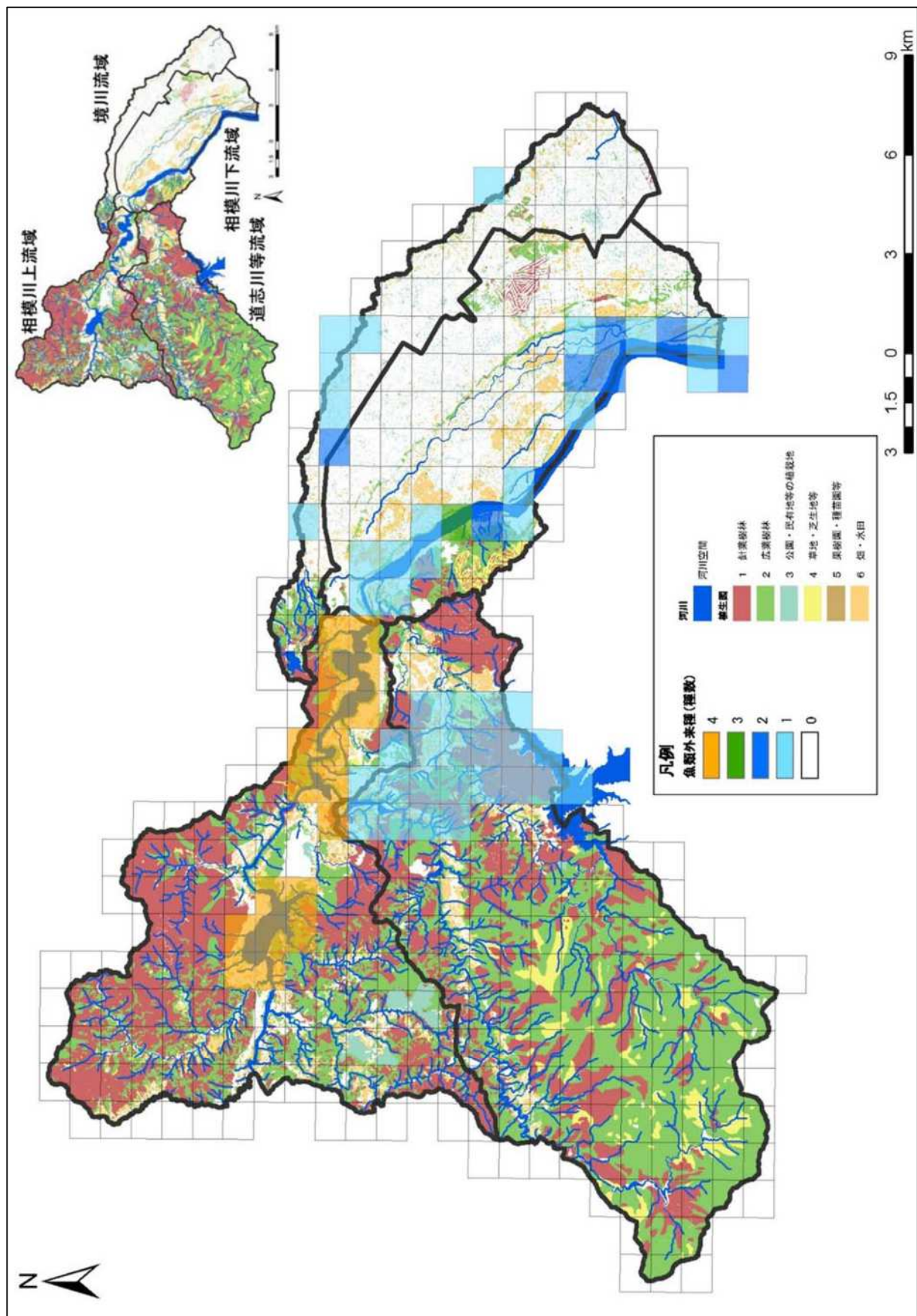


図 2-18(6) 外来生物種マップ(魚類)

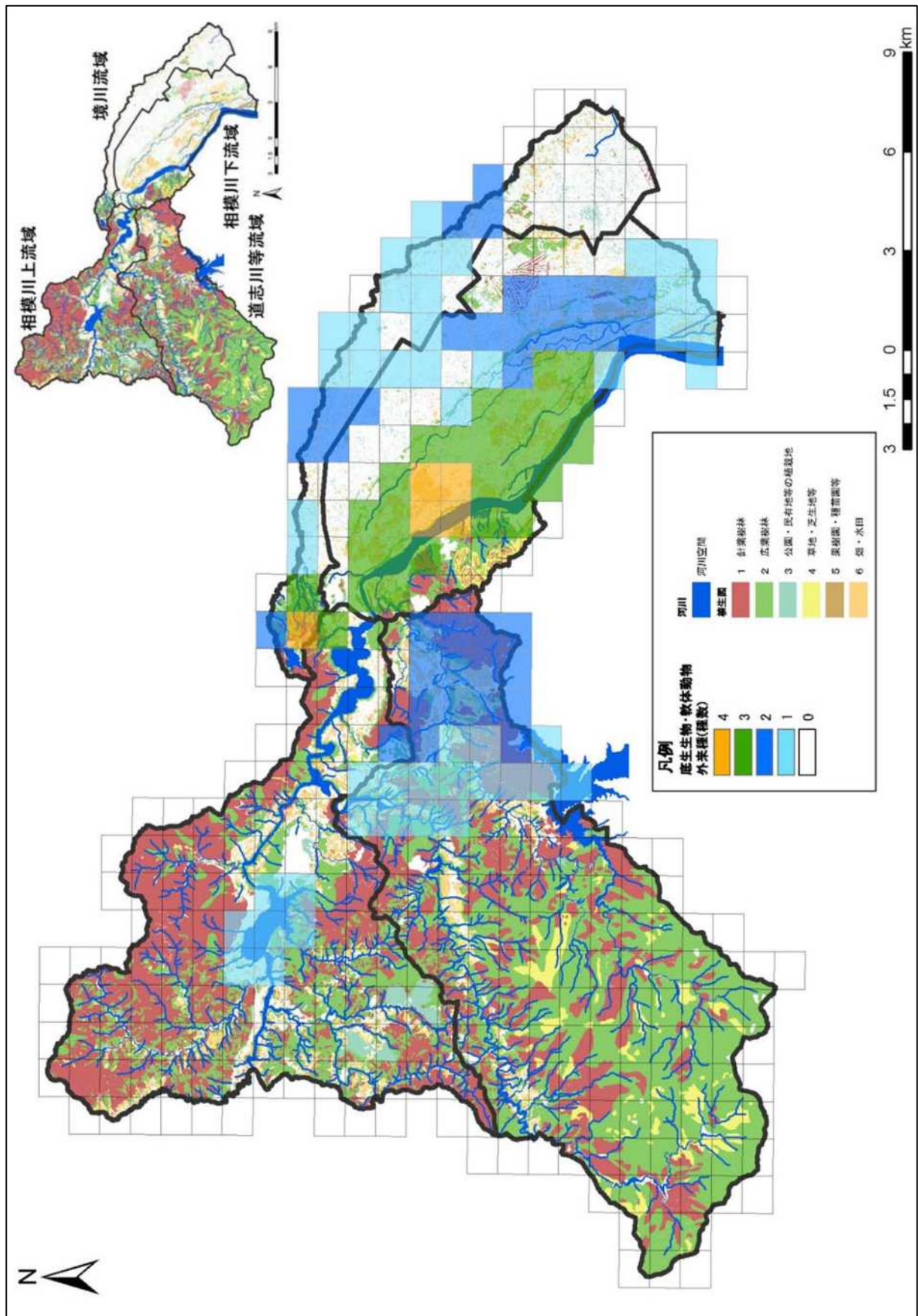


図 2-18(7) 外来生物種マップ (底生生物・軟体動物)

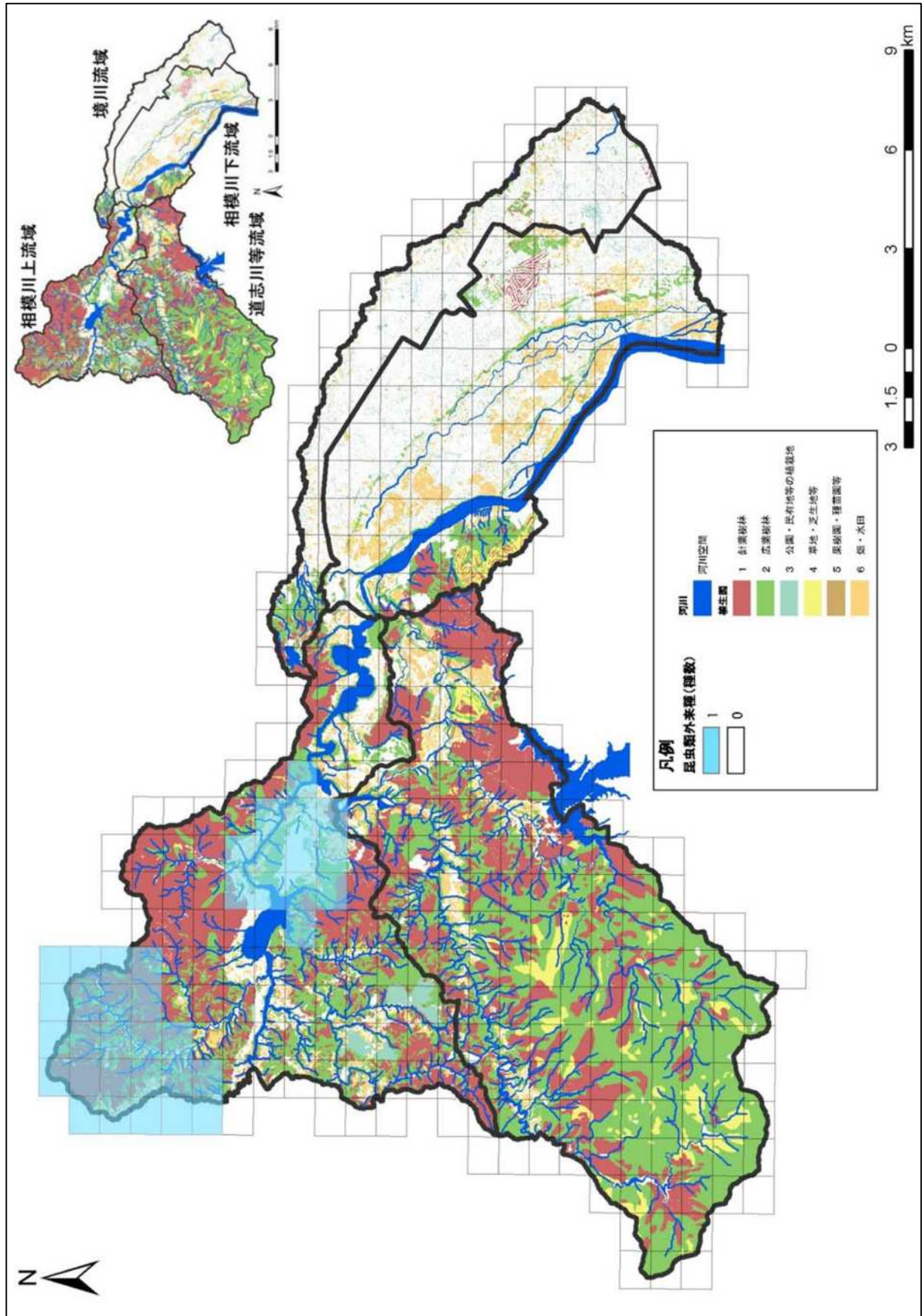


図 2-18(8) 外来生物種マップ(昆虫類)

8)鳥獣被害

本市では、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等の野生鳥獣の生息域の拡大とともに、農作物への被害や市民が脅威に感じる生活被害が多く見られます。平成 29 年度の農作物被害額は総額 6,506 千円に達し、特に、農地と宅地が混在した生活環境を形成する津久井地域の中山間地域で顕著に見られます。被害が多発するようになった要因として、生活環境の変化や農林業の担い手不足等による山林や農地の荒廃により人里との緩衝帯がなくなり、野生鳥獣の生息できる環境がより人家等に接近してきたものと推測されています。

本市における鳥獣被害の傾向は次のとおりです。

① ニホンザル

本市のニホンザルによる被害は、年間を通じて津久井地域の中山間地域で発生しており、果樹や野菜類等、農作物被害が拡大しています。また、生活上の脅威等の生活被害も発生しています。本市においては、南秋川地域個体群と丹沢地域個体群の行動域となっていることから、神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、専門業者による捕獲の推進や猟友会及び地域の自主防衛組織等による追払い等を実施しています。特に被害が著しいニホンザル個体群の捕獲を推進するため、GPS 首輪発信機に対応した基地局の設置や ICT 付き大型捕獲檻の導入、農家や地域住民への研修会を開催し、捕獲頭数の増加など一定の成果が見られています。

② ニホンジカ

本市のニホンジカによる被害は、農作物被害をはじめ、山中の樹木や木の皮が食害を受ける等、年間を通じて発生しています。これまで、丹沢山系の麓にある津久井地区で主に被害が発生していましたが、近年では、相模川以北での出没も多く報告されるようになり、生息域は津久井地域全域に拡大しています。特に、餌の少なくなる冬季は、人家周辺など生活圏内においても目撃されることがあり、最近では市街地にも出没し自動車との接触事故も発生するなど生活被害も発生しています。また、丹沢山系を生息域とするニホンジカには、ヤマビルが吸着していることがあり、ニホンジカの生息域の拡大とともに、ヤマビルの生息域も拡大し、農業者、地域住民、ハイカーなどの観光客への吸血被害も増加しています。

③ イノシシ

本市のイノシシによる被害は、津久井地域での被害が顕著に見られます。農作物の生育期や収穫期には農作物被害が集中していますが、近年においては、人家周辺においても年間を通じて目撃情報が多く、住宅敷地等の掘り返しなどにより、地盤が緩み、降雨量によっては土砂災害等にもつながりかねない生活環境への被害も発生しています。

また、令和 2 年 5 月には、津久井地域において、神奈川県内で初めて豚熱に感染した野生の死亡イノシシが発見されたことから、家畜への感染拡大防止に注意する必要があります。なお、イノシシは、ニホンジカと同様にヤマビルの運搬役とされており、イノシシの出没増加とともに、ヤマビルの生息域も拡大しています。

④ アライグマ

本市でのアライグマによる被害は、ほぼ市内全域で発生しており、農作物被害や住居侵入等の生活被害も発生し、今後、被害の増加が懸念されます。

⑤ ハクビシン

本市でのハクビシンによる被害は、ほぼ市内全域で発生しており、農作物被害や住居侵入等の生活被害も発生し、今後、被害の増加が懸念されます。

⑥ アナグマ・タヌキ

本市でのアナグマ・タヌキによる被害は、里山において発生しており、今後、農地や住宅地に出没し、農作物や生活環境における被害の増加が懸念されます。

⑦ 鳥類

本市でのカラスやスズメといった鳥類による被害は、市内全域において発生しており、群れを成して農地への出没や住宅地での生活被害も発生し、農作物や生活環境における被害の増加が懸念されます。

また、カワウによる被害は、湖を含む相模川流域一円で発生しており、アユ、ワカサギ等を捕食しており、魚類の減少が危惧されています。特に、4月初旬の稚アユの放流等では深刻な問題となっています。

⑧ ツキノワグマ

本市では、緑区の山間部に生息していますが、近年、人里においてもしばしば目撃されており、養蜂業への被害や放置された果樹への執着などが見られた経過があったことから、追払いや注意喚起の看板設置、登下校時等の見回りなどの対策を行っています。また、ニホンジカ、イノシシの捕獲の推進に伴い、くくりわなによる錯誤捕獲も発生しています。

中山間地域等を抱える津久井地域では、新たなライフスタイルを提案した移住の促進と豊かな自然との共存による農林業振興を取組目標としていますが、移住希望者や新規就農希望者等は、野生鳥獣被害に対して大きな不安を感じている現状があります。また近年では、都市部においてもアライグマやハクビシン等の中型獣類による被害も増加傾向にあります。ヤマビルの拡散やマダニの感染症（げっ歯類や野生のシカ、イノシシなどがもっている病原体を保有するダニに咬まれることにより発症する感染症）といった二次的被害も懸念されるなか、本市における被害対策の実施に当たっては、被害を受けている農業者や地域住民、猟友会、市内の農業協同組合、農業委員を含む相模原市有害鳥獣対策協議会や相模原市緑区鳥獣被害対策協議会と市が連携し、地域と一体となった「地域ぐるみの対策」を活用した取組が進められています。



図 2-19 野生鳥獣による農作物被害金額、被害面積、生活被害件数
 出典) 相模原市「相模原市鳥獣被害防止計画【第2期】」(令和3年度)

9)景観

本市の西部は、丹沢山地や小仏山地に囲まれ、相模川流域の北部に位置します。

このようなやまなみを背景とし、相模川を始めとする大小の河川や湖などの水資源に恵まれた環境を持っています。これらによる自然的景観は次のような特性を有しています。

■骨格的な景観を構成する山地や河岸段丘によるダイナミックな地形

本市は、西は標高約1,600mの丹沢山地、北は標高600～900mの小仏山地、東は標高90～120mの相模原台地が北半分を占め、市外の北から東側にかけて多摩丘陵が相模原台地を取り囲む、ダイナミックな地形です。

相模原台地は、その中央を大きく上位面と下位面に分け、相模原低地を含めて3段の地形で構成され、約10～20mの高低差を持つ段丘には斜面緑地が連続しており、みどりのベルトを形成しています。

また、陣馬山などの山々や斜面緑地内には、やまなみや河川などを望む眺望の場が存在します。



小仏城山から相模湖方面



相模川と斜面緑地

■相模川水系や湖などの潤いを創出する身近な水辺空間

相模川水系と相模湖や津久井湖などの湖は、河畔のみどりと一体となり、潤い豊かな水辺景観となっています。道保川、八瀬川などの身近な河川の一部では、散策路や広場の整備、生態系に配慮した多自然川づくりにより親水性の高い水辺空間整備が行われ、市民に親しまれています。



親水性の高い水辺空間が整備されている
道保川



湖畔のみどりと一体の津久井湖

■水辺を彩る河畔林や都市部の貴重な平地林などの多彩なみどり

市域の西部では、湖面や市街地、農地などの間に広がる河畔林や産地・山林などのみどりが、美しい自然景観を見せています。

市域の東部では、斜面緑地や市街地に広がる平地林が存在し、市外の北側を多摩丘陵に囲まれ、良好な都市環境が形成されています。

また、市内の至る所で、市民参加による山林や里地里山などの身近なみどりを維持・保全するための取組が進められています。



相模湖と周辺の市街地や農地



都市部の貴重な平地林 木もれびの森

■心のオアシスとなっている農地や田園風景

相模川や道志川周辺の平坦地や山裾などの農地は、後背の緑地や農家住宅などと一体となり、ふるさとの雰囲気を残す心のオアシスともいえる田園風景が見られます。



道志川沿いの農地



小松・城北の里山の田園風景

画像出典) 相模原市「相模原市景観計画」(令和3年5月変更)

10)地域指定

本市のうち津久井地域では、自然公園として丹沢大山国定公園と県立丹沢大山自然公園及び県立陣馬相模湖自然公園が指定されており^{注1)}、自然環境保全地域として神奈川県自然環境保全地域が指定されています。

神奈川県自然環境保全地域の大半は「普通地区^{注2)}」に指定されていますが、旧藤野町石砂山自然環境保全地域の一部は、神奈川県内で唯一の「特別地区^{注2)}」に指定されています。この地域内にはギフチョウが生息し、林床にはカントウカンアオイ、シュンラン、ヒトリシズカ等が自生しています。

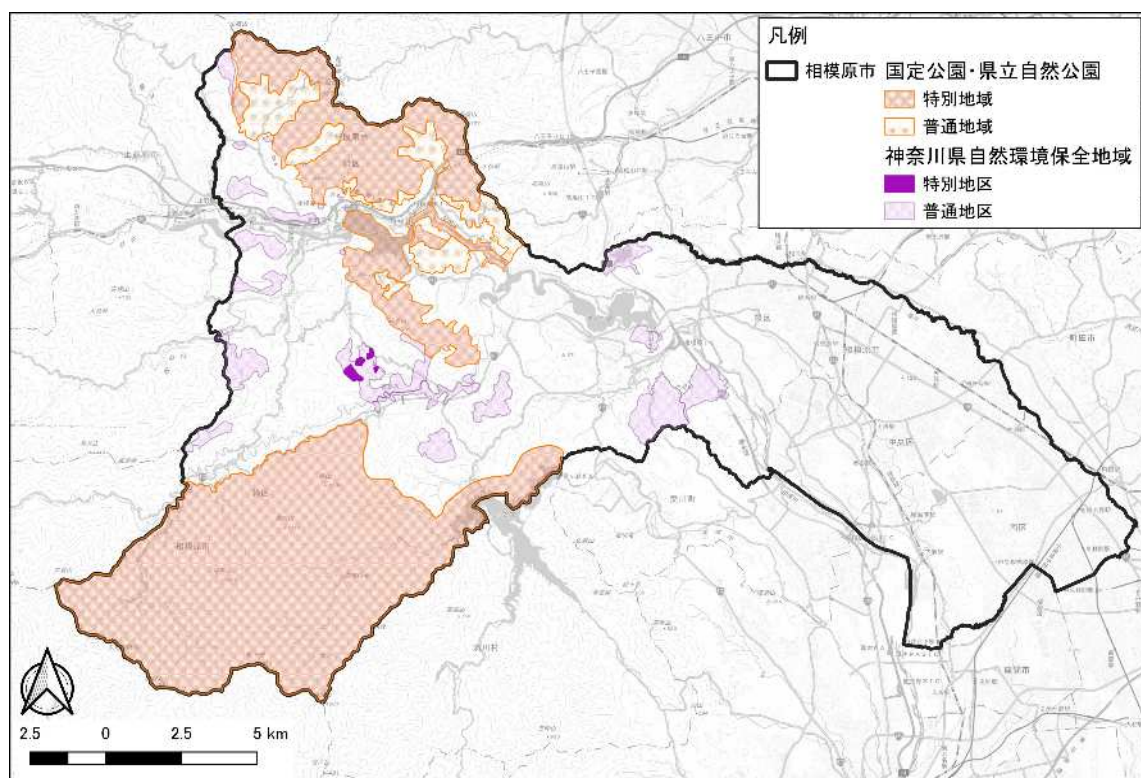


図 2-20 自然環境に係る地域指定

出典) 国土交通省「国土数値情報 自然公園地域データ (平成 27 年度)」、
環境省「環境アセスメントデータベース EADAS 自然環境保全地域 (都道府県指定)」、
神奈川県「神奈川県公園緑地等配置図」

注 1) 国定公園・県立自然公園 特別地域：特に優れた風致景観を有する区域
// 普通地域：公園区域のうち特別地域以外の区域

注 2) 神奈川県自然環境保全地域 特別地区：特に良好な自然環境を有する区域
// 普通地区：保全地域のうち特別地区以外の区域

(2)生活環境

1)人口・世帯数

① 地域別人口・世帯数の推移

本市における平成 22 年と令和 2 年の人口を比較すると、1.1%の増加と、ほぼ横ばいで推移しています。

平成 22 年と令和 2 年の人口を地域別に比較すると、旧相模原市では 2.4%増加している一方で、津久井地域では 10.9%減少しており、都市化が進み人口が増加している旧相模原市と比べ、津久井地域では過疎化が進行していることが分かります。

また、平成 22 年と令和 2 年の世帯数を地域別に比較すると、旧相模原市では 10.7%、津久井地域では 1.3%増加しており、人口動態が横ばいであるのに対し、世帯数は地域に関わらず増加傾向にあり、核家族化の進行や単身世帯の増加などが要因と考えられます。



出典) 総務省「国勢調査」

図 2-21 地域別人口の推移



出典) 総務省「国勢調査」

図 2-22 地域別世帯数の推移

表 2-10 地域別人口・世帯数の増減率

(単位：人、世帯、%)

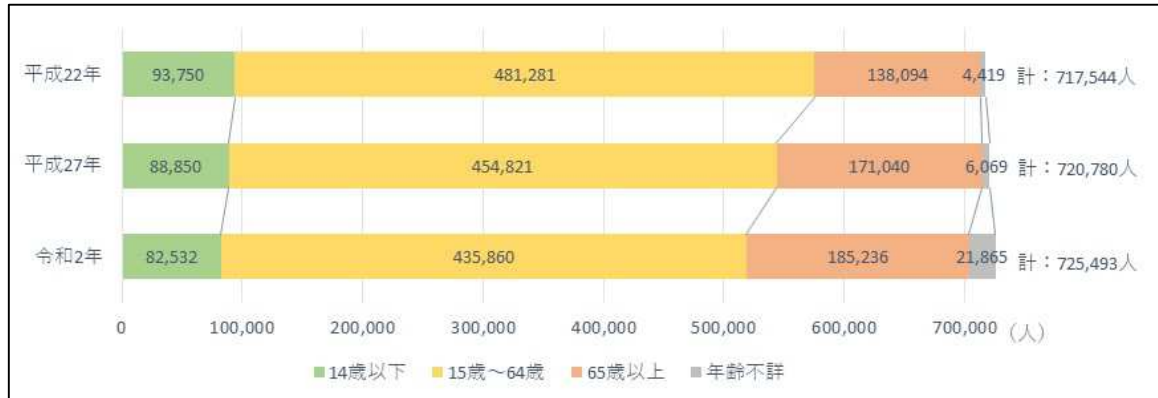
H22→R2 値	人 口			世 帯 数		
	計	旧相模原市	津久井地域	計	旧相模原市	津久井地域
増減値	7,949	15,661	△7,712	29,955	29,609	346
増減率	1.1	2.4	△10.9	9.9	10.7	1.3

出典) 総務省「国勢調査」

② 年齢別人口の推移

本市における平成22年と令和2年の人口を年齢別に比較すると、0歳～64歳の人口は減少している一方で、65歳以上の人口は増加しています。

地域別に比較すると、65歳以上の増加率は旧相模原市と津久井地域で大きな違いはありませんが、64歳以下の減少率においては津久井地域で特に高くなっています。さらに、令和2年の年齢別人口構成比においても、津久井地域では旧相模原市より64歳以下が占める割合が低く、65歳以上が占める割合が高くなっています。このことから、本市全域で高齢化は進行しており、特に津久井地域でその傾向は顕著になっています。



出典) 総務省「国勢調査」

図 2-23 年齢別人口の推移

表 2-11 地域別年齢別人口の増減率

(単位：人、%)

H22→ R2 値	旧相模原市					津久井地域				
	計	14歳以下	15歳～64歳	65歳以上	年齢不詳	計	14歳以下	15歳～64歳	65歳以上	年齢不詳
増減値	15,661	△8,887	△33,263	41,126	16,685	△7,712	△2,331	△12,158	6,016	761
増減率	2.4	△10.4	△7.6	33.9	391.1	△10.9	△28.4	△26.5	35.8	497.4

出典) 総務省「国勢調査」

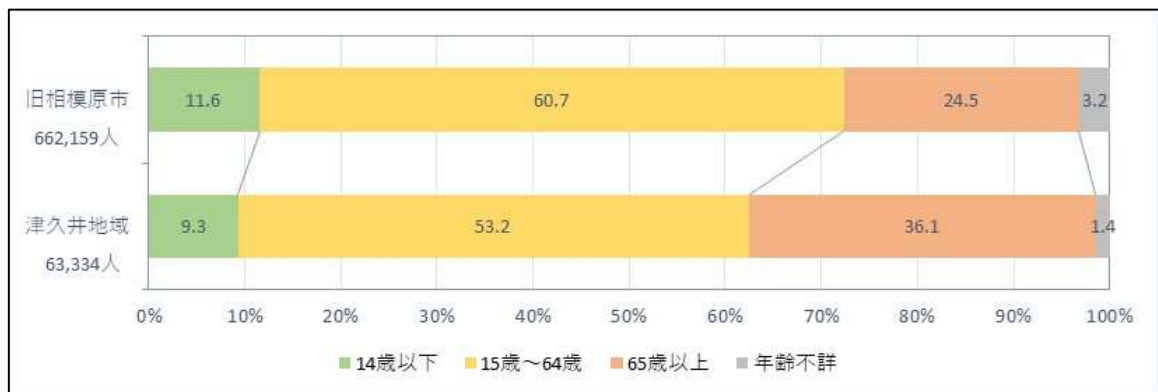


図 2-24 年齢別人口構成比の地域比較 (令和2年)

出典) 総務省「国勢調査」

2)産業構造

本市における産業別就業人口は第三次産業が最も多く、第一次産業が最も少なくなっています。平成22年と令和2年の産業別就業人口を比較すると、第一次産業は横ばい傾向、第二次産業は一貫して減少傾向にある一方で、第三次産業は増加傾向にあり、産業構造の高度化が進んでいることが分かります。

また、地域別に比較すると、旧相模原市では第二次産業は減少していますが、産業全体では横ばいとなっています。一方で、津久井地域ではすべての産業において減少しており、津久井地域における就業人口の減少が特に著しいことが分かります。

令和2年における産業別就業人口構成比を地域別に比較すると、地域に関わらず第一次産業の占める割合が低く、旧相模原市では0.5%、津久井地域では1.7%であり、特に津久井地域では減少傾向にあることから、地域の農林業の持続可能性が懸念されます。



出典) 総務省「国勢調査」 図 2-25 産業別就業人口の推移

表 2-12 地域別産業別就業人口の増減率

(単位：人、%)

H22→ R2 値	旧相模原市					津久井地域				
	計	第一次	第二次	第三次	分類不能	計	第一次	第二次	第三次	分類不能
増減値	△2,509	33	△7,152	10,366	△5,756	△5,365	△29	△2,131	△2,570	△635
増減率	△0.8	2.4	△10.2	5.0	△35.7	△15.9	△5.7	△23.1	△11.6	△34.4

出典) 総務省「国勢調査」

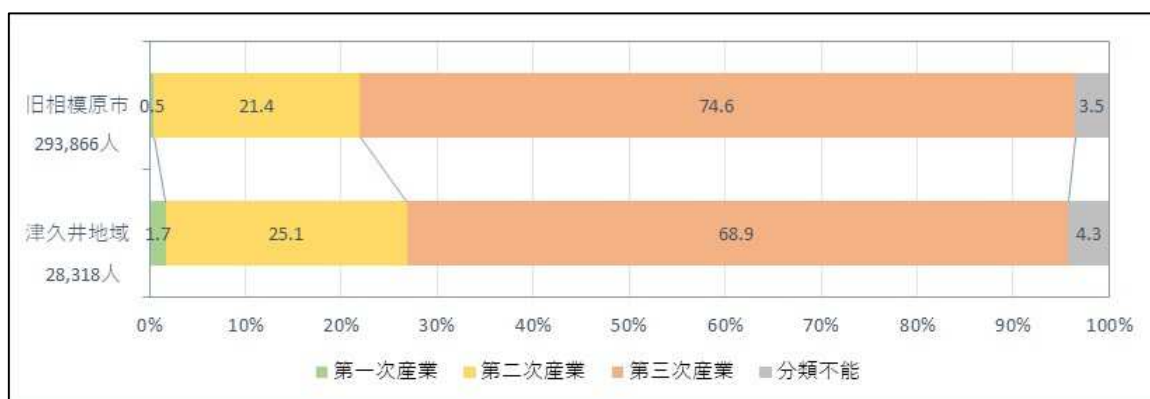


図 2-26 産業別就業人口構成比の地域比較 (令和2年)

出典) 総務省「国勢調査」

3)交通

① 交通路線網

本市の公共交通は、ＪＲ横浜線、ＪＲ相模線、ＪＲ中央本線、小田急小田原線、小田急江ノ島線及び京王相模原線の鉄道６路線が東京方面や横浜方面などと結ばれており、路線バスにおいては、鉄道駅や主要なバスターミナルとその周辺が結ばれています。

また、交通不便地域における高齢者等移動制約者の生活交通を確保するため、中央区の大野北地区及び緑区の大沢地区の２路線においてコミュニティバスを運行しています。さらに、中山間地域においては採算性等の課題から交通事業者から撤退の申し出があった路線バスを公費により維持するほか、路線バスを補完する乗合タクシーを運行しています。

本市の道路は、都市部では国道１６号と国道１２９号、中山間地域では中央自動車道と国道２０号、国道４１２号があり、都市部と中山間地域を国道４１３号が結んでいます。

また、本市の中央部には、首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」）が南北に通っており、インターチェンジへのアクセス道路として、地域を東西に結ぶ県道５１０号や県道５２号など、都市計画道路の整備を進めています。

② リニア中央新幹線の整備計画

リニア中央新幹線は、全国新幹線鉄道整備法に基づいて計画された、東京都を起点、大阪市を終点とする延長約 438 キロメートルの新幹線鉄道です。平成 23 年 5 月に決定された整備計画において、走行方式は超電導磁気浮上方式とし、最高速度は 505 キロメートル／時とすることが定められています。リニア中央新幹線開業により、東京～大阪間は最速 67 分で結ばれ、都心部間の所要時間は大幅に短縮されます。

本市にある橋本駅周辺地域には、リニア中央新幹線の駅の設置が予定されており、南口エリアでは新駅「神奈川県駅」（仮称）の建設を進めています。本市と三大都市圏間の所要時間は、橋本・品川間は約 10 分（約 40 分短縮）、橋本・名古屋間は約 60 分（約 60 分短縮）に短縮され、速達性が飛躍的に向上します。

本市橋本はリニア中央新幹線、圏央道及び鉄道 3 路線により広域とつながり、ものづくり産業の集積、多様な人々の往来、周辺の豊かな自然環境など、多くのポテンシャルを有しています。橋本駅周辺では、リニア駅の設置を見据え、広域的な交通ネットワークの形成を図るなど、恵まれた交通の要衝としての機能をより一層強化するほか、住む人・働く人・学ぶ人・訪れる人が広域的に交流するゲートとして、多様な都市機能の集積を促進し、「産業の活力と賑わいがあふれる交流拠点」の形成を推進しています。

③ 首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の整備計画

圏央道は、首都圏中心部から半径 40～60 キロメートルに位置する道路であり、東名高速道路、中央自動車道、関越自動車道、東北自動車道、常磐自動車道、東関東自動車道等の放射線状の幹線道路と連絡する延長約 300 キロメートルの環状道路です。

その内、茅ヶ崎市西久保から相模原市緑区川尻（都県境）までの延長約 34 キロメートルの区間を「さがみ縦貫道路」といい、本市内の延長は約 9 キロメートルです。本市には南区の当麻地区に相模原愛川インターチェンジ、緑区の小倉地区に相模原インターチェンジが建設され、研究機能や物流機能が集まる藤沢などの湘南地域、八王子、つくば等首都圏郊外の主要都市へのアクセス性が向上しています。



相模原愛川インターチェンジ



相模原インターチェンジ

画像出典) 国土交通省関東地方整備局 HP、国土交通省関東地方整備局相武国道事務所 HP

④ 津久井広域道路の整備計画

津久井広域道路は、国道 16 号橋本五差路付近から中央自動車道相模湖インターチェンジ付近までを結ぶ、延長 20 キロメートルの広域的な幹線道路です。

交通渋滞の緩和や圏央道相模原インターチェンジへのアクセス道路として期待されており、西橋本 4 丁目交差点から市道沼荒久根小屋金原までの区間が完成しています。現在は、串川ひがし地域センター前から県道 513 号（鳥屋川尻）までの区間の整備を進めています。



相模原インターチェンジ付近



圏央道交差点

⑤ その他県道・市道の整備

緑区稲生を通る県道 510 号（長竹川尻）は、通学路に歩道未整備の区間があったため、歩道の設置及び道路の拡幅を実施しました。このほか本市各所にて、車両の円滑な交通及び歩行者の安全確保等を目的に、県道・市道等の整備事業を実施しています。



緑区長竹付近



緑区長竹付近

画像出典) 相模原市 HP 「県道・市道整備事業の紹介」

4)土地利用

① 本市の土地利用

旧相模原市では、土地利用の大半が建物用地をはじめとする都市的土地利用であり、自然的土地利用としては相模川沿いに農地が点在しています。一方で津久井地域では、土地利用の大半を森林が占め、相模川や道志川沿いに畑・樹園地や建物用地が点在しています。

また、旧相模原市における一部の農地を除き、市域の多くの農地において建物用地がモザイク状に入り組んでおり、混住化が進行していることが分かります。

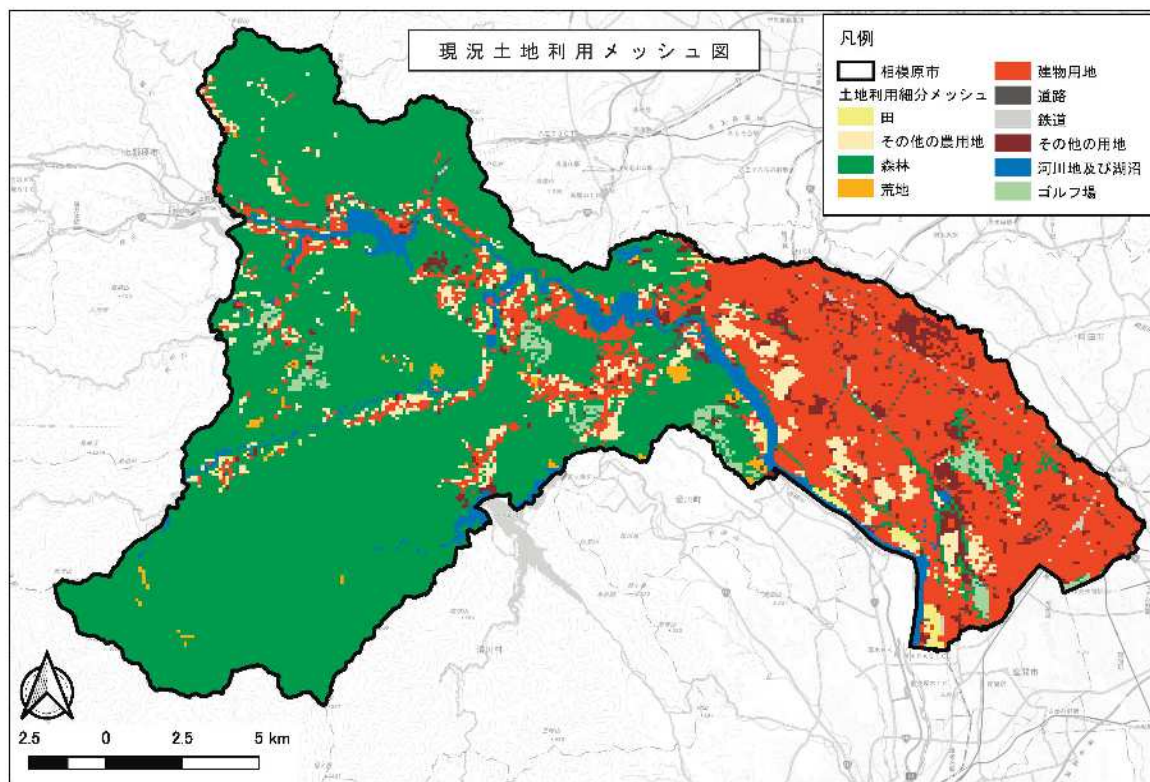


図 2-27 本市の現況土地利用メッシュ図

出典) 国土交通省「国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ (平成 28 年度)」

② 本市の農業振興地域における土地利用

令和 6 年の農業振興地域内における土地利用の割合は、農用地 21.8%、農業用施設用地 0.2%、森林・原野 63.5%、その他 14.5%となっており、森林・原野が大半を占めています。

表 2-13 相模原市農業振興地域の土地利用 (令和 6 年)

(単位: 上段=ha、下段=%)

	総面積	農用地	農業用施設用地	森林・原野	その他
令和 6 年	6,826.9 (100.0)	1,491.6 (21.8)	15.5 (0.2)	4,331.9 (63.5)	987.9 (14.5)

出典) 令和 6 年 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況

注) () 内は構成比

5)観光

① 本市の観光資源

本市には、神奈川県最高峰の蛭ヶ岳をはじめとする山々や、相模川、道志川などの河川、相模湖、津久井湖、城山湖、宮ヶ瀬湖、奥相模湖といったそれぞれ特徴ある5つの湖、広い台地を有し、河岸段丘、台地、里山丘陵、溪谷、山岳と川から山まで変化に富んだ地形が揃っています。また、これらの自然を生かした多様な眺望の場や、キャンプ場やハイキングコースも多く存在します。さらに、各地域を特徴づける史跡などの文化財、自然や歴史を学べる博物館、農作物等の収穫体験ができる多様な農園、長い歴史を持つ祭りをはじめとする多種多様なイベント・行事など、多数の観光資源が存在しています。

表 2-14(1) 主な観光資源・施設

区 分	名 称
五大観光行事	相模の大凧まつり、上溝夏祭り、さがみ湖湖上祭花火大会、相模原納涼花火大会、橋本七夕まつり
その他 イベント・祭り	相模原市農業まつり、相模原市民桜まつり、小倉橋灯ろう流し、甲州街道小原宿本陣祭、さがみはらフェスタ
総合博物館	市立博物館
科学博物館	相模川ふれあい科学館アクアリウムさがみはら、JAXA さがみはらキャンパス宇宙科学探査交流棟、麻布大学いのちの博物館
歴史博物館	相模田名民家資料館、小原宿本陣、小原の郷、相模の大凧センター、尾崎号堂記念館、史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館（旧石器ハテナ館）、吉野宿ふじや、古民家園
美術館	女子美アートミュージアム
建造物	小倉橋、三井大橋、虹の大橋
寺院	正覚寺、当麻山無量光寺
山	石老山、陣馬山、小仏城山、評議原
川	相模川、道志川、エビラ沢の滝
湖	城山湖、津久井湖、相模湖、鳥居原園地
花	なかざわ夢くらぶ・ひまわり畑、なかざわ夢くらぶ・菜の花畑、城山かたくりの里、本沢梅園、市役所さくら通り、新磯のざる菊、小松コスモス園
山キャンプ	藤野芸術の家キャンプ場、相模湖休養村キャンプ場、日比谷花壇のSTAY「里楽巢 FUJINO」、PICA さがみ湖、桐花園
川キャンプ	【市営】上大島キャンプ場、【市営】望地弁天キャンプ場、高瀬野キャンプ場、神之川キャンプ場、緑の休暇村 青根キャンプ場、青野原オートキャンプ場、青野原 野呂ロッジキャンプ場、このまさわキャンプ場、音久和キャンプ場、新戸キャンプ場、此の間沢溪流園、バカンス村
湖キャンプ	秋山川キャンプ場、相模湖 日相園、みの石滝キャンプ場
公園	神奈川県立相模原公園、神奈川県立津久井湖城山公園、神奈川県立相模湖公園、史跡田名向原遺跡公園、相模川自然の村公園、相模原麻溝公園、相模原北公園

表 2-14(2) 主な観光資源・施設

区 分	名 称
観光農園・ 里山体験	よしのブルーベリー農園、ぶるべの樹、さがみこベリーガーデン、津久井湖ブルーベリー園、農家団欒ブルーベリー園、内藤農産、市川農場、ニローネの里ブルーベリーファーム、アベファーム、小川ブルーベリー農園、相模原ベリー・ベリー、SATO キウイファーム、みさわ園、島村ファーム、苺の郷 中里農園、なるベリーファーム、河本ファーム いちご屋、FarmBigLucky's、リトルKスプリング・ファーム いちご園、ゆうゆう農園、モナの丘収穫体験、藤野園芸ランド、藤野里山体験、和田の里体験センター「村の家」
その他体験	クラフト体験「森と遊ぼう」(県立津久井湖城山公園)、旧石器ハテナ館(史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館)、ふれあい動物広場(相模原麻溝公園)、藤野芸術の家
アウトドア	相模湖 日相園、ワイルドクッキングガーデン(PICA さがみ湖)、百笑バーベキュー場(藤野倶楽部)
テーマパーク	さがみ湖 MORIMORI(旧さがみ湖リゾートプレジャーフォレスト)
温泉	相模・下九沢温泉 湯楽の里、陣馬の湯(陣谷温泉)、陣馬の湯(陣溪園)、さがみ湖温泉 うるり(さがみ湖 MORIMORI)、藤野やまなみ温泉、青根緑の休暇村 いやしの湯

出典) 相模原市観光協会 HP、相模原市 HP「さがみはらを楽しむ」
さがみはら農産物ブランド協議会 HP「さがみはらフルーツマップ」

② 入込観光客数・観光消費額の動向

神奈川県「令和 6 年神奈川県入込観光客調査報告書」によると、令和 6 年の本市の入込観光客数は 949 万 5 千人でした。令和元年の入込観光客数 1,163 万 7 千人に対し、令和 2 年は 516 万 9 千人と新型コロナウイルス感染症の影響を受け大幅に減少し、その後回復基調が続いています。令和 5 年には特に日帰り客数が新型コロナウイルス感染症拡大前に近い水準まで回復しましたが、これは、「相模原麻溝公園」等への来訪者の増加や、「橋本七夕まつり」等のイベント再開などによる増加とみられます。

表 2-15 入込観光客数・観光消費額

	入込観光客数(千人)			観光客消費額(千円)			
	計	宿泊	日帰り	計	宿泊費	飲食費	その他
令和元年	11,637	736	10,901	15,315,388	2,834,028	11,673,762	807,598
令和 2 年	5,169	541	4,628	4,299,698	3,410,984	337,970	550,744
令和 3 年	5,219	516	4,703	2,894,195	2,505,928	287,779	100,488
令和 4 年	6,319	508	5,811	2,284,371	1,962,039	218,726	103,606
令和 5 年	9,585	448	9,137	4,353,848	3,982,635	197,349	173,864
令和 6 年	9,495	553	8,942	3,231,102	2,904,429	99,049	227,624

出典) 神奈川県「入込観光客調査」

③ 観光客の特徴

神奈川県「令和 6 年度観光客実態調査調査報告書」によると、相模湖・相模川流域エリア（相模原市、座間市、大和市、綾瀬市、海老名市）における観光客の特徴は、以下の通りでした。なお、相模湖・相模川流域エリアの調査地点は、「さがみ湖 MORIMORI（旧さがみ湖リゾートプレジャーフォレスト）」及び「津久井湖城山公園」となっています。

（ア）観光客の居住地割合

相模湖・相模川流域エリアに訪れた観光客の居住地は、宿泊客は「県内」が 35.4%、「県外（東京・千葉・埼玉）」が 57.3%、「県外（東京・千葉・埼玉以外）」が 7.3%でした。県全体値は「県内」が 20.6%、「県外（東京・千葉・埼玉）」が 46.0%、「県外（東京・千葉・埼玉以外）」が 33.3%であることから、首都圏からの宿泊観光客数が特に多い地域であることが分かります。

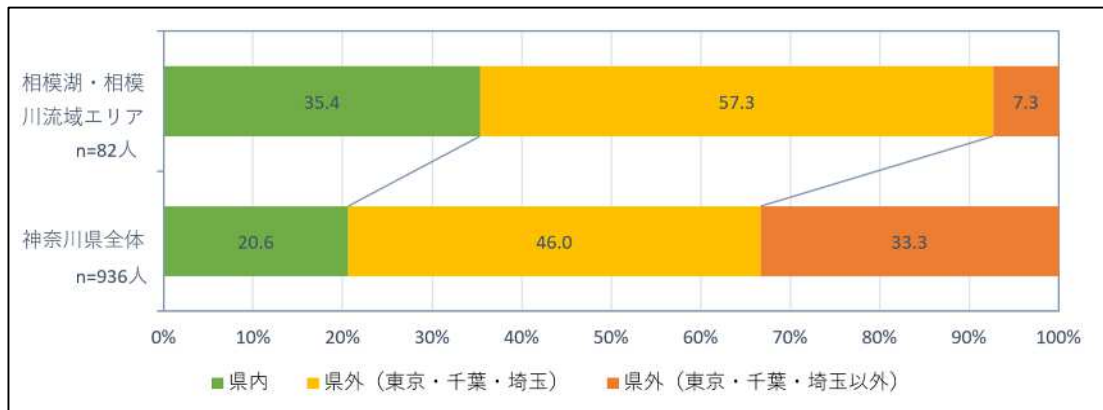


図 2-28 宿泊観光客の居住地割合の比較（令和 6 年）

（イ）観光客の来訪目的

相模湖・相模川流域エリアに訪れた観光客の来訪目的は、宿泊客は「テーマパーク・遊園地」が 81.7%と最も多く、次いで「自然・風景」が 51.2%、「宿泊施設での滞在」が 30.5%と続いています。日帰り客は「自然・風景」が 44.5%と最も多く、次いで「テーマパーク・遊園地」が 36.7%、「ショッピング」が 28.6%と続いています。

（ウ）外国人観光客

外国人観光客実態調査の回答者 1,152 人のうち、相模原を訪れた外国人は 4 人と、県全体のわずか 0.3%に留まります。

④ 市民農園

本市では、余暇利用や健康づくり、農地の保全や農業に対する理解を深めてもらうために、市民農園を開設しています。利用者は、市内在住者としています。

表 2-16 公設市民農園一覧

	コミュニティ農園	レクリエーション農園	健康づくり農園
箇所、区画数	3箇所、48区画	39箇所、1,760区画	6箇所、146区画
区画面積	50㎡以上	20㎡以上	30㎡以上
利用期間	58月以内	34月以内	34月以内
管理料	年間1万円以内で委員会が決定	18,000円	18,000円～21,000円 (農園による)
立地	農業振興地域内	市街化区域内	
設備	駐車場、水道あり	水道あり	第1農園のみ水道あり
備考	利用者全員で委員会を組織し、管理運営する		

出典) 相模原市 HP「市民農園について」

表 2-17 公設市民農園応募倍率の推移

	募集区画	応募数	倍率
令和5年	624	774	1.24
令和6年	658	557	0.85
令和7年	660	706	1.07

出典) 相模原市 HP「市民農園抽選結果」

また、JA 相模原市では、市民（非農家）に自然や農業にふれあってもらうために、田名地区において貸し農園 12 農園・96 区画（1 区画 200㎡～350㎡）を開設しています。利用対象者は、JA 相模原市の組合員、准組合員、地域に住まう方全般としています。

6)歴史・文化

① 歴史

(ア) 旧相模原市の歴史（近世以降）

江戸時代の相模原中央部は「相模野」と呼ばれる、水利の便が全くない広大な原野でした。江戸時代の中頃に相模野の開発が始まり、幕末までに清兵衛新田など5つの新田が開かれました。また、江戸時代の後半には養蚕などの生産が向上しました。

明治以後も相模野の開発は行われましたが、いずれも規模は小さく、台地上には雑木林なども多く残されました。一方で産業の面では繭や生糸の生産がますます盛んとなり、上溝市場はその取引の中心となりました。また、明治41年の横浜鉄道（現在の横浜線）の開通以降、鉄道路線、バス路線が各方面へ開通、延長されました。

昭和12年以降になると、軍関係諸施設が続々と市域に移され、軍都として脚光を浴びるようになりました。軍の施設移転に合わせ県施行の相模原都市建設区画整理事業も始まり、現在の整然とした街区割ができました。昭和16年、上溝・座間・相原・大野・大沢・田名・麻溝・新磯の2町6村が合併し、相模原町が誕生しました。

第2次世界大戦の敗戦により、軍都計画は消滅しましたが、軍の諸施設の多くは米軍により接收され、相模原は基地の町となりました。朝鮮戦争の勃発に伴い町の人口も次第に増え、昭和29年に「相模原市」が誕生しました。当時の人口は約8万人でした。

昭和30年、内陸工業都市を目指した本市は、工場誘致条例を制定して、工場の積極的誘致を図りました。また、昭和33年、首都圏整備法による市街地開発区域第1号の指定を受けたことを契機として企業や住宅団地の進出が活発になりました。折から国の高度経済成長政策や、首都圏に位置していたこともあり、昭和30年代からはベッドタウンの様相も呈するようになりました。本市は全国でもまれにみる人口急増を続け、昭和42年に20万人だった人口は、平成12年には人口60万人を超えました。

(イ) 津久井地域の歴史（近世以降）

江戸時代の津久井地域には、五街道のうちの甲州道中（甲州街道）が整備され、相州四ヶ宿と呼ばれる小原・与瀬・吉野・関野の四つの宿が置かれました。

明治20年三井村川井を取水口とする横浜水道が完成し、水源地津久井の歴史がスタートします。産業としては、明治期から昭和30年代まで薪炭・養蚕・織物等が中心でしたが、エネルギー革命や人絹の開発などにより衰退し、農業協同組合を中心に酪農・養鶏・キュウリ・ミツバ栽培・製茶など多方面の試みがなされるようになっていきます。交通面では、明治21年甲州街道大垂水峠の開削、明治34年中央線の営業開始、昭和5年には中央線八王子・甲府間の電化がおこなわれ、昭和44年中央自動車道が開通しました。

水源地としては、相模ダム（相模湖）が昭和22年に竣工、人口増加と工業用水の需要増加などから新規水源として城山ダム（津久井湖）及び本沢ダム（城山湖）が昭和40年に竣工、また、多目的ダムとして宮ヶ瀬ダム（宮ヶ瀬湖）が平成12年に竣工しました。

津久井地域は昭和30年には城山町・津久井町・相模湖町・藤野町の4町となり、平成18・19年に旧相模原市と合併しました。

② 文化財

本市における指定・登録文化財は、国指定 11 件、国登録 10 件、県指定 17 件、市指定 67 件、市登録 75 件の合計 180 件（令和 6 年 8 月 15 日現在）です。また、指定・登録文化財ではありませんが、県立津久井湖城山公園における「津久井城跡（城山）」も、戦国時代～江戸時代初頭の津久井地域一帯における地域統括拠点としての重要性及びその良好な遺存状態から、本市が全国に誇ることができる城跡となっています。

表 2-18(1) 指定・登録文化財一覧

名 称	種 別
寸沢嵐石器時代遺跡	国指定史跡（その他の遺跡）
川尻石器時代遺跡	国指定史跡（その他の遺跡）
勝坂遺跡	国指定史跡（その他の遺跡）
田名向原遺跡	国指定史跡（その他の遺跡）
石井家住宅 附 古図 1 枚	国指定重要文化財（建造物）
太刀 銘 定吉	国指定重要文化財（工芸品）
短刀 銘 賀州住真景貞治六年月日	国指定重要文化財（工芸品）
オオサンショウウオ	国指定特別天然記念物（動物）
カモンカ	国指定特別天然記念物（動物）
ミヤコタナゴ	国指定天然記念物（動物）
ヤマネ	国指定天然記念物（動物）
横浜市水道局青山水源事務所旧青山取水口	国登録有形文化財（建造物）
横浜市水道局青山水源事務所旧青山沈殿池	国登録有形文化財（建造物）
中村家住宅主屋	国登録有形文化財（建造物）
神原家住宅長屋門	国登録有形文化財（建造物）
遠藤家住宅主屋	国登録有形文化財（建造物）
遠藤家住宅衣装蔵	国登録有形文化財（建造物）
遠藤家住宅穀蔵	国登録有形文化財（建造物）
和智家住宅主屋	国登録有形文化財（建造物）
旧笹野家住宅主屋	国登録有形文化財（建造物）
旧笹野家住宅長屋門	国登録有形文化財（建造物）
旧青柳寺庫裡	県指定重要文化財（建造物）
小原宿本陣	県指定重要文化財（建造物）
石楯尾神社本殿	県指定重要文化財（建造物）
絹本著色 熊野権現影向図	県指定重要文化財（絵画）
絹本著色 夢窓疎石像	県指定重要文化財（絵画）
鱈口（普門寺）	県指定重要文化財（工芸品）
紙本淡彩 十六羅漢図 久隅守景筆	県指定重要文化財（絵画）
津久井郡三ヶ木遺跡出土品	県指定重要文化財（考古資料）
下九沢の獅子舞	県指定無形民俗文化財（民俗芸能）
大島の獅子舞	県指定無形民俗文化財（民俗芸能）
鳥屋の獅子舞	県指定無形民俗文化財（民俗芸能）
諏訪神社の大杉	県指定天然記念物（植物）
石楯尾神社（名倉）の二本杉と社叢	県指定天然記念物（植物）
キマダラルリツバメとその生息地	県指定天然記念物（動物）
カタクリの自生地	県指定天然記念物（植物）
ギフチョウとその生息地	県指定天然記念物（動物）

表 2-18(2) 指定・登録文化財一覧

名 称	種 別
相模原市田名向原遺跡の住居状遺構出土の 旧石器時代石器群	県指定重要文化財（考古資料）
無量光寺山門	市指定有形文化財（建造物）
木造一遍上人立像	市指定有形文化財（彫刻）
木造不動明王坐像	市指定有形文化財（彫刻）
木造神像坐像	市指定有形文化財（彫刻）
木造不動明王坐像	市指定有形文化財（彫刻）
木造弁才天坐像	市指定有形文化財（彫刻）
長松寺文書	市指定有形文化財（古文書）
無量光寺文書	市指定有形文化財（古文書）
当麻郷野帳	市指定有形文化財（古文書）
中和田延文四年の板碑（双碑）	市指定有形文化財（歴史資料）
上矢部乾元二年の画像板碑	市指定有形文化財（歴史資料）
田名八幡宮の的祭	市指定無形民俗文化財（風俗慣習）
村富神社の獅子頭	市指定有形民俗文化財（民俗芸能用器具）
無量光寺境内及び笈退の遺跡	市指定史跡（その他の遺跡）
惣吉稻荷境内	市指定史跡（その他の遺跡）
当麻谷原古墳（1号墳）	市指定史跡（古墳）
当麻東原古墳	市指定史跡（古墳）
相模野基線北端点	市指定史跡（その他の遺跡）
蓮乗院の順席	市指定有形文化財（歴史資料）
龍像寺の岡野氏墓地	市指定史跡（その他の遺跡）
相澤日記	市指定有形文化財（歴史資料）
上溝正応五年の板碑	市指定有形文化財（歴史資料）
田名坂上遺跡出土三彩小壺	市指定有形文化財（考古資料）
相模野周辺三十六ヵ村入会絵図	市指定有形文化財（歴史資料）
小泉道場神文血判帳並びに序目録	市指定有形文化財（歴史資料）
観音寺の仁王門	市指定有形文化財（建造物）
鳥屋諏訪神社本殿 附 安永四年棟札1枚	市指定有形文化財（建造物）
宗祐寺の涅槃図	市指定有形文化財（絵画）
顕鏡寺の木造阿弥陀如来坐像	市指定有形文化財（彫刻）
相州津久井領絵図（平本家本）	市指定有形文化財（歴史資料）
築井古城記碑	市指定有形文化財（歴史資料）
牧野山蓮乗院の両界曼荼羅図	市指定有形文化財（絵画）
福寿院の木造薬師如来坐像	市指定有形文化財（彫刻）
浄禅寺の木造十一面観音坐像 附 鞞仏・木造十一面観音坐像	市指定有形文化財（彫刻）
八幡神社の銅造聖観音菩薩立像	市指定有形文化財（彫刻）
桂林寺の石造地藏菩薩坐像	市指定有形文化財（彫刻）
浄光寺の木造阿弥陀如来坐像	市指定有形文化財（彫刻）
普門寺の木造聖観音菩薩立像	市指定有形文化財（彫刻）
沢井延文六年の阿弥陀三尊来迎像陽刻板碑	市指定有形文化財（歴史資料）
大石神社の神楽殿	市指定有形文化財（建造物）
光明寺文書	市指定有形文化財（古文書）
城山のウラジロガン	市指定天然記念物（植物）
牛鞆神社本殿 附 棟札1枚	市指定有形文化財（建造物）

表 2-18(3) 指定・登録文化財一覧

名 称	種 別
井原寺の木造聖観音菩薩立像	市指定有形文化財（彫刻）
相模の大凧揚げ	市指定無形民俗文化財（風俗慣習）
田名塩田遺跡群出土黒曜石原石	市指定有形文化財（考古資料）
勝坂遺跡出土縄文時代草創期遺物	市指定有形文化財（考古資料）
当麻東原古墳及び東原遺跡出土品	市指定有形文化財（考古資料）
矢掛・久保遺跡出土品	市指定有形文化財（考古資料）
勝坂有鹿谷祭祀遺跡出土の祭祀遺物	市指定有形文化財（考古資料）
大谷家旧主屋（清兵衛新田開拓農家）	市指定有形文化財（建造物）
下森鹿島遺跡第Ⅲ文化層出土の石核	市指定有形文化財（考古資料）
橋本遺跡出土の土偶	市指定有形文化財（考古資料）
寺原遺跡出土の線刻画土器	市指定有形文化財（考古資料）
亀ヶ池八幡宮旧本殿 附 文禄五年棟札 1 枚	市指定有形文化財（建造物）
田名塩田遺跡群出土のクルミ形土器	市指定有形文化財（考古資料）
勝坂遺跡 D 区出土のママ庄痕土器	市指定有形文化財（考古資料）
田名半在家遺跡 G 地点出土の龍文鏡	市指定有形文化財（考古資料）
小原・桂林寺の木造阿弥陀如来立像	市指定有形文化財（彫刻）
田名塩田遺跡群出土の真脇式土器	市指定有形文化財（考古資料）
中野大沢出土の弥生土器	市指定有形文化財（考古資料）
苦久保遺跡第 3 地点出土の朱書土器	市指定有形文化財（考古資料）
大日野原遺跡出土の土偶付深鉢形土器及び 人体文深鉢形土器	市指定有形文化財（考古資料）
友林寺の鉄造聖観音菩薩立像	市指定有形文化財（彫刻）
祥泉寺の木造阿弥陀如来立像・ 木造薬師如来立像・木造千手観音立像	市指定有形文化財（彫刻）
清水家旧主屋・長屋門	市登録有形文化財（建造物）
清兵衛新田開墾記念碑	市登録有形文化財（歴史資料）
上溝のぼうち唄	市登録無形民俗文化財（民俗芸能）
大沼の土窯つき唄	市登録無形民俗文化財（民俗芸能）
田名八幡宮の獅子舞	市登録無形民俗文化財（民俗芸能）
橋本の棒杭（大山道道標）	市登録史跡（その他の遺跡）
照手姫伝説伝承地	市登録史跡（その他の遺跡）
でいらぼっち伝説伝承地	市登録史跡（その他の遺跡）
勝坂の照葉樹林	市登録天然記念物（植物）
福田家の長屋門	市登録有形文化財（建造物）
元橋本遺跡	市登録史跡（その他の遺跡）
上磯部の土塁	市登録史跡（その他の遺跡）
新田稻荷神社の呼ばわり山	市登録史跡（その他の遺跡）
烏山領制札場跡	市登録史跡（その他の遺跡）
牛久保家の長屋門	市登録有形文化財（建造物）
畑地かんがい用水東西分水工	市登録有形文化財（建造物）
畑地かんがい用水大野支線	市登録有形文化財（建造物）
幸延寺の古銭	市登録有形文化財（歴史資料）
旧陸軍通信学校将校集会所（相模女子大学第 1 本部棟）	市登録有形文化財（建造物）
旧陸軍通信学校将校集会所庭園 （相模女子大学フランス庭園）	市登録名勝（庭園）
勝坂のホトケドジョウ	市登録天然記念物（動物）

表 2-18(4) 指定・登録文化財一覧

名 称	種 別
旗本大岡義成夫妻の墓碑	市登録有形文化財（歴史資料）
相原正泉寺の徳本念仏塔	市登録有形民俗文化財（風俗慣習用物件）
橋本の徳本念仏塔	市登録有形民俗文化財（風俗慣習用物件）
淵野辺龍像寺の徳本念仏塔	市登録有形民俗文化財（風俗慣習用物件）
大島長徳寺の徳本念仏塔	市登録有形民俗文化財（風俗慣習用物件）
大島日々神社の徳本念仏塔	市登録有形民俗文化財（風俗慣習用物件）
下九沢六地藏の徳本念仏塔	市登録有形民俗文化財（風俗慣習用物件）
下九沢宮下の徳本念仏塔	市登録有形民俗文化財（風俗慣習用物件）
田名山王坂の徳本念仏塔	市登録有形民俗文化財（風俗慣習用物件）
田名南光寺の徳本念仏塔	市登録有形民俗文化財（風俗慣習用物件）
上溝観音堂の徳本念仏塔	市登録有形民俗文化財（風俗慣習用物件）
上溝久保ヶ谷戸根岸家墓地の徳本念仏塔	市登録有形民俗文化財（風俗慣習用物件）
無量光寺の徳本念仏塔	市登録有形民俗文化財（風俗慣習用物件）
下溝古山の徳本念仏塔	市登録有形民俗文化財（風俗慣習用物件）
新磯学校木扁額	市登録有形文化財（歴史資料）
上溝学校木扁額	市登録有形文化財（歴史資料）
下九沢小泉家の芭蕉句碑	市登録有形文化財（歴史資料）
下九沢八坂神社の芭蕉句碑	市登録有形文化財（歴史資料）
上溝本町の芭蕉句碑	市登録有形文化財（歴史資料）
内藤清成陣屋跡	市登録史跡（その他の遺跡）
烏山用水の石積み	市登録史跡（その他の遺跡）
万平穴	市登録史跡（その他の遺跡）
新戸の掲示場跡	市登録史跡（その他の遺跡）
新戸の一里塚	市登録史跡（その他の遺跡）
大島中ノ郷のヤツボ	市登録史跡（その他の遺跡）
大島水場のヤツボ	市登録史跡（その他の遺跡）
伝津久井城主内藤氏の墓	市登録有形文化財（歴史資料）
溝口桂巖ゆかりの地	市登録史跡（その他の遺跡）
宝泉寺の石灯籠	市登録有形文化財（建造物）
普門寺の観音堂	市登録有形文化財（建造物）
川尻八幡宮の春日神社本殿	市登録有形文化財（建造物）
川尻八幡宮本殿	市登録有形文化財（建造物）
宝泉寺の板碑	市登録有形文化財（歴史資料）
力士追手風喜太郎寄進の四神	市登録有形文化財（歴史資料）
藤野の村歌舞伎	市登録無形民俗文化財（民俗芸能）
千部塚伝承地	市登録史跡（その他の遺跡）
大島上台の徳本念仏塔	市登録有形民俗文化財（風俗慣習用物件）
小倉宮原の徳本念仏塔	市登録有形民俗文化財（風俗慣習用物件）
原宿地藏堂の徳本念仏塔	市登録有形民俗文化財（風俗慣習用物件）
久保沢観音堂の徳本念仏塔	市登録有形民俗文化財（風俗慣習用物件）
谷ヶ原大正寺の徳本念仏塔	市登録有形民俗文化財（風俗慣習用物件）
小松薬師堂の徳本念仏塔	市登録有形民俗文化財（風俗慣習用物件）
太井大蔵寺の徳本念仏塔	市登録有形民俗文化財（風俗慣習用物件）
三井の徳本念仏塔	市登録有形民俗文化財（風俗慣習用物件）
中野清雲庵の徳本念仏塔	市登録有形民俗文化財（風俗慣習用物件）

表 2-18(5) 指定・登録文化財一覧

名 称	種 別
中野友林寺の徳本念仏塔	市登録有形民俗文化財（風俗慣習用物件）
寸沢嵐沼本の徳本念仏塔	市登録有形民俗文化財（風俗慣習用物件）
梅宗寺の百観音	市登録有形民俗文化財（風俗慣習用物件）
久保沢観音堂の百体観音	市登録有形民俗文化財（風俗慣習用物件）
大島古清水上組のヤツボ	市登録史跡（その他の遺跡）
吉野宿ふじや	市登録有形文化財（建造物）
小倉橋	市登録有形文化財（建造物）
旧陸軍電信第一連隊 電信神社碑及び奠営訓辞碑	市登録有形文化財（歴史資料）
城山御林の「江川ヒノキ」	市登録天然記念物（植物）

出典) 相模原市 HP「さがみはらの文化財一覧」

③ 伝統文化・伝統行事

表 2-19 主な伝統文化・伝統行事

名 称	概 要
相模の大凧	「相模の大凧揚げ」は相模原市の無形民俗文化財に指定されており、毎年 5 月に伝統行事「相模の大凧まつり」が開催されています。「相模の大凧文化保存会」によって活動が続けられており、中でも新戸地区の八間凧は、14.5 メートル四方、約 950kg ものサイズで、毎年揚げているものとしては日本一の大きさを誇っています。
城山のお囃子	城山地区では、子どもから高齢者まで、地域一体となりお囃子に取り組んでいます。同地区には、10 団体の囃子連があり、世代間をつなぐ重要なツールとしての役割を果たしています。毎年 8 月に行われる「城山夏祭り」では、夏の夜空の下各山車が一堂に会し、笛や鉦、太鼓、掛け声に合わせて祭囃子の競演が披露されます。
藤野の村歌舞伎	旧藤野町では、戦時中まで村歌舞伎が演じられてきました。戦後は衰え 1965 年を最後に途絶えましたが、復活の機運が高まり、1992 年に復活公演を開き、現在は藤野歌舞伎保存会主催で定期公演を行っています。定員以上の観覧希望者が集まる回もあるほどの人気を誇ります。相模原市の無形民俗文化財に登録されています。
獅子舞	地区によって、伝えられている獅子舞の様子は異なります。例えば、緑区下九沢にある御嶽神社に伝えられる獅子舞は、一人が一匹の獅子頭をつけて舞い、三人（三匹）が組になるので「一人立ち三匹獅子舞」などと言われます。獅子は笛にあわせて唄手が歌うのと一緒に舞います。唐草模様の「ハカマ」を装着しているのが印象的です。神奈川県が無形民俗文化財に指定されています。
田名八幡宮の的祭 (まとまち)	的祭とは、弓矢が的に命中した数で一年の豊凶を占う神事で、相模原市の無形民俗文化財に指定されています。毎年 1 月 6 日、田名八幡宮の境内で行われ、射手は満 2 歳から 5 歳の男児が選ばれます。当日は神官がくじ引きで順番を決めて弓矢を授け、参拝後に的場にて計 12 回射ます。

出典) 相模原市観光協会 HP「相模原の歴史と伝統」

(3)生産環境

1)地域指定

① 農業振興地域

神奈川県では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、長期にわたり総合的に農業振興を図る地域として農業振興地域を指定しています。これに基づき本市では、今後の概ね 10 年間を見据えて農業振興の方向を明らかにするための農業振興地域整備計画を定め、農業上の利用を確保すべき土地である農用地区域を設定し、農業生産基盤の整備及び開発の方向を定めています。

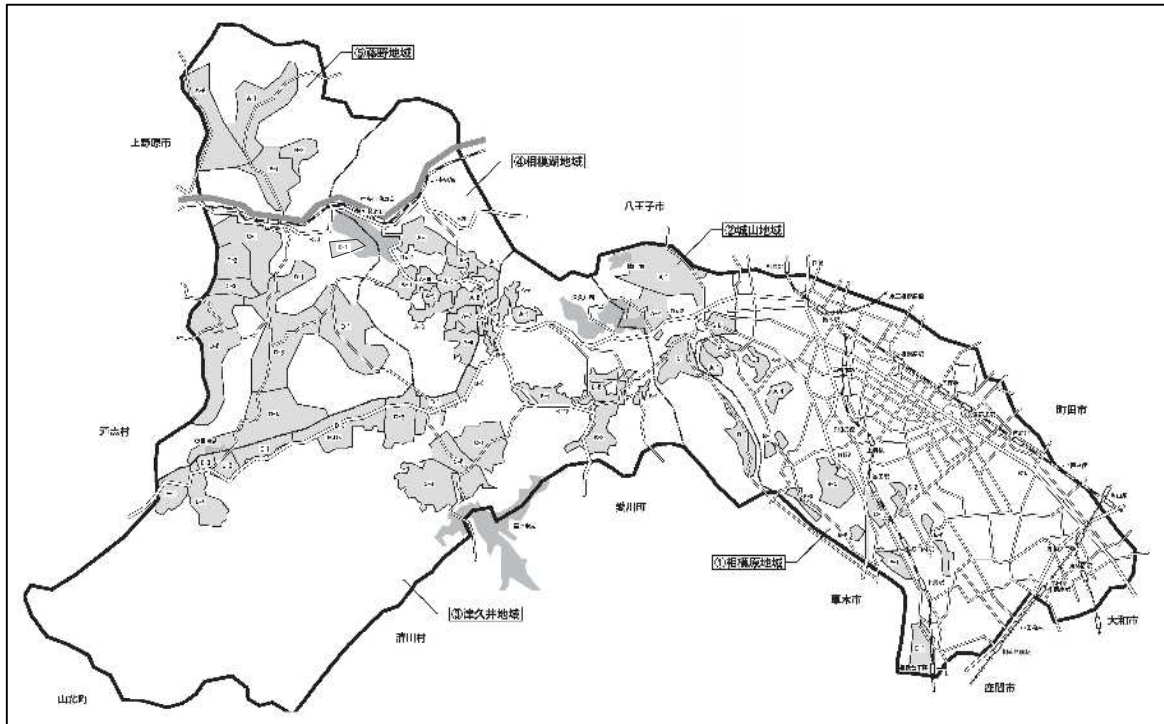


図 2-29 農業振興地域位置図

表 2-20 農業振興地域指定年月日及び農業振興地域整備計画策定年月日

	相模原市	旧相模原市	旧城山町	旧津久井町	旧相模湖町	旧藤野町
地域指定	—	S48.12.4	S48.3.31	S48.1.16	S48.8.14	S48.8.14
計画策定	R3.3	S49.7.23	S49.5.30	S49.3.30	S49.3.30	S49.5.30
計画変更 (最終)	—	H14.9.19	H16.3.10	H17.12.7	H16.3.11	H13.9.10

出典) 相模原市「相模原農業振興地域整備計画書」(令和 3 年 3 月)

② 各種地域振興法による指定地域

本市において、各種地域振興法により指定されている地域^{注)}は以下の通りです。

表 2-21 地域振興法指定状況

振興地域	本市における該当地域
特定農山村地域	旧津久井町（全域）、旧藤野町（全域）
振興山村地域	旧津久井町（うち旧青根村、旧鳥屋村）、旧藤野町（うち旧牧野村）

出典) 農林水産省「特定農山村地域該当状況（令和4年4月1日現在）」、

農林水産省「振興山村一覧表（令和3年4月1日現在）」

注) 食料・農業・農村基本法第47条において中山間地域等として規定される地域のうち、特定農山村地域、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域に指定される地域

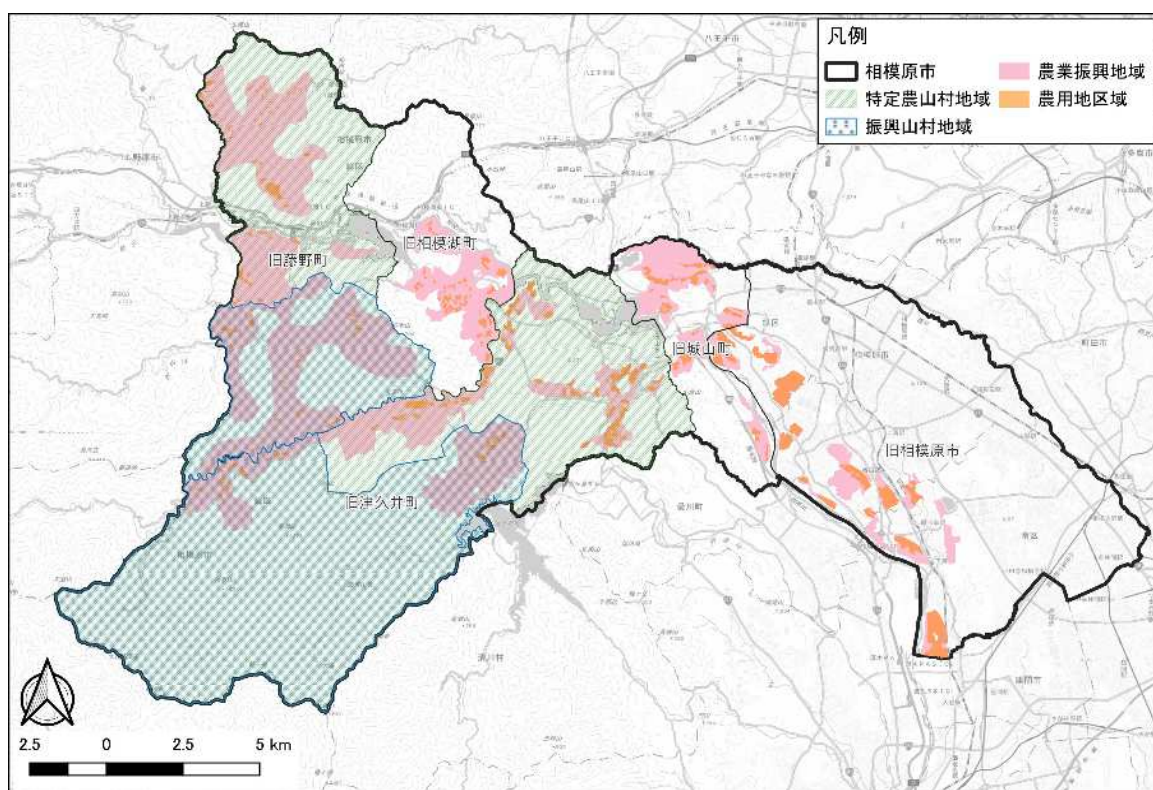


図 2-30 特定農山村地域、振興山村地域位置図

出典) 国土交通省「国土数値情報 特定農山村地域データ（平成19年度）」、

国土交通省「国土数値情報 振興山村データ（平成19年度）」

③ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の促進計画区域

本市では、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の促進計画区域を定めています。促進計画区域は、農用地区域を基本としています。

旧相模原市域では、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組を推進するとともに、農地、農業用水等の保全・管理のための地域の共同活動により行われる取組も併せて行うよう働きかけることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図っています。

津久井地域では、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組及び農地、農業用水等の保全・管理のための地域の共同活動により行われる取組を推進することにより、豊かな緑地空間・水辺空間を保全し、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図っています。

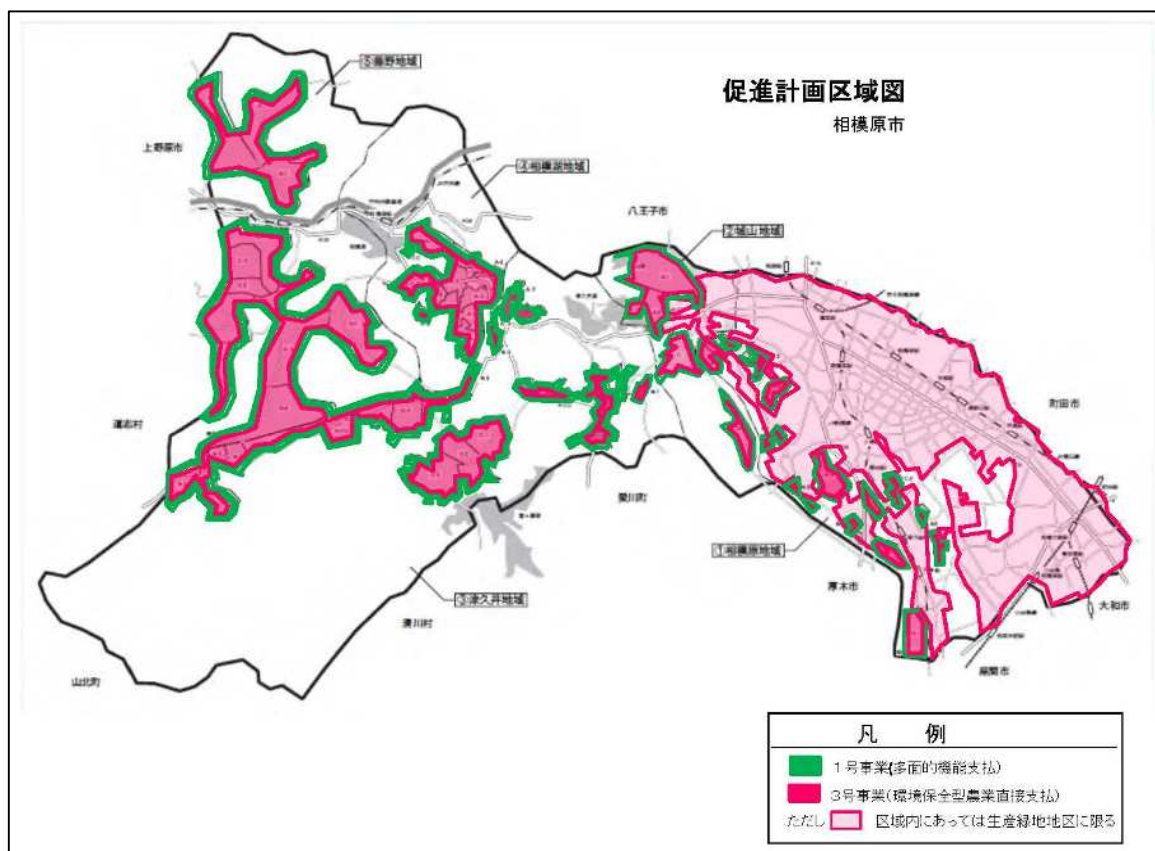


図 2-31 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の促進計画区域図
出典) 相模原市「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」(平成 27 年 4 月 3 日)

2)農家数の動向

① 農業経営体数の推移

本市の令和2年の農業経営体数は、平成22年に比べると約4割減少しています。

経営耕地面積規模別に平成22年と令和2年の農業経営体数を比較すると、3.0ha未満の経営規模の農業経営体は全て減少しています。一方で、3.0ha以上の経営規模では66.7%増加しており、大規模経営体に比べて小規模経営体の方が減少している傾向があります。

また、農産物販売額規模別に平成22年と令和2年の農業経営体数を比較すると、農産物を販売していない農家が54.2%減少、販売額が50万円未満の農家は40.8%、50～300万円は35.4%、300～500万円は21.2%、500～1000万円は24.1%、1000万円以上は26.0%減少しています。このことから、農産物の販売額が少ない経営体ほど、離農する傾向があることがわかります。

地域別に平成22年と令和2年の農業経営体数を比較すると、旧相模原市では40.1%、津久井地域では48.7%減少しています。津久井地域は中山間地域に位置し営農条件が不利であることから、旧相模原市に比べ、より経営体が減少していると考えられます。

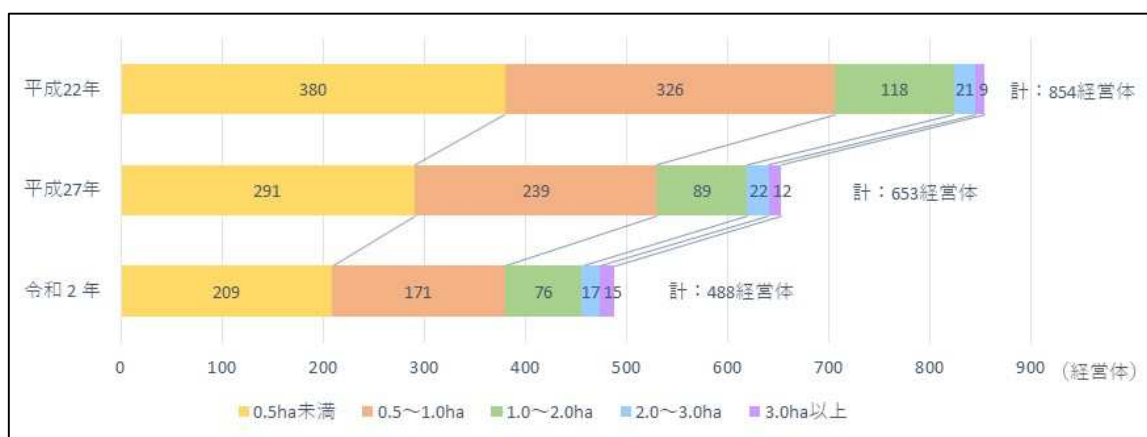


図 2-32 経営耕地面積規模別農業経営体数の推移

表 2-22 経営耕地面積規模別農業経営体数の増減率

H22→R2 値	計	0.5ha 未満	0.5～ 1.0ha	1.0～ 2.0ha	2.0～ 3.0ha	3.0ha 以上
増減値（経営体）	△366	△171	△155	△42	△4	6
増減率（%）	△42.9	△45.0	△47.5	△35.6	△19.0	66.7

出典）農林水産省「農林業センサス」

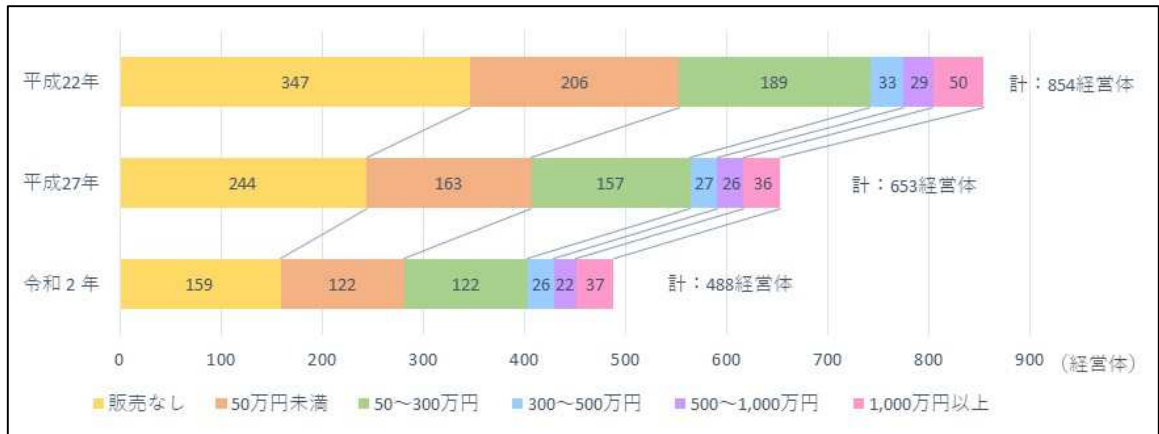


図 2-33 農産物販売額規模別農業経営体数の推移

表 2-23 農産物販売額規模別農業経営体数の増減率

H22→R2 値	計	販売なし	50万円未満	50～300万円	300～500万円	500～1,000万円	1,000万円以上
増減値 (経営体)	△366	△188	△84	△67	△7	△7	△13
増減率 (%)	△42.9	△54.2	△40.8	△35.4	△21.2	△24.1	△26.0

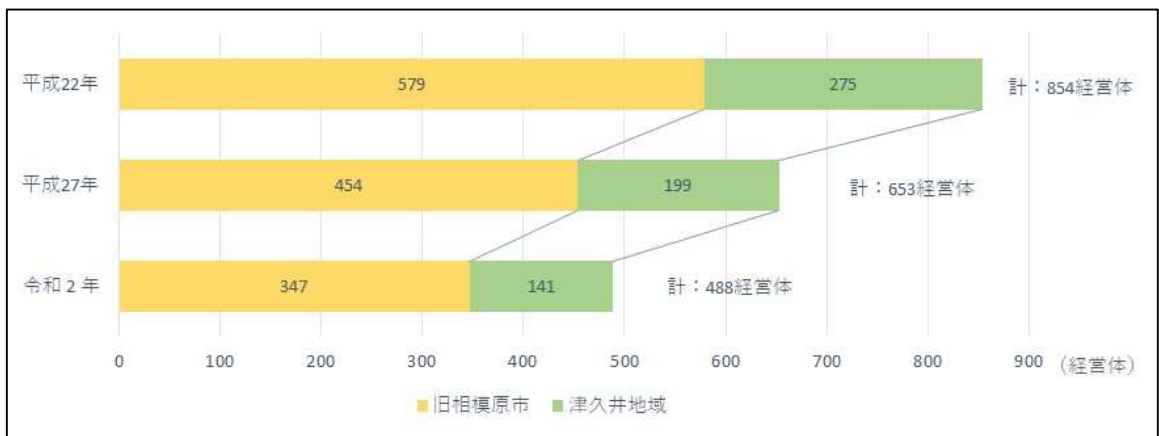


図 2-34 地域別農業経営体数の推移

表 2-24 地域別農業経営体数の増減率

H22→R2 値	計	旧相模原市	津久井地域
増減値 (経営体)	△366	△232	△134
増減率 (%)	△42.9	△40.1	△48.7

出典) 農林水産省「農林業センサス」

② 基幹的農業従事者の年齢構成

本市の基幹的農業従事者は、そのおよそ8割が60歳以上です。本市においても農家の高齢化率が著しく、生産年齢人口（15歳～64歳）の担い手・人手が少ない状況です。また、旧相模原市、津久井地域でも基幹的農業従事者の年齢構成は大きく変わらず、市域全体的に担い手の高齢化が進んでいます。

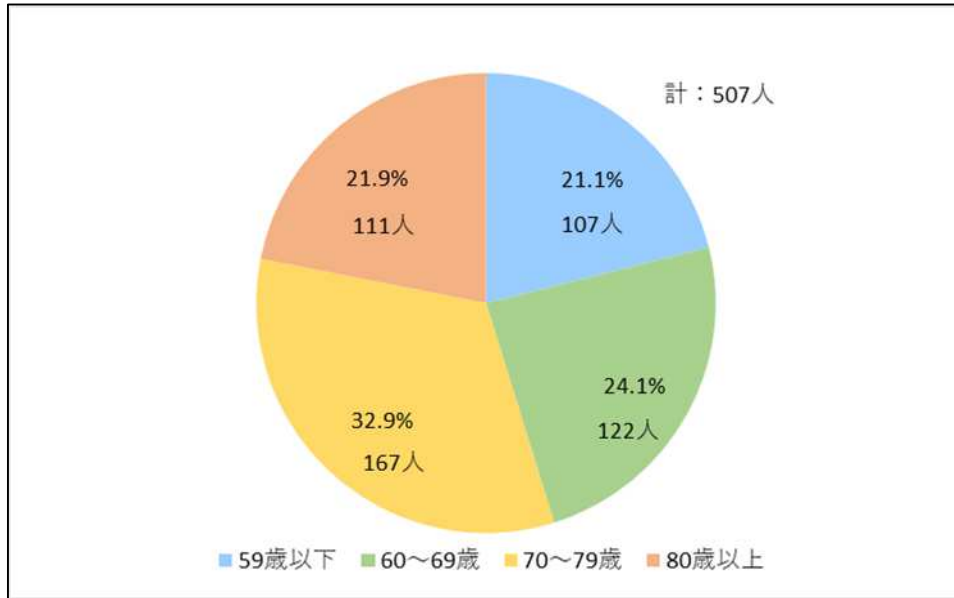


図 2-35 基幹的農業従事者数の年齢構成（令和2年）

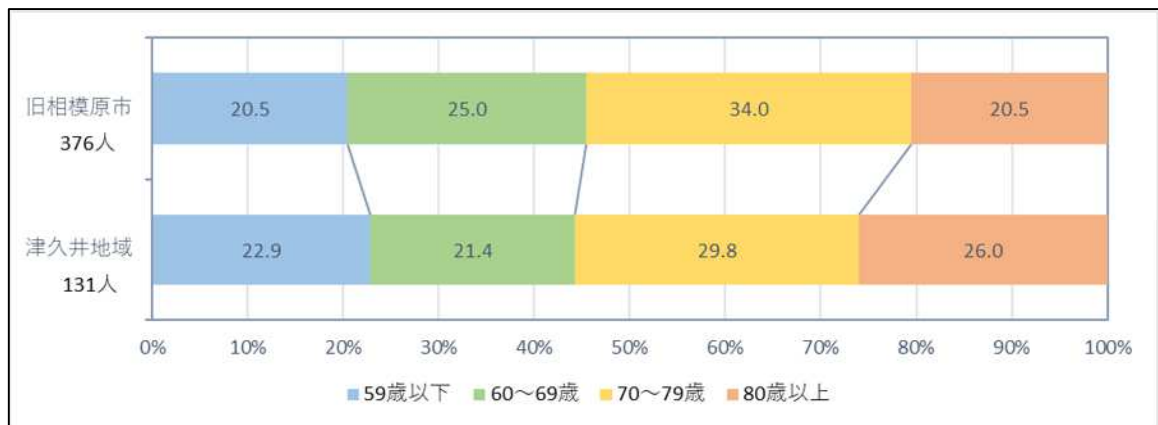


図 2-36 基幹的農業従事者数の年齢構成の地域比較（令和2年）

出典）農林水産省「農林業センサス」

注）農業経営体（個人経営体）における基幹的農業従事者数の値である。

③ 5年以内後継者の確保状況

本市では、「後継者を確保していない」と回答したのは380経営体であり、全体の77.9%に上ります。また、「5年以内に農業経営を引き継がない」と回答したのは19経営体であり、全体の3.9%を占めます。

農業従事者に高齢者の割合が多い本市において、後継者がいないと回答する割合が多い現状は、今後の農業の先細りが予測され、大きな課題であることがわかります。

地域別に見ると、特に津久井地域では、旧相模原市に比べ「後継者を確保していない」割合がやや多く見られます。このことから、山間の条件が不利な農地が多く点在する津久井地域の方が農業経営の継承が難しい状況であることがわかります。

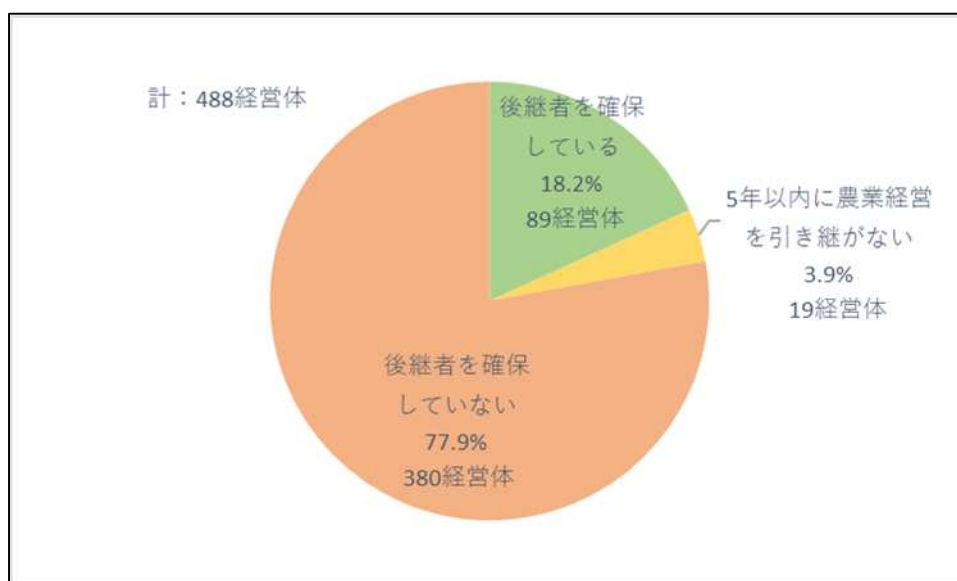


図 2-37 5年以内後継者の確保状況 (令和2年)

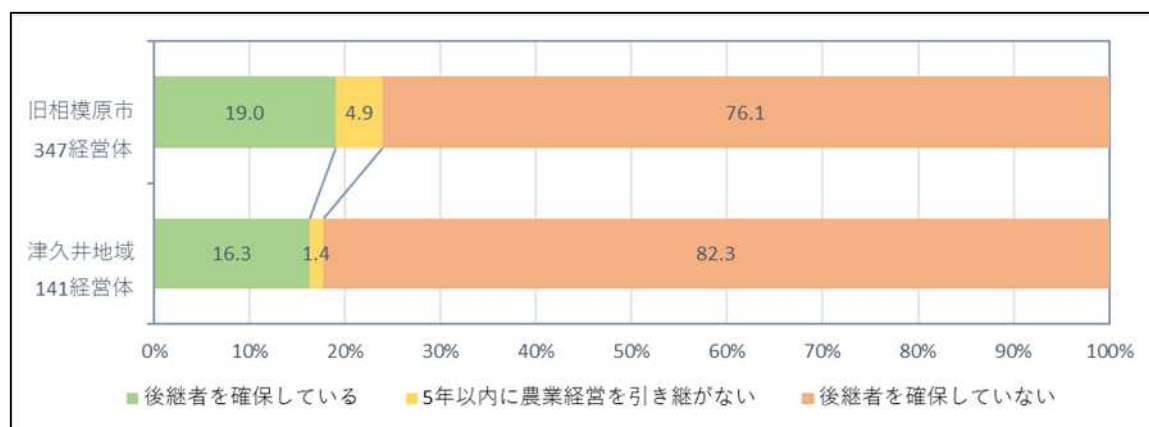


図 2-38 5年以内後継者の確保状況の地域比較 (令和2年)

出典) 農林水産省「農林業センサス」

3)農地面積の動向

① 経営耕地面積の推移

本市における令和2年の経営耕地面積は平成22年と比べ35.7%減少しています。

地目別に平成22年と令和2年の経営耕地面積を比較すると、樹園地が69.9%と最も多い割合で減少しています。

地域別に平成22年と令和2年の経営耕地面積を比較すると、旧相模原市では32.8%減少し、津久井地域では42.2%減少していることから、農業経営体の減少傾向と同様に、中山間地域である津久井地域の減少傾向がより顕著であることがわかります。

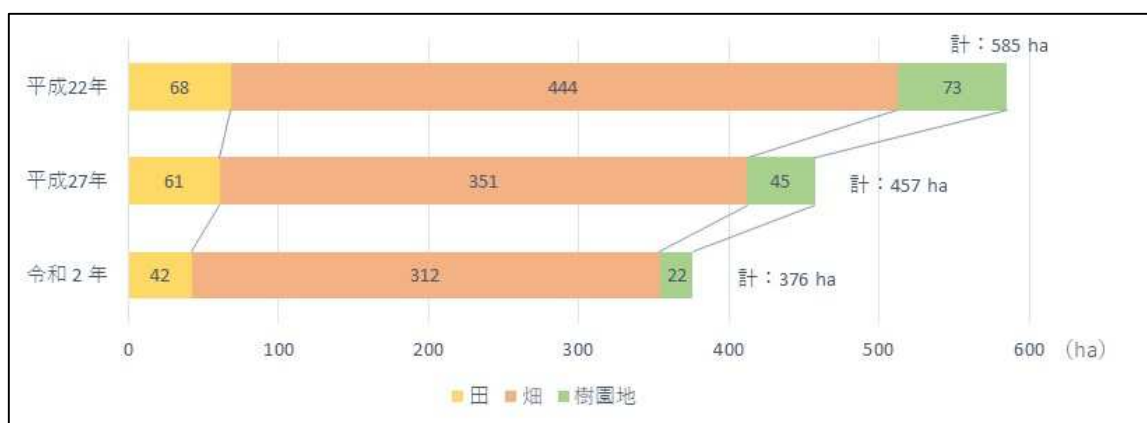


図 2-39 地目別経営耕地面積の推移

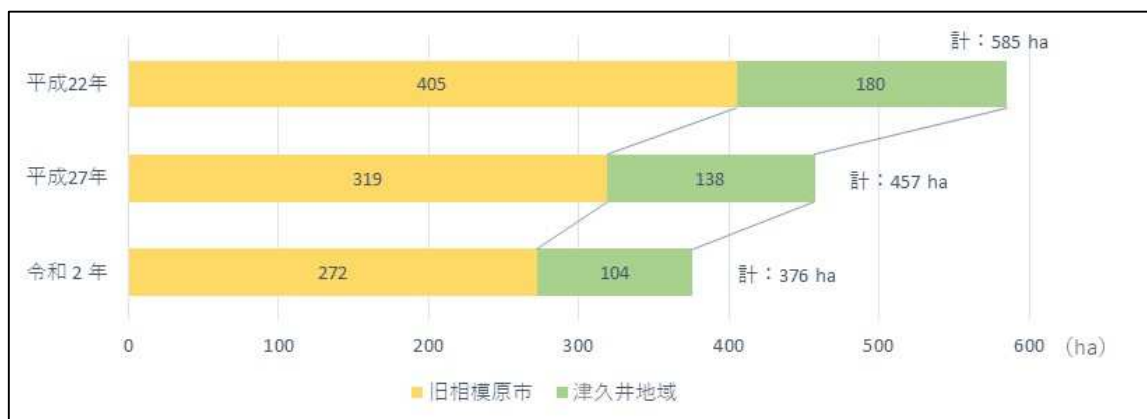


図 2-40 地域別経営耕地面積の推移

表 2-25 地目別地域別経営耕地面積の増減率

H22→R2 値	計	地目別			地域別	
		田	畑	樹園地	旧相模原市	津久井地域
増減値 (ha)	△209	△26	△132	△51	△133	△76
増減率 (%)	△35.7	△38.2	△29.7	△69.9	△32.8	△42.2

出典) 農林水産省「農林業センサス」

注) 各年とも農業経営体が経営している耕地の面積である。

② 農地の転用状況

本市における平成 30 年～令和 4 年にかけての農地の転用状況は、「住宅用地」への転用が最も多く見られます。本市は都心から近く、居住の場として選ばれることが多いことから、毎年一定の割合で住宅用地へ転用されています。また、「その他」の割合も多く、毎年一定の割合で農地が転用されています。

このように本市では農地が他地目へ転用されている一方で、特に旧相模原市域では、リニア中央新幹線の神奈川県駅(仮称)の建設を始め、相模原駅周辺地区、相模大野駅周辺地区等において交通利便性の向上を目的とした開発が行われ、都市化が顕著に進んでいます。

表 2-26 農地の転用状況

(単位：件、ha)

	住宅用地		鉱工業用地		植林		その他	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成 30 年	433	15.6	5	0.1	13	0.7	279	15.6
令和元年	449	16.7	5	0.1	0	0.0	194	13.7
令和 2 年	396	12.7	18	1.9	0	0.0	156	11.1
令和 3 年	389	14.3	21	2.5	1	0.2	200	14.9
令和 4 年	370	16.6	1	0.0	0	0.0	227	17.5

出典) 神奈川県「土地統計資料集」

③ 荒廃農地面積

市内の耕地面積のうち、32.1%が荒廃農地であることがわかります。さらに荒廃農地の大半を再生利用が困難と見込まれる B 分類の農地が占めます。荒廃農地の増加は、鳥獣被害を増加させるなど周辺への影響を及ぼすことから、発生防止や解消のための取り組みが必要になっています。



図 2-41 荒廃農地面積 (令和 6 年)

出典) 荒廃農地面積：相模原市「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」

耕地面積：農林水産省「作物統計調査」

注) A 分類：再生利用が可能な荒廃農地、B 分類：再生利用が困難と見込まれる荒廃農地

4) 農業生産の動向

① 本市の主な農産物

表 2-27 本市の主な農産物

農産物名	特 徴	さがみはら農産物ブランド品目	さがみはら農産物ブランド化推進品目
米	相模川流域を中心として、豊富な水を活用し耕作されている。キヌヒカリやコシヒカリ、山田錦が収穫され、山田錦については、地酒の日本酒にも使用されている。	—	—
津久井在来大豆	他の大豆と比較し大粒で甘みが強い。津久井地域では、地場農産物ブランド化事業により、市のブランド商品と位置付け、その生産・六次産業化・販売を支援している。	◎	—
やまといも	県内の山芋類の作付面積の約 4 割を占める。旧相模原市では、地場農産物ブランド化事業により、市のブランド商品と位置付け、その生産・販売を支援している。	◎	—
ごぼう	市内では、主に露地野菜を中心とした農産物の生産が行われている。ごぼうは過去には「全国農林産物品評会」において最優秀賞を受賞しており、にんじんは作付面積が県内 3 位の生産物である。	—	◎
にんじん		—	◎
ブルーベリー	市内での栽培の歴史は比較的新しいものの、市内果樹の中では生産者数が最も多い生産物。	—	◎
キウイフルーツ	市内で生産が伸びている生産物。相模原市果実組合キウイフルーツ部会では、生産する果肉の色ごとに「相模レッド、相模ゴールド、相模グリーン」という愛称を使用している。	—	◎
ゆず	特徴を生かし様々な加工品が作られ、緑区藤野地区の特産品となっている。	—	—
鶏卵	県内でも有数の生産量があり、市内全域に養鶏場があるほか、南区麻溝地域には養鶏場が道沿いに並ぶたまご街道がある。	—	—
養豚	神奈川ブランドの「やまゆりポーク」が育てられている。	—	—
花き	シクラメンやパンジーをはじめ、様々な花き栽培が行われている。公園の花壇等への提供を行っている農家もある。	—	—

出典) 相模原市「相模原農業振興地域整備計画基礎調査に関する基礎資料」(令和元年 8 月)、相模原市 HP「市内産農産物の普及啓発について」

② 農業産出額の推移

本市の令和2年における農業産出額の割合は、野菜、畜産が8割以上を占めます。平成27年と比較すると、内訳に大きな差異は見られません。

一方で、令和2年の農業産出額は平成27年と比べ1.8%減少しています。作付面積や経営体が年々減少し、市内の農家の高齢化も進んでいることから、農業産出額も5年間でわずかに減少しています。一方で、農業産出額の動向に影響する要因として、自然災害や気候の変化による生産量の増減や病害虫の影響、需要の変動などによる市場価格の上昇など、多くの要因が関係するため、作付面積や農業経営体数が大きく減少しているのに対し、農業産出額の減少幅は比較的緩やかです。

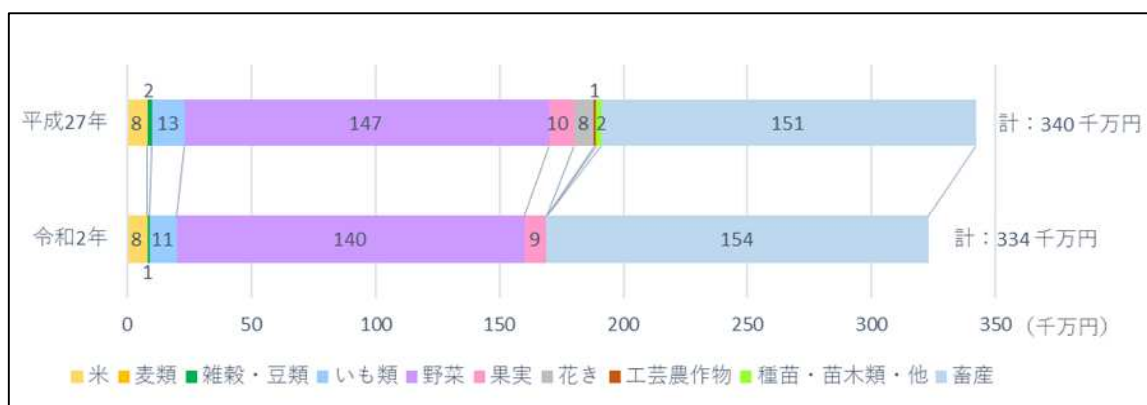


図 2-42 農業産出額（推計）の推移

出典) 農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」

注) 令和2年の「花き」及び「種苗・苗木類・他」の農業産出額は、秘密保護のため公表されていない。

5) 農業生産基盤の整備状況

① 農地の整備状況

本市における平成 30 年の農地の整備率は田が 84.2%、畑が 13.8%、樹園地が 17.6%となっており、田については大部分で農業生産基盤の整備が行われています。一方で、畑・樹園地については未整備の農地が大部分で残されています。

表 2-28 農地の整備率

(単位：%)

	田	畑	樹園地
平成 30 年	84.2	13.8	17.6

出典) 相模原市「相模原農業振興地域整備計画基礎調査に関する基礎資料」(令和元年 8 月)

② 農業農村整備事業の実施状況

本市における農業農村整備事業の実施履歴を整理します。なお、今後の整備計画については、「第 3 章 2. 地域の整備計画」にて整理します。

(ア) ほ場整備、土地改良総合整備事業の実施履歴

本市では、昭和 45 年度と昭和 61 年度に旧城山町において区画整備事業が、平成 5 年度と平成 8 年度に旧相模原市において土地改良総合整備事業が行われました。

一方、津久井地域では、農用地区域が小規模に点在しているため、近年では面的な基盤整備が進んでいない状況です。

表 2-29 ほ場整備、土地改良総合整備事業の実施履歴

事業種目 主要工事の名称	受益 面積 (ha)	事業費 (千円)	事業量	事業主体	事業の 着工完了 年度
土地改良	7.0	7,000	区画整備：7ha	小松 土地改良区	S45 年度
土地改良	4.1	28,100	区画整備：3.2ha	城山町	S61 年度
国庫事業(団体営 土地改良総合整備 事業)	67.6	1,480,000	区画整備：63.2ha 農道整備：L=9,550m ほか	大沢南部 土地改良区	H5 年度
国庫事業(団体営 土地改良総合整備 事業)	29.1	858,374	区画整備：24.5ha 農道整備：L=5,733m ほか	田名西部 土地改良区	H8 年度

(イ) かんがい排水事業の実施履歴

本市では、主に旧相模原市及び旧城山町においてかんがい排水事業が行われました。

表 2-30(1) かんがい排水事業の実施履歴

事業種目 主要工事の名称	受益 面積 (ha)	事業費 (千円)	事業量	事業主体	事業の 着工完了 年度
水路整備	14.0	2,540	L=640m	城山町	S44年度
水路整備	7.0	8,686	L=1,033m	小松土地 改良区	S46年度
水路整備	7.0	3,094	暗渠排水：7ha	小松土地 改良区	S47年度
水路整備	14.0	4,318	L=242m	城山町	S48年度
水路整備	5.5	25,849	L=448m	城山町	S52年度
水路整備	5.5	8,000	L=103m	城山町	S55年度
水路整備	6.0	2,500	L=140m	城山町	S56年度
水路整備	5.5	15,400	L=170m	城山町	S57年度
水路整備	5.0	15,000	ポンプ1基	城山町	S60年度
水路整備	5.0	10,000	L=156m	城山町	S62年度
水路整備	2.2	19,530	L=222m	城山町	S63年度
水路整備	2.2	7,000	暗渠排水：2.6ha	城山町	S63年度
水路整備	3.0	1,761	L=231m	城山町	H元年度
水路整備	5.0	15,000	L=110m	城山町	H元年度
水路整備	3.0	6,500	L=14m	城山町	H2年度
水路整備	5.0	3,500	L=77m	城山町	H2年度
小規模土地改良事業	2.9	3,500	畑地かんがい：L=419m	津久井町	H8年度
水路整備	5.0	61,500	L=1,621m	城山町	H9年度
小規模土地改良事業	2.3	20,000	水路整備：L=91m	津久井町	H9年度
山村振興等農林漁業特別対策事業	3.4	14,000	畑地かんがい：L=400m	津久井町	H9年度
小規模農業農村整備事業	2.0	7,600	水路整備：L=87m	津久井町	H10年度
小規模農業農村整備事業	2.3	8,500	水路整備：L=91m	津久井町	H10年度
水路整備	15.9	9,500	ゲート改修：1基	城山町	H14年度
国庫事業（望地地区用水路改修工事）	6.4	49,745	水路整備：L=240m	相模原市	H18年度
県費事業（諏訪森下地区用水路改修工事）	9.5	11,054	水路整備：L=124m	相模原市	H18年度
県費事業（五ヶ村用水路改修工事）	26.9	5,985	水路整備：L=99.9m	相模原市	H18年度
県費事業（中島3号用水路改修工事）	5.0	8,500	水路整備：L=121m	相模原市	H18年度
国庫事業（望地地区水路改修工事）	6.4	36,782	水路整備： L=249.4m、W=3.5m	相模原市	H19年度
県費事業（諏訪森下用水路改修工事）	9.5	11,226	水路整備： L=110.7m、W=3.33m	相模原市	H19年度

表 2-30(2) かんがい排水事業の実施履歴

事業種目 主要工事の名称	受益 面積 (ha)	事業費 (千円)	事業量	事業主体	事業の 着工完了 年度
県費事業（中島3号用水路改修工事）	5.0	10,329	水路整備：L=138m	相模原市	H19年度
県費事業（諏訪森下地区用水路改修工事）	9.5	10,204	水路整備： L=109.3m、W=3m	相模原市	H20年度
県費事業（諏訪森下地区水路改修工事）	9.5	7,528	水路整備： L=109.2m、W=2.1m	相模原市	H21年度
県費事業（諏訪森下地区用水路改修工事）	9.5	9,240	水路整備 ポンプ分解点検整備	相模原市	H22年度
国庫事業（五ヶ村用水路水門改修工事）	4.3	3,885	水路整備 水門設置工：2箇所	相模原市	H23年度
県費事業（諏訪森下地区用水路改修工事）	9.5	4,441	水路整備： L=31.2m、W=3m	相模原市	H23年度
国庫事業（新戸55号水路改修工事）	0.4	2,425	水路整備：L=79.2m	相模原市	H24年度
県費事業（諏訪森下地区用水路改修工事）	9.5	6,499	水路整備：L=70.9m	相模原市	H24年度
県費事業（望地地区用水路改修工事）	6.4	4,872	水路整備：L=86.5m	相模原市	H24年度
国庫事業（新戸60号水路改修工事）	0.2	6,814	水路整備：L=65.4m	相模原市	H25年度
県費事業（望地地区用水路改修工事）	6.4	9,050	水路整備：L=104m	相模原市	H26年度
県費事業（望地地区用水路改修工事）	6.4	8,986	水路整備：L=100m	相模原市	H27年度
県費事業（相模原幹線用水路改修工事）	6.4	9,514	水路整備：L=34.4m	相模原市	H27年度
県費事業（望地地区用水路改修工事）	6.4	8,812	水路整備：L=90m	相模原市	H28年度
県費事業（田名5号水門維持修繕工事）	6.4	4,968	水路整備：N=1箇所	相模原市	H28年度
農とみどりの整備事業 （望地地区用水路改修工事）	6.4	9,093	水路整備：L=99.3m	相模原市	H29年度
農とみどりの整備事業 （望地地区用水路改修工事）	6.4	7,192	水路整備：L=73.8m	相模原市	H30年度
農とみどりの整備事業 （諏訪森下地区排水路改修工事）	9.5	2,205	水路整備：L=87.3m	相模原市	H30年度
農とみどりの整備事業 （望地地区用水路改修工事）	6.4	8,844	水路整備：L=94m	相模原市	R元年度
農とみどりの整備事業 （望地地区用水路改修工事）	6.4	8,734	水路整備：L=86m	相模原市	R2年度
農とみどりの整備事業 （望地地区用水路改修工事）	6.4	8,811	水路整備：L=111m	相模原市	R3年度
農とみどりの整備事業 （望地地区用水路改修工事）	6.4	5,379	水路整備：L=72.9m	相模原市	R4年度

表 2-30(3) かんがい排水事業の実施履歴

事業種目 主要工事の名称	受益 面積 (ha)	事業費 (千円)	事業量	事業主体	事業の 着工完了 年度
農とみどりの整備事業 (望地地区用水路改修工事)	6.4	8,316	水路整備：L=126.35m	相模原市	R5年度
農とみどりの整備事業 (上田名3号水門維持修繕)	1.1	8,690	水門：N=1機	相模原市	R6年度

(ウ) 農道整備事業の実施履歴

本市では、昭和から平成初期にかけて主に旧城山町において、平成10年代以降は主に旧津久井町や旧相模原市において、農道整備事業が行われました。

表 2-31(1) 農道整備事業の実施履歴

事業種目 主要工事の名称	受益 面積 (ha)	事業費 (千円)	事業量	事業主体	事業の 着工完了 年度
農道整備	9.5	7,802	L=478m、W=5m	城山町	S49年度
農道整備	45.0	34,824	L=2,010m、W=5m	城山町	S52年度
農道整備	8.0	11,000	L=265m、W=5m	城山町	S52年度
農道整備	7.6	7,000	L=170m、W=5m	城山町	S54年度
農道整備	7.6	21,000	L=289m、W=5m	城山町	S56年度
農道整備	7.6	11,000	L=112m、W=5m	城山町	S57年度
農道整備	8.3	14,000	L=254m、W=5m	城山町	S60年度
農道整備	—	25,000	L=667m	城山町	S60年度
農道整備	5.5	64,000	L=545m	城山町	S62年度
農道整備	1.0	3,570	L=163m、W=2.4m	城山町	S63年度
農道整備	3.9	24,575	L=470m、W=4m	城山町	H元年度
農道整備	5.5	13,551	L=499m、W=4m	城山町	H元年度
農道整備	8.3	1,998	L=219m、W=5m	城山町	H元年度
農道整備	21.0	302,200	L=2,154m、W=4.5m	城山町	H2年度
農道整備	1.0	8,460	L=86m、W=4.5m	城山町	H2年度
農道整備	4.0	4,000	L=228m、W=4m	城山町	H2年度
農道整備	1.4	20,555	L=405m、W=2.7m	城山町	H3年度
農道整備	9.0	7,665	L=548m	城山町	H4年度
農道整備	5.0	31,200	L=647m、W=4.5m	城山町	H4年度
農道整備	9.0	25,380	L=1,055m	城山町	H4年度
農道整備	2.0	13,800	L=199m、W=2.7m	城山町	H4年度
小規模農道整備事業	2.1	53,500	農道整備： L=272m、W=4m	津久井町	H7年度
小規模農道整備事業	2.4	18,000	農道整備： L=98m、W=4m	津久井町	H8年度
農道整備	5.5	18,000	L=650m、W=4.6m	城山町	H8年度
農道整備	2.0	49,700	L=212m、W=6m	城山町	H9年度
農道整備	5.5	12,000	L=505m、W=4.6m	城山町	H9年度
小規模農道整備事業	2.2	73,300	農道整備： L=219m、W=4m	津久井町	H9年度
農道整備	2.0	12,900	L=158m、W=6m	城山町	H10年度
山村振興等農林漁業 特別対策事業	2.7	113,680	農道整備： L=505m、W=4m	津久井町	H10年度
小規模農業農村整備 事業	2.1	20,000	農道整備：L=67m	津久井町	H10年度
農道整備	2.0	10,000	L=180m、W=6m	城山町	H11年度
小規模農業農村整備 事業	2.0	3,500	農道整備：L=40m	津久井町	H11年度
農道整備	2.3	9,660	L=259m、W=2m	城山町	H12年度

表 2-31(2) 農道整備事業の実施履歴

事業種目 主要工事の名称	受益 面積 (ha)	事業費 (千円)	事業量	事業主体	事業の 着工完了 年度
農とみどりの整備事業	2.0	5,000	農道整備： L=37m、W=4m	津久井町	H12年度
農とみどりの整備事業	2.0	12,000	農道整備： L=40m、W=4m	津久井町	H13年度
農とみどりの整備事業	2.0	12,000	農道整備： L=62.8m、W=4m	津久井町	H14年度
農とみどりの整備事業	2.0	10,000	農道整備： L=81m、W=4m	津久井町	H15年度
農とみどりの整備事業	3.0	13,200	農道整備： L=54m、W=4m	津久井町	H15年度
県費事業（当麻地区 農道整備事業）	8.4	14,094	農道整備： L=184.1m、W=3.1m	相模原市	H18年度
県費事業（葦尾根地 区農道整備工事）	3.0	12,441	農道整備： L=142.3m、W=4m	相模原市	H18～19 年度
県費事業（当麻地区 農道整備工事）	8.4	14,127	農道整備：L=142.7m	相模原市	H19年度
県費事業（当麻地区 農道整備工事）	8.4	8,880	農道整備： L=142.4m、W=4.5m	相模原市	H20年度
県費事業（立山地区 農道整備工事）	3.6	32,863	農道整備： L=373.2m、 W=3.0～4.1m	相模原市	H20～25 年度
県費事業（当麻地区 農道整備工事）	8.4	13,765	農道整備： L=128.1m、W=4.5～4.7m	相模原市	H21年度
県費事業（当麻地区 農道整備工事）	8.4	6,812	農道整備： L=101.8m、W=4.0～4.9m	相模原市	H22年度
県費事業（道志新田 地区農道整備工事）	5.9	38,801	農道整備： L=269.8m、 W=3.95～3.96m	相模原市	H25～28 年度
地方債（田名新宿農 道整備工事）	2.5	22,507	農道整備：L=289m	相模原市	H28年度
農とみどりの整備事業	5.9	9,558	農道整備：L=54m	相模原市	H29年度
農とみどりの整備事業	5.9	9,720	農道整備：L=54m	相模原市	H30年度
農とみどりの整備事業	5.9	7,678	農道整備：L=44m	相模原市	R元年度
農とみどりの整備事業	5.9	9,497	農道整備：L=46m	相模原市	R2年度
農とみどりの整備事業	5.9	7,150	農道整備：L=34m	相模原市	R3年度
農とみどりの整備事業	5.9	11,033	農道整備：L=50m	相模原市	R4年度
農とみどりの整備事業	5.9	5,610	農道整備：L=28m	相模原市	R5年度

注)「-」：不詳

(エ) 農地等の保全整備事業の実施履歴

平成3年度に旧城山町において、農地保全のための管理施設が設置されました。

表 2-32 農地等の保全整備事業の実施履歴

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業量	事業主体	事業の着工 完了年度
農地保全	39.2	23,400	管理施設 1棟	城山町	平成3年度

(オ) 農業近代化施設（生産関係施設）整備の実施履歴

昭和53年度から平成8年度にかけて、旧城山町において天日乾燥施設や堆肥生産施設、堆肥貯蔵施設が設置されました。また、平成2年には旧津久井町において乾燥処理施設が設置されました。

表 2-33 農業近代化施設（生産関係施設）整備の実施履歴

事業種目	受益 戸数	事業費 (千円)	施設名称、数、規模	事業主体	事業の着工 完了年度
共同飼養管理施設	12	14,900	天日乾燥施設 4棟 231㎡×2 292㎡×1 351㎡×1	堆肥生産組合	昭和53年度
共同飼養管理施設	9	5,600	堆肥生産貯蔵庫 3棟 99㎡×1 66㎡×2	堆肥生産組合	昭和53年度
共同飼養管理施設	10	3,200	堆肥生産施設 3棟 49.5㎡×2 33.0㎡×1	堆肥生産組合	昭和53年度
共同栽培管理施設	40	3,200	堆肥貯蔵庫 4棟 33㎡×4	堆肥生産組合	昭和54年度
共同飼養管理施設	2	7,900	天日乾燥施設 1棟	城山町	昭和53年度
共同飼養管理施設	2	-	天日乾燥施設	堆肥生産組合	平成2年度
乾燥処理施設	3	17,400	1棟(生糞2.1t/日)	堆肥生産組合	平成8年度

注)「-」:不詳

(カ) 農業近代化施設（流通加工関係施設）整備の実施履歴

昭和61年度に旧城山町において、農産物加工直売施設が1棟設置されました。

表 2-34 農業近代化施設（流通加工関係施設）整備の実施履歴

事業種目	受益 戸数	事業費 (千円)	施設名称、数、規模	事業主体	事業の着工 完了年度
共同処理加工施設	7	7,700	農産物加工直売施設 1棟 132㎡	城山町	昭和61年度

(キ) 農村生活環境整備事業の実施履歴

本市では、昭和 58 年度から平成 12 年度にかけて津久井地域において、農村生活環境の向上に資する集会施設や農村広場、集落道などが整備されました。

特に平成 11 年度に旧津久井町の宮ヶ瀬湖を臨む場所に建設された鳥居原ふれあいの館は、地域農産物の直売所を兼ねた総合交流館であり、直売の他にも、体験学習・講習のための設備を有し、都市部からの利用者も多い施設となっています。

表 2-35 農村生活環境整備事業の実施履歴

事業種目	受益地区	受益戸数(戸)	事業費(千円)	主要工事名 主要施設名	事業主体	事業の 着工完了 年度
増原営農センター	増原	—	—	1 棟 A=133 m ²	相模湖町	S 58 年度
阿津集落センター	阿津	—	—	1 棟 A=99 m ²	相模湖町	S 59 年度
石神集落センター	石神	—	—	1 棟 A=98 m ²	津久井町	S 60 年度
農村広場	川尻北部	96	38,000	農村広場施設	城山町	S 62 年度
構造改善センター	城北	—	—	1 棟 A=297 m ²	—	S 63 年度
川上多目的集会施設	川上	—	—	1 棟 A=68 m ²	藤野町	H 2 年度
大川原多目的集会施設	大川原	—	—	1 棟 A=53 m ²	藤野町	H 2 年度
活性化センター	葉山島	53	44,500	1 棟 A=224 m ²	城山町	H 3 年度
舟久保多目的集会施設	舟久保	—	—	1 棟 A=46 m ²	藤野町	H 3 年度
若柳営農センター	若柳	—	—	1 棟 A=102 m ²	相模湖町	H 4 年度
綱子多目的集会施設	綱子	—	—	1 棟 A=55 m ²	藤野町	H 4 年度
竹の子の里活性化センター	上津久井	—	—	1 棟 A=172 m ²	藤野町	H 4 年度
藤野農村環境改善センター	大久和	—	—	1 棟 A=936 m ²	藤野町	H 7 年度
観光農村漁業経営管理施設	鳥屋	—	191,000	鳥居原ふれあいの館	津久井町	H 11 年度
定住促進生活環境整備事業	鳥屋	26	110,795	集落道	津久井町	H 12 年度

注) 「—」: 不詳

③ 農業農村整備事業における環境整備の実績

前項のとおり、本市ではこれまで生産環境の向上を図るため、用排水路や農道の整備を行ってきました。しかし、環境面からみると、用水路についてはコンクリート化、直線化され、柵が設置されるなどの整備により、生物の生息空間や農村景観、親水性といった環境機能が低下してしまっています。

一方で烏山用水など、修景を行い観光資源となっている水路や、田名望地地区における排水路など、環境に配慮している水路も整備されてきました。

また、農道は大部分が直線化、アスファルト舗装されていますが、一部、沿道の植栽や砂利舗装など、修景されている農道も整備されています。

3. 環境特性及び課題

(1) 自然環境

「2. 現況の把握（1）自然環境」より得られた、本市の自然環境に関する環境特性と課題を整理します。

表 2-36(1) 自然環境の現況特性と課題

地 域	環境特性	課 題
本市全域	旧相模原市域は都市部のみどり、津久井地域は中山間地のみどりが広がる。緑被率・農地は減少傾向である。	市街地の緑被地、農地の減少、山間部における緑被地の大規模消失が懸念される。
本市全域	市街地で緑被地が減少傾向であり、また水辺やみどりのつながり(連続性)が不足している。	生物の生息・生育域の縮小・分断が懸念される。
本市全域	水田の用排水路については湧水の流入等により良好な水質となっているが、一部、家庭雑排水が流入している。 また、都市化に伴い湧水の枯渇や用排水路のコンクリート化、柵の設置、ごみの投棄などが見られる。	都市化に伴う水質の悪化、自然の消失、親水性の低下等が進み、水環境が悪化している。 緑・湧水の減少や河川・用排水路のコンクリート化などによる生息環境の悪化に伴い、ホタル等の身近な生物が減少している。
本市全域	多くの外来種の生息・生育が確認されている。	アライグマ、オオキンケイギク等の特定外来生物を始めとした外来種の生息・生育地域が拡大している。
津久井地域	人工林の管理不足による荒廃、広葉樹林の下層植生の衰退等が見られる。	生物多様性への負の影響、水源かん養機能、土砂流出防止機能の低下が懸念される。
津久井地域	野生鳥獣の生息域の拡大とともに、農作物への被害や市民が脅威に感じる生活被害が多発している。 特に、農地と宅地が混在した生活環境を形成する中山間地域で顕著に見られる。	鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の拡大、過疎化の進行に影響を及ぼす。
津久井地域	少子高齢化等により農林業の担い手が減少し、農地や山林が荒廃したことで里山との緩衝帯が無くなり、野生鳥獣が人里近くで生息しやすくなった。	高齢化等により自主的な追上げや追払いが困難な地域がある。
津久井地域	食物残渣、放置野菜や農地果樹等、栄養価の高い人間の食物が、野生動物の誘引や個体数の増加の主な原因となっている。	獣害防止柵の設置、余剰野菜や残渣の速やかな処分などの対策が必要であるが、これら鳥獣害対策に係る農家等への負担の増加が懸念される。

表 2-36(2) 自然環境の現況特性と課題

地 域	環境特性	課 題
津久井地域	ニホンジカやイノシシの生息域が津久井地域全域に拡大している。	丹沢山系に生息するイノシシやニホンジカにヤマビルが寄生して生息域が拡大し、地域住民やハイカー等への吸血被害が増加している。
津久井地域	多くのニホンザル個体群が生息している。	ニホンザルの行動域が広く、効率的な捕獲が困難である。 また、隣接都県と管理や捕獲方法に違いがあり、統一的な対応ができていない。
本市全域	林業の衰退に伴う森林荒廃、宅地化の進展と後継者問題による農地の減少、耕作放棄地の増加が進行している。 また、鉄塔や送電線などによる風景の阻害、大規模な残土処分や人工的な護岸整備、事業用太陽光発電整備などの設置による自然景観の損失が見られる。	自然の資源を適切に保全するとともに、身近なみどりを増やすことにより、潤いのある景観の形成を図る必要がある。

(2)生活環境

「2.現況の把握(2)生活環境」より得られた、本市の生活環境に関する環境特性と課題を整理します。

表 2-37(1) 生活環境の現況特性と課題

地 域	環境特性	課 題
旧相模原市	人口の微増及び世帯数の増加傾向にある。	世帯数の増加は住宅戸数の増加による混住化につながる可能性がある。住宅等の開発圧に対し、計画的な開発誘導が必要である。
旧相模原市	圏央道が開通したほか、リニア中央新幹線神奈川県駅(橋本周辺)の設置に係る開発整備が進行している。	圏央道を農産物の流通体制強化に活かすことで、地域農業の経営基盤強化に役立てる必要がある。また、リニアを利用した首都圏からの来訪者が市内の農村へアクセスしやすくするために、橋本駅からの交通網を強化する必要がある。
旧相模原市	宿泊観光客は県内・首都圏からの割合が多い。	農泊、作付け体験、収穫体験、加工体験などを通じ、都市住民が農業農村の価値に対する理解を深め、都市農村交流を促進できるような機会を拡充する必要がある。
旧相模原市	旧相模原市の農地は、平坦地に位置し、比較的まとまって存在している。一方で市街地に囲まれており、特に白地農地を中心に、農地の無秩序な開発、転用等、スプロール現象が見られる。	混住化、スプロール化は、生産環境や農村集落の生活環境の悪化を招いている。地域環境に配慮した計画的な開発の誘導などにより、地域環境の保全を図る必要がある。
旧相模原市	集落地においては、長屋門・蔵のある農家などの旧家、養蚕守護の望地弁天堂などの社寺など歴史的資源が残され、的祭などの祭・伝統行事が伝承されている。 また、相模川周辺には、用水の取水や新田開発にまつわる農業土木遺構が残されている。	農との関わりの深い歴史・文化資源や農業土木遺構などの地域資源について、少子高齢化や生活環境の変化による後継者不足により、継承が困難になってきている。これら資源について、保存のみならず地域づくりへの活用を考慮する必要がある。
津久井地域	人口減少が進行している。一方で世帯数は微増傾向にある。	高齢化や担い手不足により、農道や水路の維持管理に参加する住民が減り、必要な労力が脆弱化することで、維持が困難な集落や農地が発生している。
津久井地域	圏央道が開通したほか、津久井広域道路の延伸整備が進められている。	道路整備により分断される農地が発生しているため、農地の更なる流動化促進などにより、営農環境の改善を促す必要がある。一方で、これらの道路を農産物の流通体制強化に活かすことで、地域農業の経営基盤強化に役立てる必要がある。

表 2-37(2) 生活環境の現況特性と課題

地 域	環境特性	課 題
津久井地域	宿泊観光客は県内・首都圏からの割合が多い。	津久井地域への交流人口増加を見込み、農泊、作付け体験、収穫体験、加工体験などを通じ、都市住民が農業農村の価値に対する理解を深め、都市農村交流を促進できるような機会を拡充する必要がある。
津久井地域	中山間地域であるため平地が少なく、居住空間と農地、自然が極めて近接しており、集落環境はこれらの影響を受けやすい。また、農地は散在しており、一団の農地は少ない。一方で住宅地等への無秩序な転用が見られる。	高齢化や後継者不足による農地・山林の荒廃化など、農村環境の維持・保全が課題である。多様な生物の生息空間を確保するためにも、農地の荒廃防止を図り、農村環境を維持・保全する必要がある。 また、混住化は、生産環境や農村集落の生活環境の悪化を招いている。地域環境に配慮した計画的な開発の誘導などにより、地域環境の保全を図る必要がある。
津久井地域	津久井地域の自然・風景を求めて首都圏から来訪する観光客が多い。	農産物や農林資源の活用にあたっては、観光・交流事業などとの連携をさらに強めていく必要がある。一方で高齢化や後継者不足により、豊かな自然環境の維持・保全が課題である。
津久井地域	特色ある地域文化、祭り、建造物などが数多く残っている。	少子高齢化や生活環境の変化による後継者不足により、地域に伝承されてきた生活文化、祭り、建造物などの維持・継承が困難になってきている。しかしこれらは農村環境の維持だけでなく、観光振興に重要なものであり、積極的に保全・活用を図る必要がある。

(3)生産環境

「2. 現況の把握（3）生産環境」より得られた、本市の生産環境に関する環境特性と課題を整理します。

表 2-38(1) 生産環境の現況特性と課題

地 域	環境特性	課 題
本市全域	経営耕地及び販売金額の小規模な経営体ほど、離農する傾向にある。	小規模な農家にとって収入の見通しが立たず農業経営が不安定であることから、営農を継続しにくい環境である。また、新規参入・新規就農者にとって、十分な収益をあげることができない恐れがあるため就農の壁が高い。
津久井地域	旧相模原市と比較すると、津久井地域の離農率の方がやや高い傾向にある。	離農率が高いことで、農産物の生産力が低下し、販売機会（雇用機会）や観光資源としての価値が低下する。また、国内の食料自給率の低下にも繋がり、食料を安定して供給することが難しくなる。さらに、離農率が高いことは荒廃農地の発生要因にもつながる。
本市全域	基幹的農業従事者の年齢構成は60歳以上が全体の約8割を占め、担い手の高齢化が進んでいる。	農業従事者の高齢化が進行することで、草刈りや水路等の保全・管理が難しくなる。また、農業従事者における生産年齢人口の割合が少なく、新規就農者が定着しないことで、農業の技術や知識の次世代への継承が途絶える恐れがある。
本市全域	本市における農業経営体の約8割が、5年以内に後継者を確保できる見通しが立っていない。	農業の担い手が減少することで、農産物を扱う市場や加工業、流通業、観光業などにも影響を与え、地域全体の経済が停滞することにつながる。また、後継者を確保していないことから、所有者が維持管理をできなくなり、荒廃農地が発生する恐れがある。
津久井地域	旧相模原市に比べると、後継者を確保していない割合がやや高い。	
本市全域	都市化の影響を受け、地目にかかわらず、耕地面積が35.7%減少している。特に、樹園地が最も多い割合で減少し、田、畑の順に減少率が多い。	耕地面積の減少や農地の転用が進むことで、多くの動植物の生息・生育の場が失われ、自然環境や生物多様性への影響が懸念される。また、雨水を一時的に貯蔵する役割や地すべり等の災害を抑制する役割を持つことから、洪水防止や水源涵養としての機能を失うことに繋がる。さらに、原風景は人々に対しやすらぎを与えており、良好な農村景観が喪失することにつながる。加えて、混住化が進み、効率的な農業生産のしづらさ、ゴミ投棄等の弊害が発生しやすくなる。
本市全域	農地の転用状況は、鉱工業用地、植林等に比べ、住宅用地への転用の割合が最も多い。	

表 2-38(2) 生産環境の現況特性と課題

地 域	環境特性	課 題
津久井地域	中山間地域である津久井地域では、農地は散在しており、まとまった農地は一部でみられるのみである。	地形上の制約が耕作放棄の要因にもなっている。
本市全域	市内の耕地面積のうち、およそ2割が荒廃農地である。さらに、そのほとんどが、再生利用が困難と見込まれるB分類に該当する。	耕作放棄地の増加は、病虫害の被害や鳥獣被害の拡大に繋がる。また、農産物の生産量が減少し、農業関連の雇用機会の喪失につながる恐れがある。 その他、景観を損なう要因や災害時のリスクを高めることにも繋がる。
津久井地域	かつては薪炭などの供給地として活用され、人による手入れがなされてきた里山林が、生活様式の変化や担い手の高齢化、後継者不足などによって利用されなくなり、放置されている。	日当たりのよい雑木林を好む植物など、里山特有の生物の生息・生育への影響の発生、優れた景観の損失などととともに、ニホンザルやニホンジカ、イノシシ等の数が増え、その生息域が拡大したことで、農林業被害や生態系への影響が発生している。
本市全域	やまといもや津久井在来大豆は地場農業ブランド化事業を実施し、生産から加工、販売を手掛け、付加価値を高める取り組みを行っている。	食品加工の際に発生する食物残渣等の処理方法等について、環境負荷軽減への努力が求められる。
本市全域	農業産出額の大部分は野菜と畜産が占める。	化学肥料・農薬等の多投入や不適切な使用、家畜ふん尿の不適切な処理が環境へ悪影響を及ぼす場合も生じており、生産者自身の意識向上と環境負荷軽減への努力が求められる。
本市全域	市内の田んぼのおよそ8割は平成30年時点で、既に生産基盤の整備が行われている。一方で畑、樹園地は1割程度の整備率であり、大部分が未整備となっている。	畑のほ場整備率が低いことから、農地の規模が小さく、不整形な場所で農業を行うことになる。そのため、大型機械の導入など効率化が難しくなる。特に、高齢化が進む地域においては、労働力が少ない中で、機械化が進まず農地の維持管理が難しくなり、離農に繋がる恐れがある。また、規模が小さく不整形な農地では農作物の生産性が低く、農業産出額の増大が見込めない。
本市全域	農業生産基盤整備においては、用排水路のコンクリート化や農道のアスファルト舗装・直線化が進められている。	基盤整備は生産環境の向上に資するものの、生物の生息空間の悪化や農村景観の阻害などが見られる。そこで、基盤整備に際しては、生産環境と調和を図りつつ、自然環境に配慮した整備を行う必要がある。

第3章 地域の整備計画

1. 上位・関連計画

(1) 未来へつなぐ さがみはらプラン～相模原市総合計画～(令和2年3月)

【将来像】

潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら

【実現に向けた基本姿勢】

- 1 協働によるまちづくり
- 2 暮らし満足度を高めるまちづくり
- 3 次代につなぐまちづくり

【目指すまちの姿・政策】

- I 夢と希望を持って成長できるまち
- II 笑顔で健やかに暮らせるまち
- III 安全で安心な暮らしやすいまち

政策 8 暮らしやすい住環境と魅力ある景観をつくります

施策 19 魅力的な景観の形成

IV 活力と交流が新たな価値や魅力を創造するまち

政策 9 活力と魅力あふれる都市をつくります

施策 20 都市機能の維持・充実と計画的な土地利用の推進

政策 10 日本の経済を牽引する多様な産業を振興します

施策 29 持続可能な力強い農業の確立

①法人を含めた多様な担い手の育成・確保

②農地の保全・有効活用

③地産地消の推進

V 人と自然が共生するまち

政策 13 地球環境にやさしい社会をつくります

政策 14 恵み豊かな自然環境を守り育てます

施策 37 水源環境と森林環境の保全・再生・活用

施策 38 野生鳥獣の適正な管理

①野生鳥獣生息頭数の適正管理

②市民との協働による野生鳥獣被害対策の実施

③農地及び縁辺部などの環境整備

施策 39 生物多様性の保全と活用

①生物の生息・生育状況の把握と適切な保護・管理

②生物多様性の浸透

政策 15 やすらぎと潤いがあふれる生活環境をつくります

VI 多様な主体との連携・協働により持続的に発展するまち

(2)第3次相模原市環境基本計画(改定版)(令和6年3月)

【望ましい環境像】

人と自然が共生するまち～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～

【基本目標・施策】

基本目標	施 策
<p>①地球温暖化対策 炭素半減社会が実現しているまち</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの利用促進 ・省エネルギー活動の促進 ・脱炭素まちづくりの推進 ・いきいきとした森林の再生 ・循環型社会の形成 ・市の率先行動
<p>気候変動に適応しているまち</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応策の推進
<p>②資源循環の推進 ともにつくる資源循環都市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの更なる削減 ・ごみの適正な処理
<p>③水とみどり・生物多様性の保全・活用 水源を育み 恵み豊かな自然を次世代へ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全と活用 ・みどりの保全と活用 ・水辺環境の充実
<p>④環境リスクの管理 安全で快適な生活環境の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境リスクの管理による生活環境の保全
<p>⑤環境に配慮したライフスタイルの促進 環境保全の人づくり・仕組みづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境を守る担い手の育成 ・複雑・多様化する環境問題への体制整備 ・まちづくりにおける環境配慮の促進

(3)第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略(令和2年3月)

【基本理念】

水源を育み 恵み豊かな自然を次世代へ
～いつまでも自然と人が共生するまち相模原をめざして～

【将来像・将来イメージ】

- 適切に管理された森林や里地里山が広がり、市街地にも身近なみどりがあふれ、安心や安らぎを感じられるまちになっている。
- みどりや水辺の拠点を中心に、様々な交流が行われ、魅力あふれるまちになっている。
- 生物多様性の重要性、必要性を広く市民が認知し、生物多様性に配慮した生活や事業活動が展開されている。
- エコロジカルネットワークが形成され、生物多様性が保全されている。
- 環境意識が高まり、市民や事業者が自然と共生した活動を行っている。
- 環境意識が高まり、市民及び事業者が水やみどりに関わる様々な活動を実施している。



【基本方針】

生きものの暮らしを豊かにする水とみどりの環境づくり

【基本目標】

- ①生きもののつながりを知り、守ります
- ②みどりを育み、多様な機能を活かします
- ③清らかな流れと水辺を守ります
- ④多様な主体と連携し、次世代につなぐ担い手づくりを進めます

(4)さがみはら都市農業振興ビジョン2025(平成28年3月)

【基本理念】

- 農業の持続的な発展
- みんなで支える農業
- 2つの地域特性（都市部と中山間地域）の活用による農業振興
- 農地の保全

【基本方針・基本施策・個別施策】

方針Ⅰ 優良な農地で多様な担い手が効率的かつ安定的な農業経営を行うための
「持続的な力強い農業の確立」

施策Ⅰ 多様な担い手の育成、確保

- (1) 地域の中心的経営体への支援
- (2) 経営力のある担い手の育成
- (3) 農業への法人参入の促進

施策Ⅱ 農地の保全、有効活用

- (1) 地域の中心的経営体等への農地の集積
- (2) 新たな農業生産基盤整備
- (3) 耕作放棄地対策
- (4) 有害鳥獣被害対策

施策Ⅲ 成長産業としての農業の確立

- (1) 多様な農畜産物の生産振興
- (2) 農業の6次産業化の促進
- (3) 農商工連携の促進
- (4) 情報通信技術等の活用による新たな農業の確立

方針Ⅱ 農業の多面的な機能を最大限に発揮することによる
「市民・地域に貢献できる農業の推進」

施策Ⅳ 地産地消の推進

- (1) 食農教育の推進
- (2) 農畜産物のブランド化の促進
- (3) 直売所等の活用による販路拡大の支援

施策Ⅴ 農とのふれあいの推進

- (1) 市民農園・体験型農園の開設促進
- (2) 農業体験、農に関するイベントへの支援
- (3) 農業と福祉の連携等による支援

施策Ⅵ 農業の多面的機能の活用

- (1) 災害時の防災上の空間の確保
- (2) 心安らぐ癒しの空間の提供
- (3) 地域資源をいかした農との連携

(5)相模原農業振興地域整備計画書(令和3年3月)

【めざす将来像】

農用地等の保全、農業生産基盤・農業近代化施設の整備等による地域農業の確立

【基本方針】

①計画的土地利用の推進

農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業生産の効率化のための措置を計画的に推進するとともに、本市の土地利用計画との調和を図る。

②農業生産基盤、農業近代化施設の整備

国及び県補助事業を積極的に導入し、計画的・効果的な土地改良事業、既存の農道・用排水路の長寿命化等による農業生産基盤整備を進めるとともに、農産物の直売・加工施設等を中心とした農業近代化施設の整備を促進する。

③農用地等の保全、有効活用

農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進事業等の活用により、農用地等の流動化を促進し、認定農業者等の地域の中心的経営体への農用地等の集積・集約を図るとともに、遊休・荒廃農地対策や「相模原市鳥獣被害防止計画」に基づく鳥獣被害対策を行うことで、農用地等の保全・有効活用を図る。

④多様な担い手の育成、確保

認定農業者等の地域の中心的経営体の育成、確保を推進するとともに、新規就農者、農業参入した法人その他の地域の中心的経営体となることが期待される新たな担い手の育成、確保を図る。

⑤販路の拡大と地域ブランドの形成

直売施設を通じた農産物の地場流通の促進、農業経営の合理化と規模拡大による収益性の向上と余暇時間の増大を目指し、大消費地に近いという恵まれた立地を最大限に活用した農産物の共同販売体制の整備、地域特産物の開発と地域ブランドの形成を推進する。

⑥新しい農業経営の推進

農業振興及び新技術の導入について調査・研究し、他産業との連携を図りながら、都市近郊の地域特性をいかした新しい農業経営を推進する。

⑦農業の多面的機能の活用

都市近郊交流型農業を展開し、都市住民との継続的交流を促進するため、都市交流施設や沿道型の直売施設、市民農園、グリーンツーリズム等の地域資源をいかし、大学や企業、NPO法人等の多様な主体と連携した取組により、農業体験の場その他の農業の多面的機能の活用を図る。

(6)相模原市景観計画(平成22年3月、令和3年5月変更)

【将来の景観像】

豊かな自然や文化とともに栄える美しいまち



【基本目標】

目標1：地域特性や水、みどりの骨格を生かした景観づくり

- 方針1：地域特性を活かした、2つの「景域」と4つの「地域」の形成
- 方針2：地域の顔となる「景観拠点」の形成
- 方針3：地域をつなぐ「景観軸」の形成

目標2：快適な生活環境を実感できる身近な景観づくり

- 方針1：まとまりのある景観や個性を生かした景観形成
- 方針2：やまなみや周辺のまちなみと調和した色彩景観の形成
- 方針3：まちなみの質を高める広告景観の形成
- 方針4：公共施設を中心とした先導的な景観形成

目標3：心を豊かにする景観づくり

- 方針1：歴史や文化を生かした景観形成
- 方針2：環境にやさしい景観形成
- 方針3：人にやさしく心地よい景観形成

目標4：市民・事業者と共に進める景観づくり

- 方針1：市民・事業者・行政の協働による景観形成
- 方針2：景観形成への関心を高める普及・啓発活動

(7)金原地区土地改良事業基本構想(令和6年3月)

【基本方針】

1)持続可能な力強い農業の確立

- 1-1)多様な担い手の育成・確保
- 1-2)農地の保全・有効活用
- 1-3)成長産業としての農業の確立

2)市民・地域に貢献できる農業の推進

- 2-1)地産地消の推進（都市近郊産地として新鮮で安全な農畜産物の地産地消体制を推進）
- 2-2)ICTを活用した省力化・高品質生産を図ることによる経営の安定化
- 2-3)農とふれあいの推進ができる出荷・流通体制の確立
- 2-4)農業の多面的機能の活用
- 2-5)環境にやさしい農業生産の推進

2. 地域の整備計画

本市では農業及び農村の振興を図るため、現在、以下の事業を実施又は計画しています。

なお、本市における過去の事業実施履歴は、「第2章2. 現況の把握（3）生産環境」にて整理しています。

(1) 農業生産基盤整備開発計画

旧相模原市における畑については、農道の整備、ほ場の大区画化等の事業導入を促進します。田については、農道、用排水路その他の既存施設の適切な機能管理を行うとともに、必要に応じて農業生産基盤整備事業を実施し、農用地区域内の農業生産基盤の強化を図ります。

津久井地域においては、旧城山町の水田における取水施設、農道、用排水路等の適切な機能管理や、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町における農道、水路等の適切な機能管理のための農業生産基盤整備事業の強化などを図ります。また、金原地区では、津久井広域道路の延伸に合わせた土地改良事業に向けた取組を進めています。

表 3-1 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
農道整備	農道の改修、舗装	相A-1	11ha	相 1	
用排水改良	用排水路の改修	相B-3	8ha	相 2	
農道整備	農道の改修、舗装	相B-4	25ha	相 3	
農道整備	農道の改修、舗装	相C-2	20ha	相 4	
農道整備	農道の改修、舗装	相D-1	28ha	相 5	
農道整備	農道の改修、舗装	相E-1	20ha	相 6	
区画整理	区画整理	城C	13ha	城 1	
農道整備	農道の改修、舗装	城C	13ha	城 2	区画整理時
用排水改良	用排水路の改修	城D	15ha	城 3	
区画整理	区画整理	津B-2	28ha	津 1	
農道整備	農道の改修、舗装	湖A-7	6ha	湖 1	
区画整理	区画整理 農道整備	藤B-1	30ha	藤 1	
農道整備	改良延長	藤B-1	30ha	藤 2	区画整理時

出典) 相模原市「相模原農業振興地域整備計画書」(令和3年3月)

注) 「受益地区」は「相模原農業振興地域整備計画書」付図2号 農業生産基盤整備開発計画図に対応。

(2) 農業近代化施設整備計画

農用地等の保全・有効活用、生産性の向上、販路の拡大、地域特産物の開発、農業に対する理解を得るための機会の拡充等に留意しつつ、農業近代化施設の整備に関する施策を実施することで、持続可能な力強い地域農業の確立を目指します。

表 3-2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号
		受益地区	受益面積	受益戸数		
集出荷施設	大沢 1基	相A-4	—	3戸以上	共同利用	相7
直売施設	金原	津B-2	—	—	共同利用	津2
加工施設	金原	津B-2	—	—	共同利用	津3
集出荷施設	金原	津B-2	—	—	共同利用	津4
農機具格納施設	金原	津B-2	—	—	共同利用	津5
園芸栽培施設	金原	津B-2	—	—	共同利用	津6
農業研修施設	金原	津B-2	—	—	共同利用	津7

出典) 相模原市「相模原農業振興地域整備計画書」(令和3年3月)

注1)「—」: 未定

注2)「受益地区」は「相模原農業振興地域整備計画書」付図3号 農業近代化施設整備計画図に対応。

(3) 農業農村整備事業計画図

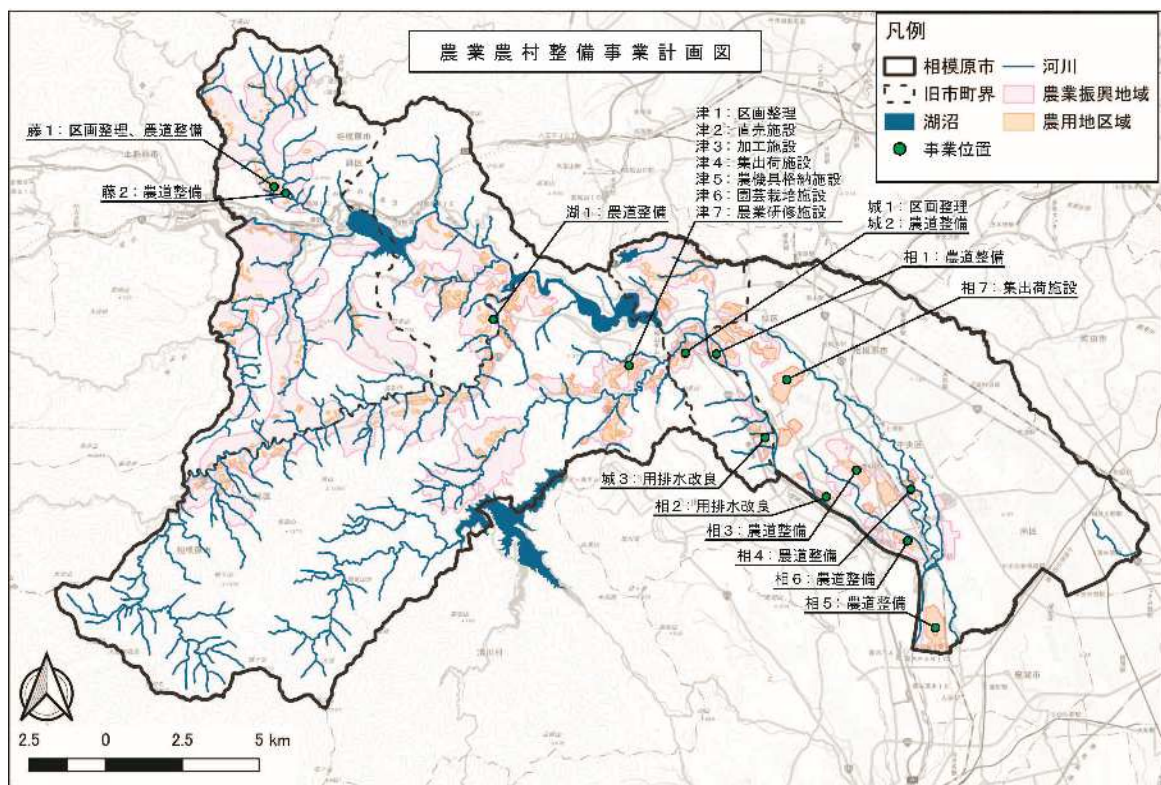


図 3-1 農業農村整備事業計画図

出典) 国土交通省「国土数値情報 農業地域データ(平成27年度)」、
相模原市「相模原農業振興地域整備計画書」(令和3年3月)

第4章 農村環境保全の基本方針

1. 農村環境保全の基本方針

本市における自然環境、生活環境、生産環境の課題及び、本市の上位・関連計画を踏まえ、農村環境保全の基本的な考え方を整理します。

本市は、市域の西部には貴重な自然環境を形成した山々が連なるとともに、県民の水がめである相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖等を有しており、これらの湖の周辺や相模川、道志川、串川沿いの流域に広がる緩やかな丘陵地には、自然と共生するみどり豊かな街並みが形成されています。

一方、市域の東部には、相模川沿いに相模原段丘、田名原段丘及び陽原段丘の3つの河岸段丘が形成されているほか、北側には城山湖周辺を水源とする境川が流れています。また、相模原台地の上段は、広狭交通網の充実により、利便性が高い地域として土地利用が進んでいますが、河岸段丘の間の斜面は樹林帯が連なり、都市部における貴重なみどりとなっています。

このような本市の特性を踏まえ、本市の総合計画である「未来へつなぐ さがみはらプラン～相模原市総合計画～」や「第3次相模原市環境基本計画（改定版）」、「第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略」、「さがみはら都市農業振興ビジョン2025」、「相模原農業振興地域整備計画書」、「相模原市景観計画」といった関連計画では、以下のような目標を掲げています。

- ・次代につなぐまちづくり
- ・人と自然の共生
- ・生物多様性の保全と活用
- ・みどりの保全と活用
- ・農業の持続的な発展
- ・農地の保全
- ・農業の多面的機能の発揮 など

本計画では、これらの計画に示す方針を踏まえるとともに、持続可能な、より良い農村環境づくりを市民とともに取り組んでいくものとし、本市の農村地域の将来像を以下のように設定します。

◆農村地域の将来像

一人ひとりが主役のみどりあふれるまちづくり
未来を耕し 農と自然を次世代へ

農村地域の将来像「一人ひとりが主役のみどりあふれるまちづくり 未来を耕し 農と自然を次世代へ」の実現を目指し、「第2章3.環境特性及び課題」に整理した本市の環境特性及び課題を踏まえ、基本目標と対応方策を「自然環境」、「生活環境」、「生産環境」ごとに設定しました。

表 4-1(1) 基本目標と対応方策

	基本目標	対応方策
自然環境	多様な生き物を育む 豊かな自然環境との調和	<ul style="list-style-type: none"> ◆緑被地、農地を保全し、生物の生息域の縮小・分断を防ぐ。 ◆水環境の維持・向上に向けて、水質や動植物の保護、水と親しむ機会の創出等を図る。 ◆外来種の防除のため、県や市、住民などと協働し、計画的、継続的な外来種被害対策を進める。 ◆人工林の管理により生物多様性、水源かん養機能、土砂流出防止機能を保持する。 ◆自然の資源を適切に保全するとともに、身近なみどりを増やすことにより、潤いのある景観の形成を図る。
生活環境	人と農との共生 未来へ続く農村づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆混住化を抑制するため、地域環境に配慮した計画的な開発の誘導などを推進し、地域環境の保全と効率的な農業生産を図る。 ◆生活利便性の向上と農産物の流通体制強化に向けて、交通網の強化・利用促進を進める。 ◆観光・交流事業等との連携をさらに強化し、農産物や農林資源を活用した都市農村交流を促進することで、来訪者が農業農村の価値に対する理解を深める機会を拡充する。 ◆農村景観の維持管理を、農業者だけでなく地域住民や子供会等による地域協働での活動となるよう支援する。 ◆農と関わりのある習慣、祭り、建造物などを地域資源として位置づけ、保存のみならず積極的に地域づくりへの活用を進める。

表 4-1(2) 基本目標と対応方策

	基本目標	対応方策
生産環境	持続可能で多面的機能を最大に発揮する農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆農業経営の安定化に向けた取組の推進を図り、営農の継続や就農の心理的ハードルを下げる。 ◆新規就農者の定着を図り、地域固有の農業の技術や知識を次世代への継承へつなげる。 ◆積極的に農産物の販売機会を提供するとともに、農業の観光資源としての価値を生み出し、地域全体の経済の活性化を目指す。 ◆離農者数と荒廃農地の発生をできる限り抑えることができるよう、農地の更なる集積・集約（流動化）の促進等により営農環境を改善し、効率的な農業を目指す。 ◆農道や水路等の管理を地域全体で共働し、営農環境を維持する。 ◆耕地面積の減少や農地の転用を抑制し、生物多様性や良好な農村景観、水田の洪水防止や水源かん養機能を維持する。 ◆学校や里山周辺地域を対象とした交流・体験事業の推進や、市民や企業など多様な主体との協働による里山の整備、維持管理を推進し、里山の保全・再生、活用を図る。 ◆農作物を野生鳥獣から守り、農業者の営農意欲を保つため、近隣の自治体と協力し、共通課題として鳥獣被害対策を実施する。

第5章 農業農村整備事業における整備方針

1. 広域的整備計画

「第4章 環境保全の基本方針」に基づき、今後の農業農村整備事業等において取り組むべき環境保全の考え方を整理します。

(1)生態系配慮の考え方

生態系の配慮に対しては、「ミティゲーション5原則」の考え方を適用します。ミティゲーション5原則の適用に当たっては、農業生産性の向上等の事業目的の確保を前提とし、保全対象生物の生活史を踏まえた上で、保全対象生物の生息・生育環境の保全、事業への影響や費用、維持管理等の観点から、自然状態での生息・生育環境の保全（回避）が可能かどうかを十分検討し、それが不可能な場合は実施の可能性を順次検討し、最も適当なものを選定します。なお、代償は検討の結果やむを得ない場合にのみ適用します。

表 5-1 ミティゲーションの5原則

ミティゲーションの5原則	対 応 例
【回避】 行為の全体または一部を実行しないこと	良好な環境を有している区域について、整備を実施せず、現状のまま保全
【低減】	
【最小化】 行為の実施の程度または規模を制限すること	既存水路を水生生物の生息・生育が可能な自然石及び自然木を利用した護岸とし、影響を最小化
【修正】 影響を受けた環境そのものを修復、復興または回復すること	河川から水田までの水のネットワークが確保されるよう、既存水路の改修に合わせ落差工に魚道を設置、さらに、水田と排水路の連続性が確保されるよう落差を解消
【影響の軽減／除去】 行為期間、環境を保護及び維持管理すること	生物の避難場所を残すなど生態系に配慮した施工範囲を検討し、段階的に施工
【代償】 代償の資源または環境を置換または提供すること	多様な生物が生息・生育する環境の代償として、保全池等を工事地域外に設置し、同等の環境を確保

出典) 食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 農業農村整備部会 技術小委員会「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き (第3編)」(平成16年5月)

(2) 景観配慮の考え方

景観配慮に対しては、景観配慮の基本原則である「除去・遮蔽」、「修景・美化」、「保全」、「創造」の四つの考え方にに基づき適切に実施します。

表 5-2 景観配慮の基本原則

景観配慮の基本原則	対 応 例
【除去・遮蔽】 景観阻害となる要因を取り除いたり隠したりすること	住民の意向や経済性、施工性などから景観に配慮した施設をつくるのが困難な場合は、施設周辺を植栽するなどして遮蔽することで、周辺景観に与える影響を和らげる
【修景・美化】 景観阻害のインパクトを軽減し、植栽などの美化要素を追加すること	歴史的な家屋が建ち並ぶ地区では、石積みなどの自然素材を用いて水路を施工したり、水路沿いに花や樹木を植栽したりすることで、周辺景観と施設を一体化させる
【保全】 今ある空間調和を保つために、調和を乱す要素や要因の侵入、介入を防ぎ、現状を維持していくこと	茅葺き民家が数多く残っている伝統的景観を壊すことのないように、新設する施設に茅葺き民家のデザインコードをしっかりと継承させて、集落景観に溶け込むような配慮を行う
【創造】 新たに要素を付加することで新たな空間調和を創り出すこと	水田地帯を流れる用水路に、過去、かんがい用に存在していた水車を復活させるとともに、水路沿いにアジサイを植栽するなどして、新たな田園地帯の景観を創造

出典) 食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 農業農村整備部会 技術小委員会「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」(平成 18 年 5 月)

【参考資料】ネットワークの種類と環境配慮工法の体系列

ネットワークの種類	ネットワークにおける役割	環境配慮工法の目的	環境配慮工法の種類
水路における生物のネットワーク (主に魚類)	移動経路の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・小さな段差による「落差の解消」 ・勾配の緩和による「流速の低減」 	魚道 <ul style="list-style-type: none"> 階段式 隔壁型(千鳥X型) 隔壁型(ハーフコーン型) 粗石付片斜曲面式 その他
	生息・生育環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・水路幅や水深の変化による「流速の低減」 ・構造物の設置等による「多様な流速の創出」 	水路断面 <ul style="list-style-type: none"> 瀬・淵(水制工) ワンド 乱杭工、置石工等
水路と水田における生物のネットワーク (主に魚類)	移動経路の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・小さな段差による「落差の解消」 ・勾配の緩和による「流速の低減」 	水路断面 <ul style="list-style-type: none"> 敷土、砂利、石、玉石、植生 瀬・淵(水制工) ワンド 床止め工 底板 底板(ポラスコンクリート)
	生息・生育環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・構造物の設置等による「多様な流速・水深の創出」 ・隠れ場となるような「空隙の確保」 ・産卵等、生息・生育環境となるような「多様な底質や植生の確保」等 	護岸 <ul style="list-style-type: none"> 土水路 かご系(蛇かご工、フトンかご工等) 木系(粗朶柵等) 自然石系(石積等) 複合系(井桁沈床工) 二次製品系(魚巣ブロック等) 瀬・淵(水制工)
水路と水田における生物のネットワーク (主に魚類)	移動経路の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・小さな段差による「落差の解消」 ・勾配の緩和による「流速の低減」 	水田魚道 <ul style="list-style-type: none"> 隔壁型(千鳥X型) 隔壁型(ハーフコーン型) 排水路堰上げ式 波付管(コルゲート、電線管等) 波付管(半円形コルゲート管) その他
	生息・生育環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・産卵等、生息・生育環境となるような「深い水深の確保」、「止水域又は緩やかな流れの確保」 	池、水路等 <ul style="list-style-type: none"> 保全池、承水路 その他
水田、水路等と樹林地における生物のネットワーク (主に両生類)	移動経路の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・横断できるような「障害の修正」 ・落下しないような「侵入の防止」 	湿地・農地 <ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地、遊休農地等のビオトープ化
	生息・生育環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・登坂できるような「勾配の緩和」、「滑りにくい壁面の確保」 	表土 <ul style="list-style-type: none"> 畦畔、法面等における表土の利用
ため池周辺における生物のネットワーク (主に魚類、両生類、昆虫類)	移動経路の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・横断できるような「障害の修正」 ・落下しないような「侵入の防止」 	蓋掛け <ul style="list-style-type: none"> コンクリート、木材等
	生息・生育環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・隠れ場となるような「空隙の確保」 ・産卵等、生息環境となるような「多様な底質や植生の確保」 	迂回路 <ul style="list-style-type: none"> トンネル、橋梁
水路、農道等の緑地における生物のネットワーク (主に鳥類、昆虫類)	移動経路の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・横断できるような「障害の修正」 ・落下しないような「侵入の防止」 	防護柵 <ul style="list-style-type: none"> ネット等
	生息・生育環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・登坂できるような「勾配の緩和」、「滑りにくい壁面の確保」 	緩傾斜護岸 <ul style="list-style-type: none"> 自然石系(石積等) かご系(蛇かご工、フトンかご工等) 木系(粗朶柵等) 二次製品系(ポラス等)
水路、農道等の緑地における生物のネットワーク (主に鳥類、昆虫類)	移動経路の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・横断できるような「障害の修正」 ・落下しないような「侵入の防止」 	壁面 <ul style="list-style-type: none"> スロープ、ワンド
	生息・生育環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・隠れ場となるような「空隙の確保」 ・産卵等、生息環境となるような「多様な底質や植生の確保」 	護岸 <ul style="list-style-type: none"> 自然石系 かご系(蛇かご工、フトンかご工等) 木系 二次製品系
水路、農道等の緑地における生物のネットワーク (主に鳥類、昆虫類)	移動経路の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・横断できるような「障害の修正」 ・落下しないような「侵入の防止」 	護岸 <ul style="list-style-type: none"> 自然石系(自然石固着金網工) 複合系(捨石等による緩傾斜護岸工) かご系(蛇かご工、フトンかご工等) 木系(木柵護岸工) 二次製品系(多自然型ブロック等)
	生息・生育環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・隠れ場、産卵場等となるような「多様な植生の確保」 	植生工 <ul style="list-style-type: none"> 植栽

出典) 農林水産省「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針」(平成27年5月)

【参考資料】工法別の環境配慮施設に係る維持管理作業体系一覧表

環境配慮工法の種類		維持管理作業体系
魚道	階段式	<ul style="list-style-type: none"> ・魚道入口、魚道内部の堆積土砂、流木等の除去 ・粗石付魚道に付着した漂流物等の除去
	隔壁型(千鳥X型)	
	隔壁型(ハーフーン型)	
	粗石付片斜曲面式	
水路断面	瀬・淵(水制工)	<ul style="list-style-type: none"> ・通水断面を阻害している植生の除去 ・水制工、ワンド、乱杭工等へ付着した漂流物の除去 ・床止め工上部の堆積土砂の除去
	ワンド	
	乱杭工、置石工等	
	敷土、砂、砂利、玉石、植生	
	床止め工	
	底版	
	底版(ポーラスコンクリート)	
護岸	土水路	<ul style="list-style-type: none"> ・通水断面を阻害している植生の除去 ・護岸部に付着した漂流物等の除去 ・劣化した木系や針金等の定期的な更新 ・崩壊している土水路や自然石系護岸の補修 ・護岸部の除草 ・魚巢ブロック開口部の土砂の除去
	かご系(蛇かご工、フンかご工)	
	木系(粗朶柵等)	
	自然石系(石積等)	
	複合系(井桁沈床工)	
	二次製品系(魚巢ブロック等)	
	瀬・淵(水制工)	
	自然石系(自然石固着金網工)	
	複合系(捨石等による緩傾斜護岸工)	
	かご系(蛇かご工、フンかご工)	
	木系(木柵護岸工)	
	二次製品系(多自然型ブロック等)	
	水田魚道	
隔壁型(ハーフーン型)		
排水路堰上げ式		
波付管(コルゲート管、電線管等)		
波付管(半円形コルゲート管)		
半円形		
池、水路等	保全池・承水路	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積土砂の除去 ・保全池内、護岸部の除草
湿地・農地	耕作放棄地、遊休農地等のピオトーブ化	<ul style="list-style-type: none"> ・植生の管理(外来種等)
表土	畦畔、法面における表土の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・植生の管理(外来種等)
蓋掛け	コンクリート、木材等	<ul style="list-style-type: none"> ・劣化した木材の定期的な更新
迂回路	トンネル、橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ・移動経路の除草
防護柵	ネット等	<ul style="list-style-type: none"> ・ネット上に堆積するゴミの除去
緩傾斜護岸	自然石系(石積等)	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸部の除草 ・護岸部に付着した漂流物等の除去 ・劣化した木系や針金等の定期的な更新
	かご系(蛇かご工、フンかご工等)	
	木系(粗朶柵等)	
	二次製品系(ポーラス等)	
壁面	スロープ、ワンド	<ul style="list-style-type: none"> ・移動経路の除草
植生工	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・植生の管理(外来種等)

出典) 農林水産省「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針」(平成27年5月)

(3) 広域的整備区分

農業農村整備事業等において、生態系配慮の考え方、景観配慮の考え方及び、各種環境配慮工法を適用するにあたり、本市域を、相模原台地を中心とした平坦地の大半に建物用地が広がり、都市化が進行している「都市部」と、小仏山地及び丹沢山地に位置し、広大な森林と豊かな水を湛える湖が存在する「中山間地域^{注)}」という、特徴の異なる2地域に大きく区分し、各地域の特徴に合った取り組みを実施する方針とします。

本計画では特に地勢と現況土地利用に着目して、「都市部」と「中山間地域」の境界を以下のように設定しました。

境界北部：平坦地であり建物用地が広がっている旧城山町北東部以東を都市部、丘陵地帯であり森林や農地が広がっている旧城山町北西部以西を中山間地域としました。

境界南部：平坦地であり建物用地が広がっている相模川左岸以東を都市部、丘陵地帯であり森林や農地が広がっている相模川右岸以西を中山間地域としました。

ただし、相模川右岸のうち、相模川に沿って水田が広がる旧城山町南東部の葉山島地区のみ、相模川左岸の水田地帯と一体的な農村環境を形成しているとみなし、都市部としました。

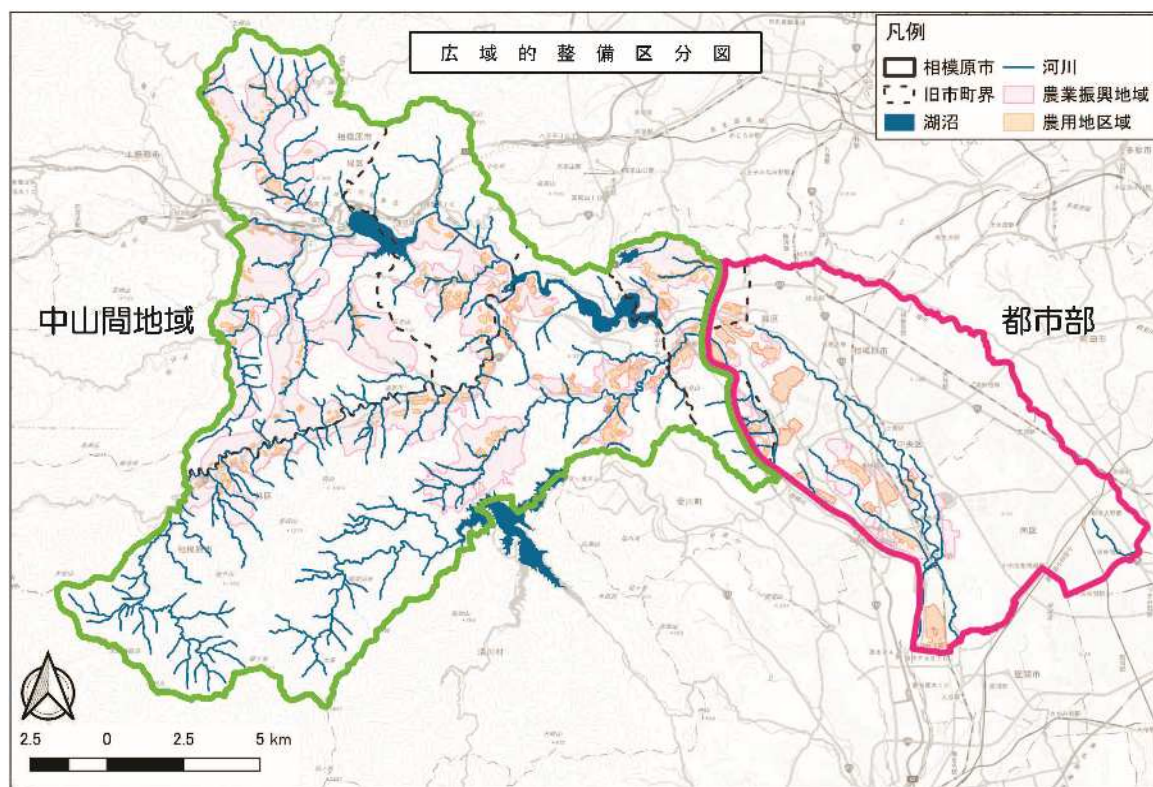


図 5-1 広域的整備区分図

注) ここでいう「中山間地域」とは、「食料・農業・農村基本法」第 47 条に規定されている「中山間地域等：農林統計に基づく区分である「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域及び、地域振興立法の指定地域（特定農山村地域、振興山村地域等）」ではなく、普遍的な意味合いである「山間地やその周りの地域」を意味する。

表5-3 広域的整備区分とその特徴

広域的区分	特 徴
都市部	<p>都市部の農地は、農・自然とのふれあいの場として、市民の豊かな人間生活を形成する上で重要な役割を果たしている。また、都市部の農地は相模川沿いに形成される河岸段丘崖の斜面林と合わせて、動植物が自由に往来できる「緑の回廊（コリドー）」を形成しており、都市部における数少ない自然環境のよりどころとして貴重な役割を果たしている。</p> <p>多様な生物の生息・生育に必要なみどりとしての農地を保全・活用することで、エコロジカルネットワークの形成を図るとともに、都市部の農地環境を活用した、人と自然が共生する空間の形成が求められている。</p> <p>また、都市部においては特に相模川沿いに希少な生物が多く確認される一方で、外来種も多く確認されており、外来種による生活被害も見られることから、外来種対策による適正な生態系の確保についても求められている。</p>
中山間地域	<p>中山間地域の農地は、山林が広がる中山間地域において比較的開けた場所であるため、動物の餌場、狩場としての役割を果たしている等、農地周辺に生息する多様な動植物との密接な関わりがある。また、自然と人々の生活との深い関わりにより形成され、良好な景観や地域文化、生物多様性が育まれてきた里地里山との関わりが深い。</p> <p>一方で人口減少や農林業の衰退による農地の荒廃が見られ、今後さらなる農地の保全・活用活動の縮小が懸念されるため、多様な生態系を育み、水源かん養機能等、農地が持つ多面的機能の持続性を確保することが求められている。</p> <p>また、中山間地域の農地周辺には野生生物や希少生物が多く生息・生育している一方で、野生生物による農作物や生活への被害が顕在化しており、自然と人の共生に向けた適正な生態系の確保が求められている。</p>

2. 地域別整備計画

(1) 地域別整備区分

第一に現状の農業振興地域の分布（まとまり）をふまえた上で、共通する流域や地理的地形的特徴（道路網等を含む）のある地域を区分しました。また、これまでの農政、前歴土地改良事業等は旧市町ごとに進められてきた経緯もあり、現状の農業振興地域も旧市町境界で区切られていることをふまえて、旧市町境界も地域区分の検討のひとつとしました。

なお、この地域区分は農業農村整備事業の優先度等に繋がるものではなく、地域ごとの現状や課題からその地域に適した農村環境計画を策定するために設定されるものです。

各地域の詳細な設定根拠は、以下に示すとおりです。

① 都市部

都市部の中に位置する農業振興地域のまとまりを区分しました。①は河岸段丘上の農地であり、そのほとんどが水田ではなく畑地であり、周りは市街地に囲まれた環境となっている点が、同じ都市部にある②と大きく異なる点です。

② 相模川沿岸

相模川の河川低地に位置する農業振興地域のまとまりを区分しました。位置的には都市部に該当しますが、大島中州をはじめ、河川沿いの低湿地を水田として利用している場所が多く、①とは環境が大きく異なります。市内の中でも唯一のまとまった水田地帯であることや、相模川と一体となった環境があり、湿生植物や水生昆虫など希少な動植物も多く豊かな水辺環境が維持されています。

③ 川尻北部

城山湖、津久井湖湖畔が含まれる地域を区分しました。位置的には旧城山町うち旧川尻村域にあり、この地域を中山間地域ではなく都市部に位置付けている計画等もありますが、本計画では現況の環境要素を優先し、牡龍籠山と城山湖、津久井湖の周辺にある地域として中山間地域の中の一区分としました。④と類する点も多いですが、位置的に幹線道路沿いではなく、周辺環境に影響を受ける農地利用もやや異なる点から④とは区分しました。農業振興地域として一定のまとまりはありますが、農用地は少ないことも④とは異なる特徴のひとつです。

④ 串川流域

串川流域をひとつのまとまりとして区分しました。新たな拠点として期待されている金原地区を中心とした地域で、小倉、根小屋、長竹といった地区が含まれます。津久井広域道路や圏央道インターチェンジなど中山間地域の中でも都市部に隣接する特徴を持った地域です。

⑤相模湖津久井湖

相模湖、津久井湖周辺の農業振興地域を区分しました。相模川及び国道 412 号沿線の集落と一体となった地域が該当し、旧相模湖町と旧津久井町の一部が含まれます。④と類する点も多いですが、位置的により西部の山間地に近く、県立陣馬相模湖自然公園との重なりは④とは異なるため別途区分しました。

⑥鳥屋

宮ヶ瀬湖に隣接する串川沿いの鳥屋集落を中心とした地域を区分しました。串川流域という点は④と共通していますが、主要幹線国道のない山あいの中にあることや、南側の一部（宮ヶ瀬湖周辺）が丹沢大山国定公園となっていることから④と区分しました。農業振興地域として一定のまとまりはありますが、農用地は少ないことも④とは異なる特徴のひとつです。

⑦道志川右岸

道志川と国道 413 号沿いに延びる青野原、青根の地域を区分しました。道志川沿いにある農業振興地域のまとまりを区分したのですが、旧藤野町である左岸側については、川沿いは急峻な斜面となっており、点在する農地環境は本地域の段丘上の農地よりも山あいの農地の特徴が強いため、⑨との境界は道志川としました。

⑧藤野北部

相模川以北の旧藤野町に位置する地域を区分しました。⑨と比べてより急峻な山地帯であり、農業振興地域は県立陣馬相模湖自然公園の範囲と広く重なっています。

⑨藤野中南部

相模川以南の旧藤野町に位置する地域を区分しました。自然公園等の指定地域も多く⑧と類する点も多いですが、より自然環境と農村集落が近く、結びつきが深い地区です。本地域の南部、道志川左岸に位置する農用地については、地理的特徴をふまえると道志川右岸よりも本地域中北部との農業振興上のつながりが大きいととらえ、⑦との境界は道志川としました。

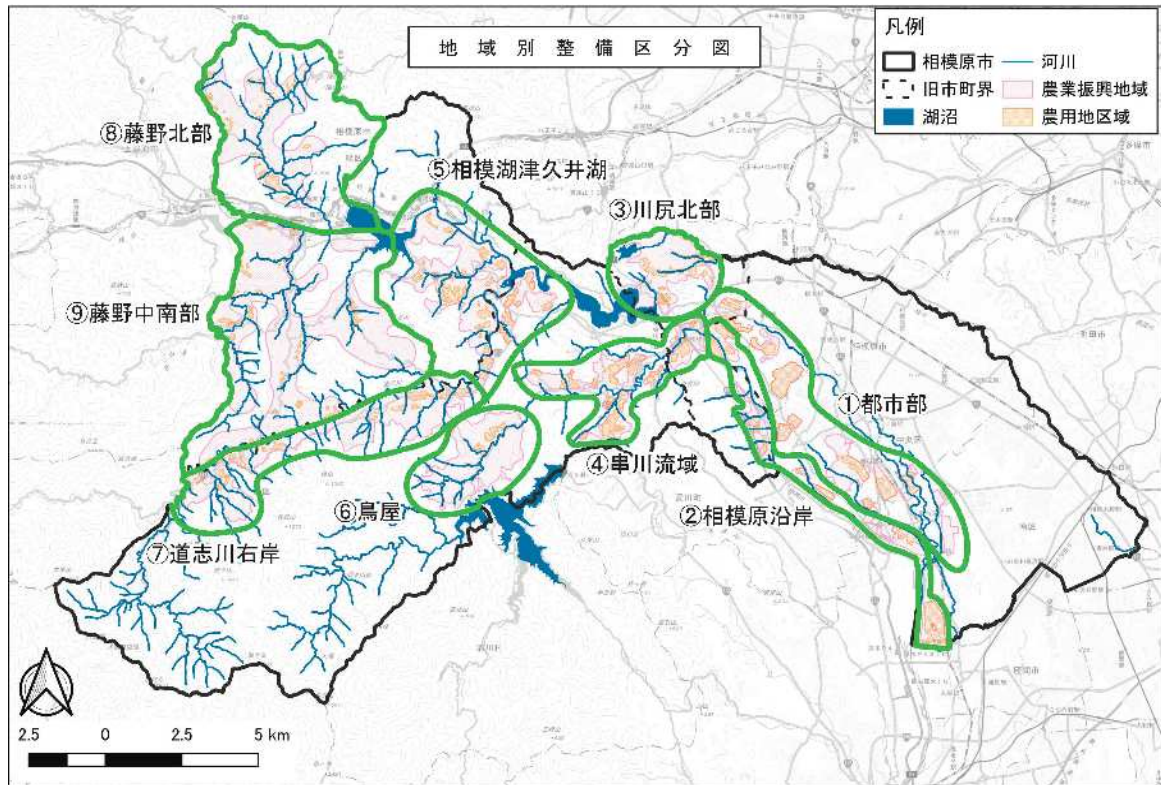


図 5-2 地域的整備区分図

表 5-4(1) 地域区分一覧

広域区分	地域区分	農振計画地区名	農振計画地区番号	旧市町計画における地区名・大字名	特徴
都市部	①都市部	大沢	相 A-2~4	上大島、上九沢、大沢南部	都市部に位置する農地で河川低地より一段高い位置にあり、主に畑地利用（野菜・果樹等）となっている。集落・市街地の中に農地があり、中山間地域の農地よりもまとまりがあり、農業生産基盤の整備が進んでいる。段丘崖の斜面林とともに都市部の中の貴重な緑地となっている。
		田名	相 B-1、2、4	田名西部、下塩田、新宿・塩田	
		上溝	相 C-1、2		
		(記載なし)	相 E-2	麻溝	
		山野・大島界	城 B		
	②相模川沿岸	大沢	相 A-1	下大島、上大島	相模川低地に位置しており、広くまとまった水田地帯が存在し、かんがい排水や農道などがよく整備されている。大島中州をはじめ河川低地を利用した水田及びその周辺は、相模川と一体となった環境があり、湿生植物や水生昆虫など希少な動植物も多く、豊かな水辺環境が維持されている。
		田名	相 B-3	望地	
		新磯	相 D-1		
		麻溝	相 E-1		
		葉山島	城 D		

表 5-4(2) 地域区分一覧

広域区分	地域区分	農振計画地区名	農振計画地区番号	旧市町計画における地区名・大字名	特徴
中山間地域	③川尻北部	川尻北部	城 A-1、2	広田・小松・城北・中沢	城山湖、津久井湖湖畔が含まれる地域で、農用地は城山湖湖畔の梅園と広田、小松の畑地、水田がある。城山湖自然環境保全地域も含まれており、都市部に接する山地環境として特徴的な地域である。
	④串川流域	小倉	城 C		串川流域の小倉、根小屋、長竹葎尾根等の農地が含まれる。津久井広域道路の延伸や圏央道インターチェンジの周辺といった、都市部に隣接する新拠点としての機能が期待される地域であり、多くの事業が計画されている金原地区も含まれている。
		根小屋	津 B-1、2		
		串川	津 B-3、4	長竹、青山の一部	
	⑤相模湖 津久井湖	三ヶ木・又野	津 A-1～3		相模湖、津久井湖に隣接する地域で、国道412号沿線の寸沢嵐、若柳、三ヶ木などの集落と一体となった農地が見られる。道志川沿いには一部水田があるが農地のほとんどが畑地となっている。一部は県立陣馬相模湖自然公園にもなっており、相模湖周辺の水辺環境と石老山などの山林が共存する地域である。
		串川	津 B-5、6	青山の一部	
		内郷北	湖 A-1、2		
		内郷東	湖 A-3～7		
		内郷西	湖 A-8～11		
	⑥鳥屋	焼山麓	津 C-1～3	鳥屋	宮ヶ瀬湖に隣接する串川沿いの鳥屋集落と一体となった農地が見られる。主要幹線国道のない山あいの中にあり、農用地は少ない。南側の一部が丹沢大山国定公園となっている。

表 5-4(3) 地域区分一覧

広域区分	地域区分	農振計画地区名	農振計画地区番号	旧市町計画における地区名・大字名	特徴
中山間地域	⑦道志川右岸	焼山麓	津 D-1~3	青野原	道志川と国道413号沿いに延びる地域であり、青野原、青根の集落と一体となった農地がある。農用地は、道志川右岸沿いではあるが一段高い段丘上の平地にあり、主に畑地利用（野菜・果樹等）となっている。山あいの農業振興地域は一部が自然公園等の指定区域と重なるが、農用地はほとんど重複していない。
		焼山麓	津 E-1~5	青根	
	⑧藤野北部	佐野川	藤 A-1、2		相模川以北の旧藤野町に位置する地域である。大日野原台地にまとまった農地があるほかは、谷戸や沢井川沿いに点在する集落にあわせて農地が分布している。旧藤野町中南部と比べてより急峻な山地帯であり、点在する集落も少ない一方、天然記念物のキマダラルリツバメの生息や県立陣馬相模湖自然公園など優れた自然環境が存在する。
		沢井	藤 B-1、2		
	⑨藤野中南部	名倉	藤 C-1~3		相模川以南の旧藤野町に位置する地域である。農業振興地域は広いがそのほとんどは山林であり、山あいの集落周りに農用地（野菜・果樹等）が点在する。自然公園等の指定地域も多く、自然豊かな森林環境と農村集落の結びつきが深い地域でもある。
		牧野	藤 D-1~4		
		(記載なし)	藤 E-1	日連	

注)「農振計画地区名」、「農振計画地区番号」は、「相模原農業振興地域整備計画書(令和3年3月)」に整理された、本市農業振興地域を地域ごとに区分した地区名及びその地区番号である。

3. 農村環境整備計画

(1)「環境創造区域」、「環境配慮区域」の設定目的

農林水産省では、平成14年2月に「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱」を定め、農業農村整備事業等については、農村地域の環境保全に関する基本計画である「田園環境整備マスタープラン」を踏まえて実施するものとしています。^{注1)}この「田園環境整備マスタープラン」では、計画対象地域を「環境創造区域」と「環境配慮区域」に区域設定し、それぞれにおける整備計画を整理するよう定められています。^{注2)}

「農村環境計画」を策定済みの市町村であっても、「環境創造区域」と「環境配慮区域」を位置づけていない場合は、農業農村整備事業の新規採択要望の際には原則として、要望地区の調査・計画を行う前年度までにこれらの作成が必要です。

一方で、「農村環境計画」を策定済みの市町村で、かつ「農村環境計画」の整備構想において「環境創造区域」と「環境配慮区域」を位置づけている場合は、別途「田園環境整備マスタープラン」を作成する必要はありません。^{注3)}

今後、本市において農業農村整備事業の新規採択要望を行う際には、別途「田園環境整備マスタープラン」を作成するのではなく、本計画をもって事業の新規採択を要望するものと想定し、本計画中に「環境創造区域」と「環境配慮区域」を設定します。

注1) 農林水産事務次官「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱」(平成14年2月14日、令和6年4月1日最終改正)

注2) 農林水産省「田園環境整備マスタープラン作成ガイド」(平成27年4月)

注3) 福島県農林水産部農村計画課「農業農村整備事業はやわかり集」(令和6年2月)

(2)「環境創造区域」、「環境配慮区域」とは

1)概要

第4章「環境保全の基本方針」及び動植物の生息・生育状況を踏まえ、計画対象地域（相模原市農業振興地域）を「環境創造区域」と「環境配慮区域」の2つに区分するものです。

2)「環境創造区域」の設定について

「環境創造区域」は、自然と共生する環境を創造する区域であり、「環境配慮区域」の内容に加え、多様な生物相、絶滅危惧種等の生息・生育環境、及び優れた景観の保全のための具体的な環境配慮対策を実施する区域です。

「環境創造区域」の設定の際に検討することとなる地域の環境（生態系・景観）は以下のとおりです。

■着目すべき環境要素（どういう場所を設定するか）

ア 生態系の視点

- a. 従来から生物多様性が豊かな場所【多様性】
- b. 希少な生き物が生息・生育する場所【希少性】
- c. 特徴的な環境を有する場所【特殊性】
- d. 地域のシンボルとなっている生物が生息・生育している場所【象徴性】

イ 農村景観の視点

- e. 優れた農村景観を有する場所

3)「環境配慮区域」の設定について

「環境配慮区域」は、「環境創造区域」以外の区域に当たり、主として施工時の影響を緩和する措置を行う区域です。

また、水路内の落差や水域と陸域の連続性の確保により動物の生息地を結ぶ等、生態系のネットワークについて配慮を検討することも必要です。

出典）農林水産省「田園環境整備マスタープラン作成ガイド」（平成27年4月）

(3)「環境創造区域」、「環境配慮区域」の区域区分

前項の環境創造区域の位置付けをふまえた上で、以下の環境要素に着目して環境創造区域を設定しました。

1)旧市町の農村環境計画及び田園環境整備マスタープランで設定されている環境創造区域

旧相模原市の田園環境整備マスタープラン及び旧津久井町の農村環境計画には、環境創造区域が設定されていました。その設定根拠が、本計画における環境創造区域の位置付け^{注1)}と合致するものかどうか、旧市町計画の環境創造区域における現況環境が本計画においても環境創造区域にすべき環境であるかを確認しました。

→農振地区^{注2)}「大沢 相 A-1」、「田名 相 B-3」の一部を環境創造区域としました。

表5-5 旧市町計画と本計画における環境創造区域の位置付けの違い

旧市町計画名	旧市町計画の環境創造区域の位置付け	本計画における環境創造区域の位置付け ^{注1)} との違い
相模原市田園環境整備マスタープラン	自然環境に限らず生産環境（農地、幹線用排水路、幹線農道）やふれあい要素（レクリエーション施設、市民農園、農業公園）も含めた農村資源を評価し、その中で重点的に環境整備を計画していく区域を環境創造区域としている	自然・景観が優れた場所を環境創造区域に選定しているわけではなく、改修等を含め今後環境整備を行うべき場所を選定している。そのため、現状では生物多様性が低いと考えられる場所や、ふれあい拠点なども環境創造区域に含まれている
津久井町農村環境整備計画	自然と共生する環境を積極的に創造する区域のほか、事業完了後、環境配慮施設が形として残る場所を想定しており、整備例として多自然型工法を用いた施設やリサイクル施設の整備などをあげている	

注1) 「田園環境整備マスタープラン作成ガイド（平成27年4月）」に基づく位置付けである。

注2) 以下「農振地区」とは、「相模原農業振興地域整備計画書（令和3年3月）」に整理された、本市農業振興地域を地域ごとに区分した地区名及びその地区番号を示す。

表5-6 旧環境創造区域の現況環境を踏まえた区域設定の検討

旧市町計画名	旧計画地区名 農振地区名	旧環境創造区域の現況環境を踏まえた区域設定の検討
相模原市田園 環境整備マ スタープラン	下大島 大沢 相A-1	水田周辺が希少な水生生物等の生息場となっていることや、環境配慮型水路への改善、集団農地としての保全を進めていくエリアとして設定されている。河川低地の中州を利用した水田地帯であり、水路等を含めた農地全体が多様性に富む豊かな水辺環境として成立しており、都市部の中での貴重な環境としても重要なため、継続して環境創造区域とした。なお、旧計画では中州南側の一部を区域の対象としていたが、本計画では中州全体とする。
	田名／望地 田名 相B-3	水田周辺が希少な水生生物等の生息場となっていることに加え、湧水の流入や用水路のせせらぎもあり、環境創造区域として設定されている。幅は狭いが斜面林と相模川低地に調和した水田地帯が現在も維持されており、用水路史跡やヤツボ（湧水地）など文化的景観の特徴にも優れているため、継続して環境創造区域とした。
	田名/新宿・塩田 田名 相B-4	スプロール、耕作放棄地等の改善や、環境配慮型農道への改善を進めていくエリアとして設定されている。農地環境としては一般的な畑地であり、その他の農地と比べて特に自然景観に優れた場所とは言えないため、除外した。
	新戸耕地 新磯 相D-1	基盤整備済みの水田地帯について、一部の耕作放棄地の改善、直線コンクリート化されている水路等の改善を進めていくエリアとして設定されている。まとまった農地があるが、相模川の水辺とはやや距離がある。その他の農地と比べて特に自然景観に優れた場所とは言えないため、除外した。
	麻溝 相E-2	斜面林と一体となったほ場整備されていない農地があり、環境配慮型の農道整備と環境保全を進めていくエリアとして設定されている。都市部の中にある貴重な緑地帯であるが、絶滅の危険度が特に高い希少種等の主要な生息地などではなく、市域に広がる他の斜面林と比べて特に自然景観に優れた場所とは言えないため、除外した。
津久井町農村 環境整備計画	根小屋 根小屋 津B-2	「ふれあい農業と自然体験・交流の展開」というエリア設定の中で「広域道路整備構想に対応した経営環境の確保」という視点でエリア設定されている。本計画における環境創造区域の位置付けとは合致しないため、除外した。
	串川 串川 津B-3	「ふれあい農業と自然体験・交流の展開」というエリア設定の中で「森林・農業体験を通じた学習・交流・育成の拠点創出」という視点でエリア設定されている。本計画における環境創造区域の位置付けとは合致しないため、除外した。

■相模川沿岸の水田地帯

江戸時代の相模原の中央部は「相模野」と呼ばれる広大な原野でした。地質地形的にも水を得ることが難しい場所で、水田は湧水を利用したものがわずかにある程度でした。米は当時の主食でもあり年貢として治める必要のあった作物であり、水田づくりのために相模川沿岸の荒地開拓が進められました。当時の相模川は、たびたび大氾濫を起こす大河川であり、用水路や堤防を造ることは大変なことでしたが、偉人たちの先導と長い年月を経て、水田が形成されていきました。

現在、相模川沿いには大沢、田名望地、葉山島などを中心に稲作地帯が形成されています。都市化による開発で水田は減少しつつありますが、都市部にあるもっとも身近な自然環境として、新たな価値を生み出す利用がなされています。

これらの水田地帯の多くで環境に配慮した取り組みが行われており、米を生産するだけでなく、水田で生息する生物の環境を保護するために、用水路沿いの樹木の管理や清掃などが行われています。また、周辺の一部の田んぼでは、農薬や化学肥料を使わない稲作りが行われており、ゲンジボタルの乱舞やいろいろな種類のトンボ類がみられ、用水路の中ではタニシやモノアラガイなど数多くの水生生物が生息しています。

ほかに、田植え体験や稲刈り収穫体験など、都市部近郊の身近なふれあい、観光、地域振興等の場ともなっています。

相模川を背景にした美しい水田は、私たちに美味しいお米をもたらしてくれるだけでなく、そこに生きる生物の環境、先人たちの努力により広げられた土地、そして農村の中で生まれた文化を守る農家の姿をも映し出します。



小倉橋と大島中州



葉山島の美しい水田環境

参考引用) 相模原市 HP「さがみはらキッズ - さがみはらの歴史 -」
相模原市 HP「相模原市市民カメラマン - 望地の田んぼと多様ないきもの -」
さがみはら農産物ブランド協議会公式 HP「さがみはらのめぐみ」

2)自然公園等の指定区域との重なり

丹沢大山国定公園をはじめ指定されている自然公園区域や神奈川県自然環境保全地域は、特に優れた自然環境が存在する区域が指定されています。よって、農業振興地域においてこれら自然公園等の指定区域と重なる区域については、すべて環境創造区域としました。

なお、農業振興地域の大半は農用地区域ではなく、その多くが森林、集落等です。農用地区域が自然公園等の指定区域と重なるおもな場所は「⑧藤野北部」の佐野川地区であり、「⑤相模湖津久井湖」に位置する内郷地区、「⑦道志川右岸」の青野原地区、青根地区、「⑨藤野中南部」の奥牧野付近は、指定区域と農用地区域が接するか、ごく一部が重なる程度となっています。

→農振地区「川尻北部 城A-1」、「内郷北 湖A-1」等、「内郷東 湖A-4」、「内郷西 湖A-8」等、「焼山麓 津C-2」等、「佐野川 藤A-1」等、「沢井 藤B-1」等、「名倉 藤C-1」等、「牧野 藤D-1」、「藤E-1」の一部を環境創造区域としました。

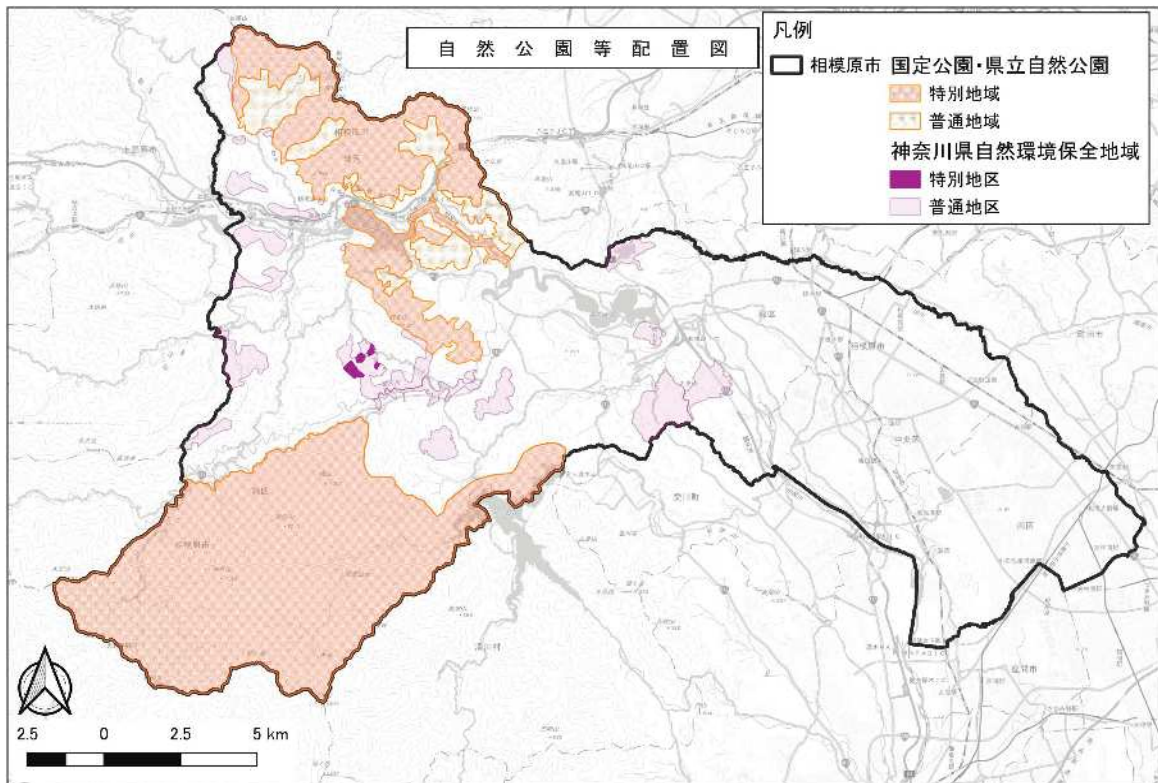


図5-3 自然公園等配置図

出典) 国土交通省「国土数値情報 農業地域データ(平成27年度)」、
環境省「環境アセスメントデータベースEADAS 自然環境保全地域(都道府県指定)」、
神奈川県「神奈川県公園緑地等配置図」

- 注1) 国定公園・県立自然公園 特別地域：特に優れた風致景観を有する区域
// 普通地域：公園区域のうち特別地域以外の区域
- 注2) 神奈川県自然環境保全地域 特別地区：特に良好な自然環境を有する区域
// 普通地区：保全地域のうち特別地区以外の区域

3) 文化財との関わり

本市には国・県・市指定文化財、国・市登録文化財、合わせて180件の文化財があるが、このうち農村環境との関係性が大きいと考えられるものを抽出し、農業振興地域との関わりについて確認しました。

建造物や史跡については、周辺の農村環境と文化的景観的に強く一体となったものはなく、周辺を環境創造区域にすべきと考えられる場所はありませんでした。動植物をはじめとした天然記念物については、各種の生息地と農業振興地域との重なりを確認しましたが、概ね自然公園等の指定区域との重なりと同様でした。ただし「キマダラルリツバメとその生息地」については、自然公園等の指定区域との重なりはありませんでしたが、桑の木、つまりは養蚕業と密接な関わりがあり、佐野川地区は、その農村環境と営農の歴史文化との結びつきが明確に表れている場所と考えられました。

→農振地区「焼山麓 津C-2」等、「内郷北 湖A-1」、「内郷西 湖A-11」、「佐野川 藤A-1」等、「名倉 藤C-1」、「牧野 藤D-1」の一部を環境創造区域としました。

表5-7(1) 農村環境との関係性が大きい文化財

名 称	種 別	内 容
カモシカ	国指定特別天然記念物（動物）	緑区青根神ノ川流域、青野原焼山周辺、鳥屋早戸川流域などで生息が確認されている
ヤマネ	国指定天然記念物（動物）	緑区藤野地域で生息が確認されている
遠藤家住宅 主屋、衣装蔵、穀蔵	国登録有形文化財（建造物）	養蚕農家としての変遷がよくわかる点で重要な建造物、屋敷の景観をよく伝える
小原宿本陣	県指定重要文化財（建造物）	津久井地域の養蚕業をよく伝える
諏訪神社の大杉	県指定天然記念物（植物）	かながわの名木100選
石楯尾神社（名倉）の 二本杉と社叢	県指定天然記念物（植物）	郷土景観的にも学術的にも重要な社叢
キマダラルリツバメと その生息地	県指定天然記念物（動物）	緑区佐野川のみで生息が確認されている
カタクリの自生地	県指定天然記念物（植物）	丹沢山地等を中心に分布
ギフチョウとその生息地	県指定天然記念物（動物）	緑区藤野地域のみで自然発生が確認されている
城山のウラジロガシ	市指定天然記念物（植物）	樹高、幹回り樹齢とも貴重な巨樹
清水家旧主屋・長屋門	市登録有形文化財（建造物）	養蚕の歴史をみる上で貴重な存在
清兵衛新田開墾記念碑	市登録有形文化財（歴史資料）	清兵衛新田の有志により建設
照手姫伝説伝承地	市登録史跡（その他の遺跡）	横山段丘崖を中心に照手姫と小栗判官にまつわる伝承が残されている
でいらぼっち伝説伝承地	市登録史跡（その他の遺跡）	相模原台地上段の沼地やくぼ地の形成伝承として市民に親しまれている
勝坂の照葉樹林	市登録天然記念物（植物）	相模原台地の原植生を現代に伝える貴重な天然記念物
畑地かんがい用水 東西分水工	市登録有形文化財（建造物）	戦後の食糧難を補うため、「県営相模原畑地かんがい事業」として16年の歳月を費やして完成した水利施設の一つ

表5-7(2) 農村環境との関係性が大きい文化財

名 称	種 別	内 容
畑地かんがい用水 大野支線	市登録有形文化財（建造物）	大野支線は現在、相模緑道緑地として整備され暗渠となっているが、登録の区域は開渠のまま残る
勝坂のホトケドジョウ	市登録天然記念物（動物）	市内では数か所で生息が確認されており、勝坂の生息地は貴重な谷戸の景観が残されている
烏山用水の石積み	市登録史跡（その他の遺跡）	安政5年、下野烏山藩により、相模川から水を引き、水田開発を行うために作られた用水路及びその石積み
万平穴	市登録史跡（その他の遺跡）	安政年間に相模川の水を引き、水田を開くために作られた
大島中ノ郷のヤツボ	市登録史跡（その他の遺跡）	相模川を望む崖沿いには湧水地が数多くあり、大島から田名地区にかけては、その湧水を溜めた場所を「ヤツボ」と呼ぶ。大島地区では10か所以上のヤツボが確認されていたが多くは枯渇し、現在でも湧水がみられる数少ないヤツボである陽原段丘と相模川河床との間の段丘崖急傾斜地中腹にあり、飲料水の取水場や洗い場などとして利用されていた
大島水場のヤツボ	市登録史跡（その他の遺跡）	
大島古清水上組のヤツボ	市登録史跡（その他の遺跡）	
小倉橋	市登録有形文化財（建造物）	橋の側面が描き出す力学的な造形美と、周辺の渓谷美との調和が美しい
城山御林の「江川ヒノキ」	市登録天然記念物（植物）	長きにわたって津久井の豊かな山林資源として守り育まれてきた

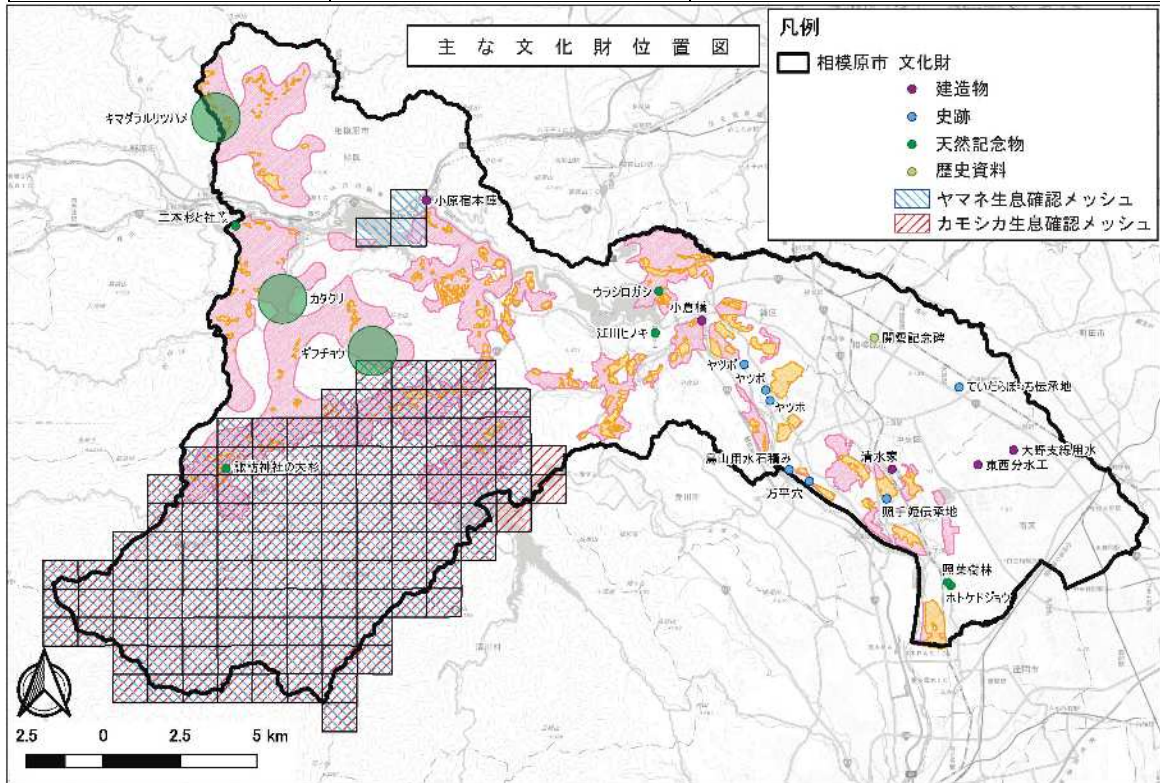


図5-4 農村環境との関係性が大きい文化財位置図

出典) 国土交通省「国土数値情報(都道府県指定文化財データ)」、
奈良文化財研究所「文化財総覧WebGIS」、相模原市「生物相調査報告書」(平成31年3月)

■キマダラルリツバメと農村環境との関わり

キマダラルリツバメはシジミチョウ科の蝶で、県内では最北部の旧藤野町佐野川地区のみで生息が確認されています。翅（はね）は表が茶褐色で雄だけが青藍色を帯びており、翅裏は黄白色の縦縞模様で点紋が5条、後翅には2対ずつの尾状突起（尻尾）があります。この尻尾がキマダラルリツバメの最大の特徴で、鳥のツバメの尾羽に見立てて、名前に「ツバメ」が入っているとされています。

その生態も特徴的で、キマダラルリツバメの幼虫はアリの仲間に世話をしてもらいます。ハリブトシリアゲアリというアリの仲間は、地面の下ではなく、松や桑や桜などの老木の洞や樹皮の下に巣をつくります。このアリの巣の中にキマダラルリツバメの幼虫も一緒にすんでおり、アリから口移して餌を与えられて成長します。一方で幼虫は背中からアリを引きつける「蜜」を出し、アリはこれを目当てに幼虫の世話をしていると考えられていますが、詳しいことはわかっていません。このような特徴から、キマダラルリツバメは「奇蝶」「珍蝶」と言われています。

キマダラルリツバメの生息地は、実は農村生活と密接な関わりがあります。ハリブトシリアゲアリは、半分枯死して洞ができたような老木などに巣をつくります。福島では木材としてキリ、京都では景観要素としてサクラ、大阪では農業としてクリ、鳥取では防砂林としてクロマツを、人間が管理し、若木と古木の生産が文化的に繰り返されてきました。その結果、シリアゲアリの巣の頻度が高い状態が維持され、キマダラルリツバメの好適な生息地となったと考えられます。

旧藤野町の佐野川地区は、旅人や商人で賑わった甲州裏街道の里山の町で、かつては養蚕がさかんで桑の木が多く、桜なども大切に守られてきました。当時と比べると桑の木そのものは少なくなっていますが、急峻な山の斜面にも切り開かれた農地があり、キマダラルリツバメをはじめとする蝶類の好適な生息環境は維持されています。



参考引用) 相模原市 HP「さがみはらの文化財一覧」
相模原市まち・みどり公社機関紙「さがみはらグリーン Vol.72」
日本チョウ類保全協会 生物多様性シンポジウム 2020 質疑応答集

4) 農業農村整備事業履歴との関わり

本市では、主に旧相模原市域と旧城山町域の水田地帯において、区画整備事業やかんがい排水事業が実施されてきました。これらの事業実施により形成された二次的自然についても、環境創造区域の設定に際して考慮すべき事象とみなしました。

→ 農振地区「大沢 相 A-1」、「田名 相 B-3」の一部を環境創造区域としました。

5) 環境創造区域図

1)～4)を踏まえ、環境創造区域を設定しました。なお、環境配慮区域は、環境創造区域以外の農業振興地域です。

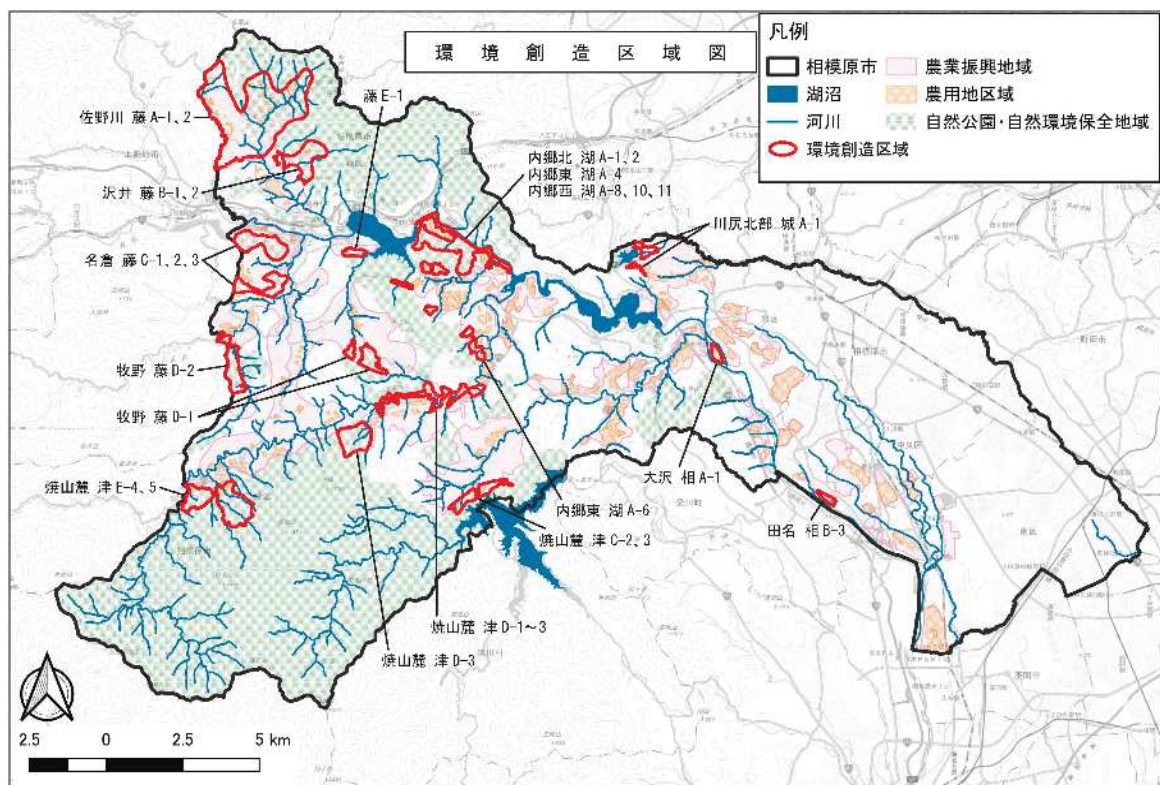


図 5-5 環境創造区域図

表 5-8 環境創造区域の一覧

広域 区分	地域 区分	農振計画 地区名	農振計画 地区番号	旧市町農村環境計画 における地区名・大字名	環境創造区域 の有無
都市部	①都市部	大沢	相 A-2~4	上大島、上九沢、大沢南部	
		田名	相 B-1、2、4	田名西部、下塩田、新宿・塩田	
		上溝	相 C-1、2		
		(記載なし)	相 E-2	麻溝	
		山野・大島界	城 B		
	②相模川 沿岸	大沢	相 A-1	下大島、上大島	○
		田名	相 B-3	望地	○
		新磯	相 D-1		
		麻溝	相 E-1		
		葉山島	城 D		
中山間 地域	③川尻北部	川尻北部	城 A-1、2	広田・小松・城北・中沢	○
	④串川流域	小倉	城 C		
		根小屋	津 B-1、2		
		串川	津 B-3、4	長竹、青山の一部	
	⑤相模湖 津久井湖	三ヶ木・又野	津 A-1~3		
		串川	津 B-5、6	青山の一部	
		内郷北	湖 A-1、2		○
		内郷東	湖 A-3~7		○
		内郷西	湖 A-8~11		○
	⑥鳥屋	焼山麓	津 C-1~3	鳥屋	○
	⑦道志川 右岸	焼山麓	津 D-1~3	青野原	○
		焼山麓	津 E-1~5	青根	○
	⑧藤野北部	佐野川	藤 A-1、2		○
		沢井	藤 B-1、2		○
	⑨藤野 中南部	名倉	藤 C-1~3		○
		牧野	藤 D-1~4		○
(記載なし)		藤 E-1	日連	○	

第6章 農村環境計画の推進体制

1. 推進体制

計画の推進にあたっては、本計画の事業主体である本市農政課が、庁内の関係各課、神奈川県、農林水産省等と調整するとともに、地域住民との対話により関係者の意見を反映させながら施策を実施します。

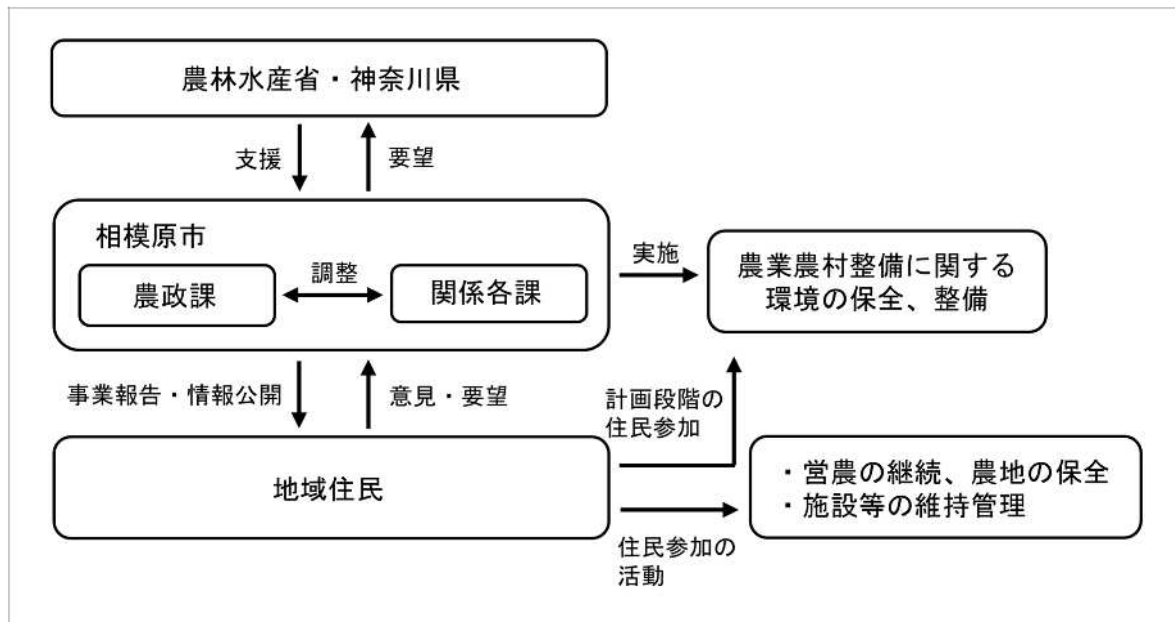


図 6-1 計画の推進体制

2. 住民参加

農地について、農地利用の継続が人間の活動によって形成された二次的自然と結びついた生物多様性の維持には不可欠であり、営農等の農地利用が縮小することにより、良好な農村環境であっても荒廃化が進行し、生物多様性の損失（第2の危機）に繋がります。そのため、農家の営農支援だけでなく、地域住民による積極的な農地保全活動を支援し、地域住民による農地の維持管理を実現します。

農業農村整備事業の実施にあたっては、本計画の内容に留意しつつ、事前に対象地域の住民に対する事業内容の十分な説明を行うとともに、意見を聞き取り、住民意向を反映させた整備を行います。また、農業農村整備事業による環境配慮対策を、事業後も永続的に発揮するためには、地域住民の維持管理が不可欠です。このため、事業の構想段階から維持管理まで、積極的な地域住民の参画を実施します。

3. 関係機関との調整

事業に関連する行政機関と十分に協議を行い、円滑な事業の実施を図ります。また、補助事業を進める際には、助成金を交付する機関に対して本計画の内容を説明し、理解を得られるようにします。

相模原市農村環境計画

令和7年12月発行

発行／相模原市

編集／相模原市 環境経済局 経済部 農政課（津久井班）

〒252-5172 相模原市緑区中野633番 津久井総合事務所内

電話：042-780-1416（直通） FAX：042-784-7474